

令和6年第6回西会津町議会定例会会議録

第1．招 集

- 1．招集日 令和6年12月6日
- 2．場 所 西会津町役場

第2．開会、閉会及び会期

- 1．開 会 令和6年12月6日
- 2．閉 会 令和6年12月11日
- 3．会 期 6日間

第3．議員の応招・不応招

1．応招議員

1番	紫 藤 眞理子	5番	小 林 雅 弘	9番	三 留 正 義
2番	仲 川 久 人	6番	荒 海 正 人	10番	猪 俣 常 三
3番	長谷川 正	7番	秦 貞 継	11番	青 木 照 夫
4番	上 野 恵美子	8番	伊 藤 一 男	12番	武 藤 道 廣

2．不応招議員

なし

令和6年第6回西会津町議会定例会会議録

議事日程一覧

令和6年12月6日（金）……5～30頁

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
- 日程第4 所管事務調査中間報告
- 日程第5 所管事務調査実施報告
- 日程第6 付議事件名報告
- 日程第7 提案理由の説明
- 日程第8 報告第1号 委任専決処分事項

令和5年12月9日（月）……31～77頁

- 日程第1 一般質問（長谷川正、上野恵美子、荒海正人、小林雅弘、秦貞継）

令和6年12月10日（火）……78～116頁

- 日程第1 一般質問（猪俣常三、青木照夫）
- 追加日程第1 副議長辞職の件
- 追加日程第2 副議長選挙
- 追加日程第3 三留正義君の議会運営委員会委員の辞任
- 日程第2 議案第1号 令和6年度西会津町一般会計補正予算（第4次）の専決処分の承認について
- 日程第3 議案第2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第3号 令和6年度西会津町一般会計補正予算（第5次）

令和6年12月11日（水）……117～155頁

- 日程第1 議案第4号 令和6年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）
- 日程第2 議案第5号 令和6年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第2次）
- 日程第3 議案第6号 令和6年度西会津町水道事業会計補正予算（第1次）
- 日程第4 議案第7号 令和6年度西会津町下水道事業会計補正予算（第2次）
- 日程第5 議案第8号 温泉健康保養センター機械室改修工事請負契約の変更契約について
- 日程第6 議案第9号 西会津町地域資源活用総合交流物産館の管理に係る指定管理者の指定について

日程第 7	議案第10号	西会津町地域連携販売力強化施設の管理に係る指定管理者の指定について
日程第 8	議案第11号	西会津町温泉健康保養センターの管理に係る指定管理者の指定について
日程第 9	議案第12号	西会津町森林活用交流促進施設の管理に係る指定管理者の指定について
日程第10	議案第13号	西会津町都市公園の管理に係る指定管理者の指定について
日程第11	議案第14号	西会津町介護センターの管理に係る指定管理者の指定について
日程第12	議案第15号	西会津町介護老人保健施設の管理に係る指定管理者の指定について
日程第13	議案第16号	西会津町高齢者グループホームの管理に係る指定管理者の指定について
日程第14	議案第17号	西会津町地域ふれあいセンターの管理に係る指定管理者の指定について
日程第15	議案第18号	西会津町小規模多機能型居宅介護施設の管理に係る指定管理者の指定について
日程第16	議案第19号	教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
日程第17	提案理由の説明	
日程第18	議案第20号	町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
日程第19	議案第21号	議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
日程第20	議案第22号	令和 6 年度西会津町一般会計補正予算（第 6 次）
日程第21	請願第 4 号	福島県の自然と景観を過剰な再生エネルギー開発から守るための法的な整備を求める意見書提出の請願について
日程第22	議会案第 1 号	西会津町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例
日程第23	意見書案第 1 号	福島県の自然と景観を過剰な再生エネルギー開発から守るための法的な整備を求める意見書
日程第24	議員派遣について	
日程第25	常任委員会の継続審査申出について	
日程第26	議会運営委員会の継続審査申出について	
日程第27	特別委員会の継続審査申出について	

令和6年第6回西会津町議会定例会会議録

令和6年12月6日（金）

開 会 10時00分

散 会 11時57分

出席議員

1番	紫 藤 眞理子	5番	小 林 雅 弘	9番	三 留 正 義
2番	仲 川 久 人	6番	荒 海 正 人	10番	猪 俣 常 三
3番	長谷川 正	7番	秦 貞 継	11番	青 木 照 夫
4番	上 野 恵美子	8番	伊 藤 一 男	12番	武 藤 道 廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	佐 藤 広 悦
副 町 長	大 竹 享	教 育 長	五十嵐 正 彦
総 務 課 長	伊 藤 善 文	学校教育課長	佐 藤 実
企画情報課長	玉 木 周 司	生涯学習課長	矢 部 喜代栄
会計管理者兼町民税務課長	渡 部 栄 二		
福祉介護課長	船 橋 政 広		
健康増進課長	岩 渕 東 吾		
商工観光課長	齋 藤 正 利		
農林振興課長	小 瀧 武 彦		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	五十嵐 博 文	議会事務局主査	品 川 貴 斗
--------	---------	---------	---------

令和6年第6回議会定例会議事日程（第1号）

令和6年12月6日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長諸報告

日程第4 所管事務調査中間報告

日程第5 所管事務調査実施報告

日程第6 付議事件名報告

日程第7 提案理由の説明

日程第8 報告第1号 委任専決処分事項

散 会

（全員協議会）

（広報広聴常任委員会 広報分科会）

○議長　ただいまから、令和6年第6回西会津町議会定例会を開会します。

開会に当たり、一言挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私誠に御多忙のところ、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望いたしますとともに、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、五十嵐博文君。

○議会事務局長　本定例会に、町長より別紙配付のとおり、19件の議案、1件の報告が提出され、受理いたしました。

本定例会までに受理した請願は1件であり、請願の要旨等はお手元に配付の請願文書表のとおりであります。

本定例会の一般質問の通告は6議員からであり、質問者及び質問の要旨は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

例月出納検査結果については、監査委員から報告があり、その写しを配付しております。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育長に出席を求めました。なお、本定例会に、地方自治法第121条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長及び会計管理者を、教育長からは学校教育課長、生涯学習課長をそれぞれ出席させる旨の通知があり、受理いたしました。

以上です。

○議長　以上で諸報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、5番小林雅弘君、6番荒海正人君を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月11日までの6日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月11日までの6日間に決定しました。

日程第3、議長諸報告を行います。

9月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりであります。

日程第4、所管事務調査中間報告を議題とします。

総務常任委員会から、調査中の事件について中間報告をしたい旨の申出があります。

お諮りします。

本件は、申出のとおり報告を受けることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員会からの申出のとおり、中間報告を受けることに決定しました。

総務常任委員会委員長の発言を許します。

総務常任委員会委員長、荒海正人君。

○総務常任委員長 所管事務調査におきまして、所管事務調査中間報告書をもって報告いたします。

所管事務調査中間報告書。

本委員会は、下記のとおり所管事務調査を実施しましたので、会議規則第 45 条第 2 項の規定により、中間報告をいたします。

1、事務調査の期日。

令和 6 年 10 月 15 日から 17 日。

2、調査地及び調査事項。

(1) 山形県川西町、持続可能な地域コミュニティーを目指した取組について。

(2) 山形県川西町、きらりよしじまネットワークと団体の取組について。

(3) 山形県庄内町、子育て支援の取組について。D－l a b o、デジタルラボの取組について。

(4) 山形県舟形町、行政の D X における係長級以下のワーキンググループの取組について。

3、調査結果。

調査結果におきましては、別紙で御説明いたします。

それでは、次のページを御覧いただき、別紙を御覧ください。

総務常任委員会では、所管する事務のうち、政策提言に向けた事務調査を次のとおり実施いたしました。

大きな 1 つ目、持続可能な地域コミュニティーを目指した取組について。山形県川西町。

(1) 調査目的。

人口減少などにより、集落の運営能力の低下が深刻化していく中で、地域運営団体の重要性が高まってきているところであります。管内事務調査を実施した奥川地域づくり協議会の取組を参考に、地域運営団体が継続的に活動していくための課題と行政の関わり方について調査を実施いたしました。

(2) 事業の概要。

川西町では、総合計画に記されている協働のまちづくりの理念を具現化するため、地区ごとに地区経営母体の設立、地区計画の策定が実施されておりました。また、地区公民館を地区交流センターへ移行し、社会教育の拠点から地域づくり、人づくりの拠点として町から地域へ移管されておりました。

川西町の地域づくりは、町と地区の役割を明確に分けることが特徴でありました。

町は地区経営の支援を担い、財政的支援、協働のまちづくり、地域支援事業交付金、人的支援、地域担当職員制による地域づくりの推進、体制支援、地域づくり連絡協議会、地域支援調整会議等を実施しておりました。

地区は自主自立による地域の経営を担っており、地区計画の策定や地区計画に基づく地域経営が求められているほか、地区経営母体の設立や地区交流センターの指定管理受託、地域自治実践活動、人材育成等を担うものとされておりました。

(3) 調査内容といたしましては、町の地域運営の考え方について、集落支援の内容について、地域団体等との連携について調査を行いました。

(4) 委員会としての見解。

1つ目としまして、行政主導・住民主体による地域づくり。

地域計画の策定や地区経営母体の設立等による行政主導・住民主体の取組が住民の自治意識を強くさせ、地域ごとの多様な活動につながっておりました。また、自治意識が醸成されるまでの間、地域ごとに活動の差が生じながらも、町と地区の役割を明確化させ続けてきたことも意識を変化させる上で重要であったと考えます。

本町においても、住民参加の取組が行われているものの、地域運営団体等の住民主体となる団体育成にまでは至っておりません。モデルとなる団体等との関わりを通じて、行政主導・住民主体の考えを参考に意識醸成に向けた支援策の検討も必要と考えます。

2つ目としまして、地域運営団体の育成支援。

川西町では、計画に基づく事業に対し財政支援、人的支援、体制支援、人材育成支援が行われるなど、地域運営団体の育成支援が行われておりました。

本町においては、集落支援事業や奥川地域づくり協議会等との連携を通じて団体育成支援の在り方が模索されているところであり、継続的な関わりの中で支援策の確立が望まれているところでもあります。また、町総合計画で示されている地区別プランに基づく特色ある支援等の検討も必要であると考えます。予算措置においても、国や県の制度活用について検討の必要があると考えます。

次に、大きな2つ目、きらりよしじまネットワークの取組について。山形県川西町。

(1) 調査目的につきましては、大きな1つ目と同様の内容でございます。

(2) 事業概要。

きらりよしじまネットワークは、川西町吉島地区の事業を取りまとめる地区経営母体であります。

活動目的としましては、広く地域活動を振興し、地域住民に対し生涯学習事業、社会教育事業、地域づくり事業、環境保全事業、産業創造事業等を通じて、地域住民の教養向上、健康増進、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する事業を実施しているほか、多種多様な団体等との協働のまちづくりを広域的に展開し、活動のための広報、啓発によるネットワークの拡充をしながら、社会の繁栄に寄与することとしている団体でありました。

主な活動としましては、自治部会、環境衛生部会、福祉部会、教育部会の4つの部会に分かれ、事業展開が行われておりました。

自治部会では、自主防災組織事業や地域交流事業、環境衛生部会では、道路愛護事業や景観整備などの緑化推進事業、福祉部会では、児童クラブ事業や地域サロンの運営、教育

部会では、保護者向けに家庭教育を行う家庭教育学級や青少年健全育成事業などが行われておりました。

町事業を多く受託するなど、町との連携による事業運営がされておりました。

(3) 調査内容につきましては、団体設立の経緯、ビジョン、事業内容、運営体制、町との連携について調査を実施しました。

(4) 委員会としての見解。

1つ目として、地域を担う人材の育成。

きらりよしじまネットワークでは、地域づくりは人づくりであるとの考えの下、事業運営を通じて人材育成が行われておりました。また、育成すべき人材を的確に定義しており、組織を円滑に経営できる人材、組織の事業・活動を的確に運営できる人材の育成に向けた体制づくりがされておりました。

本町においても、町のリーダー育成を目的とした西会津ラボの取組が行われているところであります。事業運営に当たり、町のリーダーに必要な要素やノウハウを明確化し、的確な人材育成を進めることが重要であると考えます。また、組織運営を考えるに当たり、リーダーを支えるマネジャー育成も求められると考えます。

今後の事業展開を考えるに当たり、地域運営団体を導く人材育成も含め、検討が必要であると考えます。

2つ目として、地域の現状認識と地域ビジョンの作成。

きらりよしじまネットワークでは、人口減少率、高齢化率、財政状況、ニーズ調査、事業・サービスの満足度調査などを基に、地域づくりの方向性をまとめた地域ビジョンを策定されていました。

町が支援を行うに当たっては、地域の現状を数値化させることや、地域のニーズや住民の声を的確に酌み取ることも重要であると考えます。

本町においては、町総合計画に地区別まちづくりプランが示されております。今後の計画策定時に地域の実情を反映するため、調査の実施や地区ごとに地区計画が策定されるような支援策の検討が求められるところであります。

次に、大きな3つ目、子育て支援の取組について。山形県庄内町。

(1) 調査目的。

人口減少をはじめ、地域環境の変化とともに子育て環境が大きく変化している中で、ファミリー・サポート・センター事業の必要性が高まっているところであります。今後、ファミリー・サポート・センター設立を含む子育て支援の進展に向け、調査を実施したものであります。

(2) 事業概要。

庄内町は、子育て政策全般を所管する子育て応援課を設置し、子育て応援日本一のまちづくりを目指している町でありました。

屋内遊び場も兼ねた子育て支援センターこっころの整備をはじめ、病児・病後児保育事業、子供医療費の無料化、ランドセルの贈呈、第1子出産時に5万円の商品券を進呈する庄内町誕生祝品事業、子育て支援事業等へのボランティアネットワークである子育てボランティアPOCO事業、広域圏で取り組むファミリーサポート事業である子育ておたすけ

事業などが実施されておりました。

(3) 調査内容につきましては、子育て支援における町の考え、実施事業の内容と実績、民間団体等との連携について調査を実施しました。

(4) 委員会としての見解。

1つ目、ニーズに沿った事業展開。

庄内町で実施されている病児保育、病後児保育やファミリー・サポート・センター事業は、核家族化が進む本町においても子育て環境の充実につながる取組であると考えます。子ども・子育て支援事業計画策定に向けて実施したアンケート調査においても、これらの事業に対するニーズも認められているところであります。

現実的な運営体制を考慮しつつ、委託事業の拡大や広域連携による事業実施も含め、検討する必要があると考えます。

2つ目、小規模団体の育成。

子育て支援において専門的でスピード感のある対応を行うためには、民間団体との連携が重要であります。

庄内町では、子ども食堂への支援などを通じて小規模団体の育成が図られておりました。

本町においても、子育て事業を受託できる事業者が限られていることから、今後の受皿となる団体育成が課題でもあります。子育て政策が重要視される中で、連携できる団体育成にも力を入れる必要があると考えます。

続きまして、大きな4つ目、D－l a b o、デジタルラボの取組について。山形県庄内町。

(1) 調査目的。

人口減少を改善していくに当たっては、町内における雇用創出の必要性が求められているところであります。

令和5年度の管外事務調査で、宮城県日南市において、若者世代の女性を定住させる取組として、主にIT企業の誘致がされておりました。

本町においても、IT企業を含む首都圏企業等との関係構築に向けた取組がされていることから、企業移住のニーズと受入れに当たっての町内の課題について調査を実施したものであります。

(2) 事業概要。

デジタルラボでは住民や事業者の困り事を調査し、地域外の企業が持つデジタル技術とのマッチングを図り、課題解決を目指す取組でありました。地域事業者のデジタル化を推進することにもつながり、町全体の生産性向上や地域活性化にも寄与する取組でもあったということです。

令和5年度より事業が開始されており、現在は町内企業に聞き取り調査を実施し、町外企業からの応募を受け付けた段階でありました。

今後、応募のあった町内企業と町外企業との調整を行い、実証実験を行う予定であるということです。

事業の発展としては、商工会等との連携なども検討されているところであります。

(3) 調査内容といたしましては、事業の内容、運営体制、民間事業者等との連携体制、

具体的な案件の紹介について調査を行いました。

（４）委員会としての見解。

１つ目、既存団体との連携によるネットワーク拡大。

デジタルラボの取組は、まだ事業が立ち上げ段階で実績は少なかったものの、町内企業と町外企業とのマッチングを図り、町内企業の事業効率の向上や新規事業創出を目指す考えは参考にするべきであると考えます。

本町の首都圏企業等との連携事業においては、藤井ＣＤＯを中心に事業展開が行われておりますが、商工会等との連携を通じてより広域なネットワークを構築することで、事業機会創出の可能性も広がると考えます。

続きまして、大きな５つ目、行政のＤＸにおける係長級以下のワーキンググループの取組について。山形県舟形町。

（１）調査目的。

西会津町はデジタル戦略を策定し、デジタル最高責任者、戦略推進本部を中心に、全庁、横断的に戦略の推進が図られているところであります。

さらなる戦略推進に当たり、社会の変化や町の状況を的確に捉え、事業へ反映していくことが必要であります。

事業を担当する若手職員等から意見を酌み上げていく取組や、職員が町民と関わる機会づくりが必要になると考えることから、具体的な対応について調査を実施したのになります。

（２）事業概要。

舟形町では、令和２年度よりデジタルファーストプロジェクトの策定、デジタルファースト推進室の設置、舟形町デジタル化推進計画、ＤＸ推進計画の策定が行われておりました。ＤＸ推進計画の実施に当たっては、副町長を座長にした係長級以下のワーキンググループである情報化推進委員会を設置し、事業の進行管理を行っておりました。

ほかにも地域の課題に即したＩＣＴの活用策を考えるアイデアソンの実施や、現場の職員が抱える問題を洗い出す作業等を通じて、職員のＤＸに対する理解と現場に即した事業展開が検討されておりました。

また、主な財源としては、デジタル田園都市国家構想交付金が充てられておりました。

（３）調査内容としましては、ＤＸ推進体制の整備、役割、若手や現場職員の声をＤＸ推進に取り入れた体制整備について調査を実施しました。

（４）委員会としての見解。

１つ目、ＯＯＤＡサイクルの実践による戦略推進。

舟形町では、若手ワーキンググループである情報化推進委員会がＤＸ推進計画の進捗管理、評価・検証作業、事業改善の方針決定を担っておりました。また、全庁的に計画推進に向けた職員研修やテーマ別のプロジェクトチームが設置されるなど、職員の意識向上が図られておりました。

本町では、デジタル戦略の進行管理及び評価の仕組みとして、目まぐるしい環境状況の変化や想定外の事態に対応するために、多角的な検討と柔軟な発想、臨機応変の実効性を重視するＯＯＤＡサイクルの手法を取り入れております。

今後の戦略推進に当たっては、係長級等及び担当者による幹事会により戦略の進捗管理を行うなどの体制強化を図ることや、職員が庁舎外で業務が行いやすい環境づくりを進めることが重要であると考えます。

2つ目、業務負担軽減に向けた対応。

舟形町では、DX推進計画の実施に当たり、担当部署であるデジタルファースト推進室が、各課の業務負担が増加しないよう補助申請等を担うなどし、計画推進に向けた合意形成の取組が行われておりました。

本町においては、デジタル戦略室を中心に、各課へのヒアリングを基に事業展開を行うなど、戦略推進における合意形成の考え方は異なるものの、業務負担の軽減については今後の事業進展に影響するものと考えることから、これまで実施してきた業務改善の中で継続的に検討すべきものと考えます。

以上で報告いたします。

○議長 　ただいまの報告に対して、質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 　これで質疑を終わります。

これをもって、所管事務調査中間報告を終わります。

日程第5、所管事務調査実施報告を行います。

経済常任委員会委員長の報告を求めます。

経済常任委員会委員長、三留正義君。

○経済常任委員長 　それでは、経済常任委員会の所管事務調査実施報告書を読み上げます。

本委員会は、下記のとおり所管事務調査を実施いたしましたので、会議規則45条第2項の規定により報告いたします。

1番、調査期間。

令和6年10月28日から30日まで。

2番、調査地及び調査事項。

（1）宮城県七ヶ宿町、有害鳥獣対策、移住・定住施策について。

（2）宮城県石巻市、有害鳥獣対策について。

（3）福島県会津若松市、同じく有害鳥獣対策について。

3番、調査結果についてお話ししていきます。

裏のページ、1ページ目からです。

有害鳥獣対策について。

経済常任委員会は所管する事業のうち、有害鳥獣対策について先進自治体の取組を調査・視察を行った。

七ヶ宿町。

1、調査目的。

令和4年度に鳥獣対策優良活動表彰を受賞した七ヶ宿町の取組について、調査・視察を行った。

2番、自治体の概要。

七ヶ宿町は宮城県の南部に位置し、西は山形県、南は福島県と隣接しています。以下、

記載のとおりであります。

3 番、調査概要。

(1) 鳥獣による農作物の被害状況について。

ニホンザルについては昭和 40 年頃から確認され、現在も水稻や果樹、野菜を中心に被害が拡大しつつあると。イノシシについては平成 23 年頃から確認され、平成 24 年以降、水稻及び芋類を中心に被害が拡大ということで、下のアスタリスクにありますけれども、令和元年度の被害総額については、ニホンザル 1,370 万円、150 アール、イノシシについては 4,049 万円、455 アールということでお話を頂戴しました。

鳥獣被害の拡大により、農業生活活動の重大な阻害要因に発展。農業の生産意欲の減退、耕作放棄地の増加、地域の農業振興にも悪影響を及ぼし、被害対策に対する住民要望が多く、地域と連携して被害対策を推進する必要があると考え、平成 20 年度に協議会を設立し、鳥獣被害防止対策交付金を活用しながら対策活動を開始した。

(2) 取組内容について。

被害防除として該当地区内で話し合いを実施してから設置に及び、維持管理方法を決定しました。その上で、侵入防止柵の設置を実施しているニホンザルの追い払いについては、追い払い隊を設置し対応している。

侵入防止柵の設置については、いのししバスターズと銘打ち、町外から援農ボランティアを募集し侵入防止柵の設置を行い、関係人口の拡大を図っているところでもあるということでありました。柵については電気柵とワイヤーメッシュ柵の複合柵、おじろ用心棒と呼ばれるものなのですが、そちらを採用しているということで、おじろ用心棒とアスタリスクで説明がありますが、一番後ろに図表、写真がありますが、これは会津若松市のワイヤーメッシュであります、この一番最上部に、もう少し支柱が伸びていて、そこに電柵を回したものがおじろ用心棒と呼ばれています。

次に、生息状況の把握ということで、宮城県主体の鳥獣被害防止対策高度化事業に参画し、地域の被害及び被害対策状況を取りまとめた集落マップの作成を実施、ヒアリングやセンサーカメラによる生態調査活動を行い、調査内容はGISを活用して情報を集約し、見える化を実施しているということでありました。

継続的な活動として、①侵入防止柵の維持管理は各地区に委任し、点検管理を実施している。②ほかの集落や他市町村との連携した取組を実施。ニホンザルについては、宮城県、山形県、福島県の 19 市町村 7 組合で構成される南奥羽鳥獣害防止広域対策協議会に参画し、県境を越えた連携を実施しているとのことでありました。

活動の成果としましては、侵入防止柵の設置距離、総延長についてお話しいたします。

平成 29 年は、1 万 5,970 メートル。令和 5 年、7 万 4,771 メートル。令和 6 年度については、8,000 メートルを予定しており、総延長 80 キロメートルになる見込みであるとのことでありました。

設置柵の財源としては、中山間地域所得向上支援対策交付金、平成 29 年から令和元年まで。鳥獣被害防止総合支援事業交付金につきましては、令和 2 年から令和 5 年まで。

次の 4 番、視察のまとめとしては、当初、七ヶ宿町では電気柵を防除対策として進めてきた経緯があった。しかし、イノシシの被害により電気柵の効果が低くなってきたことか

ら、鳥獣被害防止対策先進地の兵庫県香美町を視察し、おじろ用心棒の効果と設置メリットを確認し、複合柵の設置に対策を切り替えた。おじろ用心棒は、設置拡大に伴い鳥獣被害も減少していることから、複合型の柵による効果は大きいと考えられる。

また、捕獲についても併用して取組をしているが、捕獲に際しての隊員の負担軽減策として、オリワナシステムやセンサーカメラなどのＩＣＴ機器を導入し、見回りの省力化や、捕獲従事者の心理的負担の軽減と効率的な捕獲活動を進めているとのことでありました。

続きまして、石巻市。

1 番、調査の目的。

本町では、有害鳥獣、イノシシ・猿・熊に加え、最近ではニホンジカの生息も確認されるようになった。ニホンジカの生息数は、今のところまだ少ないと思われるが、今後の被害拡大を防ぐため、早期の対策が求められる。そこで、ニホンジカ対策に取り組んでいる石巻市の現状を調査した。

2 番、石巻市の概要につきましては、記載のとおりであります。

3 番、調査概要。

ニホンジカは昔から牡鹿半島に生息していたが、近年は石巻市全体に拡大しており、市内全域で年間を通して、農林業被害のみならず交通事故などの生活被害が発生している。また、牡鹿半島内での銃猟による捕獲圧強化により、ニホンジカの生息域が内陸部へ移動し、内陸部での生息数が増加している。

ニホンジカは、体長は 70 から 135 センチだが、1.5 メートル以上の障害物を飛び越えるとのことである。また、好き嫌いがほとんどなく、口が届く範囲であればどんな植物でも食べる。年に 1 頭を出産し、11 月から 5 月の妊娠期間には栄養を蓄えるために、作物の被害が発生しやすくなる。特に新しい葉を好むことから、稲の育苗期から分けつ期にかけて稲作の被害が多いということでありました。

(1) のニホンジカの捕獲頭数の推移については、記載のとおりであります。

表の下にアスタリスクがありますが、網と書かれていますが、住民が対策として設置したネット柵に絡まったニホンジカの処理頭数ということになります。

(2) 牡鹿半島ニホンジカ対策協議会の設置。

牡鹿半島周辺で起きているニホンジカ及びイノシシによる自然生態系の被害と、農林業被害の軽減及び人とニホンジカ・イノシシの共生を図るため、緊急かつ重点的に取り組むべき対策を推進することを目的に、隣接する女川町と平成 18 年 1 月に牡鹿半島ニホンジカ対策協議会を設立した。鳥獣被害防止総合支援事業交付金、国の交付金を活用した捕獲報奨金の支給や侵入防止柵の設置支援、箱わな購入などの事業はこの対策協議会の事業として行っているとのことでありました。

(3) 地区協議会の活動としては、記載のとおりであります。

(4) ジビエ利活用ということで、市内には処理加工施設が 2 施設あるということで、女川町に 1 施設がある、いずれも猟友会に属する民間業者が民間施設として自己運営しているということで、捕獲頭数の 15%ほどがジビエとして活用されとのことでありました。

4 番、視察のまとめとして、石巻市では、従来より銃猟とわな猟による捕獲を実施してきたが、高齢化による捕獲実施者の減少が課題となっている。また、地域協議会で防護柵

の設置支援を行っているが、簡易な防護柵のため耐久性に問題がある。

そこで、自分たちの地域は自分たちで守るという考えの下、地域ぐるみの防護柵の設置を推進し、鳥獣が侵入しにくい環境整備を図り、人の生活領域と野生鳥獣の生息域の区分を図っている。

また、防護柵の設置に当たっては、ワイヤーメッシュ入りネットの効果が確認されており、令和4年度は7,500メートル、令和5年度は1万2,000メートルに拡張し、令和6年度は1万メートルにさらに拡張しているということでありました。

会津若松市について、お話しします。

1 番、調査目的。

気候的にもおよそ同様である会津管内でのワイヤーメッシュ柵設置状況や取組を調査する。

2 番、調査地区。

会津若松市港町赤井集落地内を現地とした。

3 番、調査概要。

本町はイノシシなどの被害に電気柵が推進されているが、高齢化と人口減、集落内の戸数の減少と言ったほうがいいでしょうか、これらにより頻回な草刈り管理や設置、また冬期前の解体回収作業が困難なことから、ワイヤーメッシュ柵の設置が選択されたとのことでありました。設置されている現場で、降雪に対しても一定程度の耐久力があり、令和3年度に設置された柵は軽度の湾曲などが見られるが、一度も修繕は行っていないとのことでありました。

さらにイノシシについては、設置されたところでも軟弱な地面の部分は執拗に掘り下げるとのことで、現地で調査した柵の部分でも 20 センチ程度は土中に埋設されてありました。

4 番、視察のまとめ。

集落の高齢化と人口減など本町と似た状況下であり、電気柵の課題とワイヤーメッシュ柵の優位性がよく理解できる調査であった。

続きまして、総括です。

鳥獣被害対策の調査総括。

今回は、本町では未設置であるワイヤーメッシュ柵に力点を置いて調査した。本町では、イノシシによる農作物や土地の掘り起こし被害、また近年、ニホンジカの被害も僅かではあるが確認されていることから、電気柵を推奨してきた本町でも、農業者の高齢化や集落の人口減などから、電気柵の設置改修、設置期間中の維持管理に課題があるところである。

宮城県の七ヶ宿町や石巻市では、国の鳥獣被害防止総合対策交付金の運用を軸とした地域の協議会を設置し、侵入防止柵などの取組を本格的に行っており、対応する鳥獣の種類が多い侵入防止柵でワイヤーメッシュ柵とその上部に電気柵を併用設置するものなどにも取り組み、その効果は被害額からも確認できるようであった。

今回、調査した七ヶ宿町、石巻市、会津若松市ともに、今後も侵入防止柵の設置延長を計画的に伸ばすとのことでありました。

これらの調査結果から、本町の鳥獣被害防止対策においても高齢化と人口減少は共通の

課題であることから、本町もワイヤーメッシュ柵の普及推進について要望のある地区などには早急に協議の場を開き、実施へ向けた取組をすべきである。

ここに提案をして、経済常任委員会の所管事務調査、鳥獣対策についての部分の報告とします。

続きまして、移住・定住、空き家の利活用について。

経済常任委員会は所管する事業のうち、移住・定住、空き家の利活用について、先進自治体の取組を調査・視察を行った。

七ヶ宿町。

1 番、調査目的。

芸術を取り入れた空き家の利活用や先進的な移住・定住施策を行っている七ヶ宿町の調査・視察を行った。

2 番につきまして、調査概要。

(1) 移住者の取組。

空き家をリノベーションして宿泊施設を開業。首都圏からの移住者で、七ヶ宿町に空き家を活用した宿泊施設を開業した。

基本コンセプトとして銘打っているのは、半芸のある暮らしということで、これをコンセプトにしながら体験型の宿泊施設ということで説明がありました。半芸についてですが、記載のとおり生活の半分は芸術という意味で、寝室や談話室などに芸術家の作品などを取り入れたものでありました。

町内にある空き家を町が移住者へ情報提供し、移住へつなげていく施策の中で、マッチング宿泊施設の開業へつながった。

オーナーは東京藝術大学建築科を卒業した建築家で、離職後に地域おこし協力隊として七ヶ宿町へ来町し、活動終了後に移住を決め、現在に至っているとのことでありました。

(2) 移住・定住の取組。

地域担い手づくり支援住宅。

こちらは、町外から移住してくる方を対象に建設する戸建て町営住宅と表現すると分かりやすいかと思いますが、建設する一軒家は、金額として2,450万を上限に間取りを町と相談でき、20年間住むと家と土地が譲渡されるというような内容でありました。

住宅の概要としては、記載のとおりであります。

そして、戸建て町営住宅ということで、基本的な財源措置としては過疎債を軸に運用しているというようなお話もありました。

3 番、運営と実績。

空き家をリノベーションした宿泊施設の運営状況については、期間がちょっとはつきりしていませんが、期間中途から開始されたようで、令和5年8月から令和6年3月までで310名、令和6年4月から6年10月で396名ということで、月平均で47名が利用しているとのことでありました。

宿泊施設開業後に町からの補助などはほとんどなく、宿泊業を生業として行っているとのことでありました。現在、地域にある観光資源の再生を地域の方々と進め、地域活性化の方向でも活躍中とお話でもありました。

宿泊客の主な内容については、外国人が中心的なものであるということで説明があったところであります。

(2) 地域担い手づくり支援住宅の実施。

戸建て住宅のお話です。

平成26年から始まったこの取組は、毎年2件の募集を行っており、令和5年度は残念ながら1件にとどまったが、多くの方が定住し人口減少も横ばいとなっており、一定の効果があると認められるとの説明もあったところでありますので、御案内しておきます。

4番、視察のまとめ。

今回、視察した施設は民間施設であるが、七ヶ宿町の空き家政策の方法性を見ることができた。施設オーナーも語っていたが、働く環境がきちんと整備されていないと移住・定住にはつながらない。これは移住・定住を進める上で、非常に大事なことであったと改めて認識した。

また、このまたからは、地域担い手づくり支援住宅の内容を指してお話ししています。もとい、また、移住・定住の取組では、近年、全国的に行われている空き家のリノベーションとは違い、新築として移住・定住者が自分の思い通りに設計できることが人気の理由だと思われる。七ヶ宿町の保育園の園児はほぼ移住者の子供となっており、少子化対策にもつながっている。

さらに七ヶ宿町では、移住・定住施策と地域住民の利便性向上として、町営のガソリンスタンドの設置や生協とコンビニ大手の提携によるコンビニエンスストアの設置に取り組んでいるとのことでありました。

移住・定住、空き家の総括ということで、今回は、本町に西会津国際芸術村があることから、参考になる事例が多くあると管外視察を行ったところであります。話を伺った方は、元地域おこし協力隊で建設会社に勤めており、本町にも元地域おこし協力隊で建築に携わっていた方もいるので、共通点が多く見受けられた。

空き家であった民宿についても、本町にある空き家とそう変わりなく、利活用の可能性を大いに感じる場所であった。

しかしながら、全国的な問題となっている空き家対策の中で、本町の空き家を利活用してもらうためには、ほかにはない魅力を見いださないといけないと考えるところであります。移住・定住についても同様で、七ヶ宿町がほかにはない魅力的な政策を行っているため、このような効果が現れていると考えます。

参考できるところは参考にし、今後、本町独自の施策提言を視野に入れ、経済常任委員会でさらに調査を深め検討していく次第であります。

以上、経済常任委員会の所管事務調査実施報告であります。

令和6年12月6日。西会津町議会議長、伊藤一男様。

経済常任委員会委員長、三留正義。

○議長　ただいまの報告に対して、質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これをもって、所管事務調査実施報告を終わります。

日程第 6、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元に配付の議会定例会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第 7、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 本日ここに、町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多用中にもかかわらず、ご参会を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件は、「条例の一部改正」「令和六年度補正予算案」など、町政が当面する重要な議案 19 件であります。

以下、そのあらましについてご説明を申し上げますが、それに先立ちまして最近における町政の主要事項についてご報告を申し上げ、議員各位のご理解をいただきたいと思います。

はじめに、「町制施行 70 周年記念式典の開催」について申し上げます。

本町は、昭和 29 年 7 月 1 日に 1 町 9 カ村が合併し、西会津町として町制を施行し、今年で 70 周年を迎えたところであります。

この記念式典は、多くの町民の皆様や先人諸氏が幾多の困難を乗り越え、英知と努力で築き上げてきた歴史を振り返るとともに、本町の新しい時代、未来を創造する出発点と位置づけ、本年度の自治功労者表彰式、自治区長大会並びに納税貯蓄組合長大会と併せて、去る 11 月 14 日、さゆり公園体育館において開催したところであります。

記念式典では、本年で 25 周年を迎えた「さゆり銭太鼓」や新たな健康づくりとして取り組む「さすけねえ輪音頭」の披露、本町が誕生してから 70 年の歩みをまとめたビデオ上映のほか、第 1 部として、町名誉町民条例に基づき、町の発展等に多大な功績があり町民が誇りとして敬愛する方に称号を贈る名誉町民として、野沢町内出身の新田興助氏に称号記を贈呈するとともに、自治功労者表彰並びに自治区長・納税貯蓄組合長それぞれの永年勤続者への感謝状の贈呈、さらに、町制施行 70 周年を記念して各般において町の発展に大きくご尽力いただいた団体に対しまして感謝状を贈呈し、多年にわたるご尽力に改めて感謝の意を表するとともに、今後とも、町政発展のために、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

第 2 部では、杏林大学客員教授・こども家庭庁参与・前東京都三鷹市長の清原慶子さんを講師にお招きし、『多世代交流』で開く西会津町の未来」と題した記念講演を行いました。

当日は、福島県・鈴木正晃(すずき・まさあき)副知事、県議会議員・瓜生信一郎様、江花圭司様、国・県の出先機関の長、近隣市町村長、交流市町村長、町議会議員をはじめ、町内外から多くの皆様のご臨席を賜り、本町のさらなる発展に向け、盛大に開催することができました。ご臨席くださいました皆様、開催にご協力いただきました皆様に衷心より感謝を申し上げます。

町といたしましては、これを契機に、今後、80 年、90 年、100 年と続くよう、これからも持続可能なまちづくりに取り組んでまいりますので、議員各位、町民の皆様には引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、『にしあいづ学』の発刊について申し上げます。

町歴史文化基本構想推進委員会の決定を受け、昨年度より町の自然や歴史、文化を学ぶことができる冊子の作成に取り組んでまいりましたが、今年１０月に完成し、今般の町制施行７０周年記念事業として１１月中旬に、町内全世帯に配布したところでございます。「にしあいつ学」は全６章からなる章立てとなっており、平易な文章をこころがけ、写真や図表を多く取り入れることによって、よりわかりやすい内容とし、さらにＱＲコードを使用して画像や映像とリンクさせるなどデジタル技術も使いながら、小・中学生の学習資料や生涯学習での活用も視野に編集されており、郷土愛の醸成や歴史、文化の保存・継承、地域コミュニティの強化など、広く活用いただける内容となっております。

発刊にあたりご尽力をいただきました関係者の皆様に、改めて御礼を申し上げる次第であります。

次に、「西会津町デジタル戦略の推進」について申し上げます。

町では、日々進化するデジタル技術を戦略的に活用し地域の課題解決や行政サービスの向上、さらに移住定住の促進等を図るため、令和３年３月にデジタル戦略を策定し各種事業に取り組んできたところであります。

本戦略は、町全体・全課において様々な分野で取り組んでおりますが、企画情報課デジタル戦略室の本年度の主な事業では、引き続きデジタルデバイド対策として、デジタル教室やよろず相談の開催、地域におけるデジタルに詳しい人材の育成などを行っているほか、首都圏企業との関係構築共創事業や米の新たな販路拡大、関係人口・交流人口の拡大を目的とした石高プロジェクト事業などを実施しております。

また、デジタル戦略の先進地研修として、去る９月３０日、１０月１日の２日間、長野県塩尻市を訪問し、「最先端のデジタル技術を活用したまちづくり」について、百瀬敬（ももせたかし）市長との意見交換を行ったほか、デジタル技術の活用を通じた産官学民が連携した取り組みについて伺ったところであります。

この先進地研修に併せて、本町と連携協定を締結しているセイコーエプソン株式会社本社及び広丘事業所を訪問し、最先端の印刷技術や環境へ配慮した循環型資源を取り入れた製品開発について視察したところであります。

町といたしましては、今後も引き続き連携協定企業との相互連携を図るとともに、デジタル戦略をさらに推進し、様々な課題の解決、町民の皆さんの利便性と行政サービスの向上等を図り、持続可能なまちづくりを進めてまいりますので、ご理解願います。

次に、「一般社団法人日本財団ドワンゴ学園準備会及び学校法人ドワンゴ学園との事業連携」について申し上げます。

町では、多様化する教育環境・教育格差に対応した日本発の本格的なオンライン大学である（仮称）ＺＥＮ大学について、開学に向けた準備を進めている一般社団法人日本財団ドワンゴ学園準備会と、沖縄県うるま市を拠点にインターネットと通信制高校の制度を活用したネットの高校、Ｎ高等学校等を運営している学校法人角川ドワンゴ学園との３者による事業連携協定を今年３月に締結したところであります。

このたび、一般社団法人日本財団ドワンゴ学園準備会が文部科学省に申請しておりましたＺＥＮ大学の設置について、去る１０月２９日に正式に設置認可を受けたところであります。

このＺＥＮ大学は、１学年あたり定員３,５００人、総定員１４,０００人となる大学であり、オン

ラインでの基本カリキュラムのほか、ZEN大学が設置する国内外約40カ所の地域連携プログラム拠点の1ヶ所として本町が位置付けられることになり、年間数10人程度の希望学生が長期滞在しながら本町の地域資源を活かした活動プログラムを町内において学ぶことになることから、この学生との交流により集落支援や担い手不足の解消など「未来型“結”」を核とした、交流人口の拡大、若い人材の確保、長期滞在による移住定住者の増加など、様々な分野における活性化が期待されます。

今回の設置認可を受けて、今後町では、ZEN大学側と学生の受入れについての本格的な協議を進め、令和7年4月の開学に向けた準備を支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、「都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進支援事業」について申し上げます。

本事業は、都市部の子どもが農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子供の成長を支えるとともに、受入れ地域の活性化や、交流による地域間の相互理解に寄与することを目的とした国の委託事業であります。

このたび、秋の農山漁村体験事業として、東京都北区の小学校1年生から3年生の児童とスタッフ等総勢22名による体験交流事業が、去る11月16日、17日の2日間の日程で奥川地区において実施されたところであります。

体験交流事業では「秋の奥川・里山・里遊び体験」として、焚火や焼き芋、奥川地区住民との漬物づくり、羽釜で炊いたご飯によるおにぎりづくりなど、地域との交流や自然体験を通じて、地域の伝統文化に触れる機会の創出に努めたところであります。

この体験交流事業は、奥川地域づくり協議会をはじめ、地元奥川地区の関係者の皆様のご協力のもと実施することができました。改めて衷心より感謝申し上げます。

なお、本事業では、来年1月にも「冬の体験事業」の実施を予定しており、今年度の事業により様々な課題等の検証を行い、継続的に地域に関わってもらえるような仕組みづくりを進め、地域の持続的発展と活性化に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、「磐越自動車道四車線化等事業」について申し上げます。

磐越自動車道の4車線化に向けた関係自治体での情報や課題を共有し、課題解決策の検討を行うとともに、関係自治体における整備促進機運の醸成を目的とした、第4回磐越道四車線化等連絡会議が、11月1日に本町において開催され、北陸地方整備局や東北地方整備局をはじめ新潟・福島両県の担当課、本町や新潟県阿賀町などの関係市町村により、進捗状況の確認と情報共有が行われました。

会議では、新潟方面では龍ヶ嶽トンネル工事の工事業者について、7月に契約を締結し、現在、現場事務所の開設と、来年開始される掘削工事の準備を進めていることや、その先新潟県境の黒森山トンネル工事については、令和7年2月に工事業者が決定する予定であることなどが報告されたほか、会津若松方面では東松トンネル工事の入札に向けた手続きが開始されることなどが説明されました。

町といたしましては、今後も一層の事業の推進に向け、東日本高速道路株式会社をはじめ

国土交通省など、関係機関へ積極的に働きかけを行ってまいりますので、ご理解願います。

次に、「令和6年度秋季消防訓練」について申し上げます。

去る10月20日、町消防団、各分団区域内において、令和六年度秋季消防訓練が実施されました。

これまで秋季消防検閲として式典形式で実施しておりましたが、消防団改革の一環として、より実践的な取り組みとするため、今年度より、実際の火災を想定し、火災発生場所を知らせない緊急招集訓練を行い、発生場所の覚知から出動、現地到着後の車両・ポンプ・団員の配置の指揮など、即座の対応力が求められる本番さながらの訓練として実施されました。

また、訓練では消防支援隊や地区住民による初期消火、女性消防隊による火災予防の呼びかけなどが行われ、これから火災が発生しやすい時期を迎えるため、火災予防への啓蒙を図りました。

今後も、町消防団と訓練全般について評価・検証を行い、さらに実効性のある訓練の実施を目指してまいりますので、ご理解願います。

次に、「雪害対策本部の設置」について申し上げます。

これから本格的な降雪期を迎えるにあたり、去る12月1日付けで「西会津町雪害対策本部」を設置いたしました。

これにより、関係機関、団体と連携を図りながら、雪害の予防、応急対応、町民への周知に努め、雪による事故や交通障害等で町民生活に支障を来さないよう、万全を期してまいりますので、ご理解願います。併せて、2日には、除雪センターで除雪事業出動式を行い、除雪車両の点検を行うとともに安全で事故のない除雪作業を要請したところであります。

次に、「今冬の除排雪対策」について申し上げます。

まず、「雪処理支援隊」についてであります。11月までの対象世帯調査により、従来の除排雪や見守り、声掛けなど一連の対象となる29世帯に、今年度から新たに設けた、降雪の状況により見守りや声掛けなどの支援が必要となる五世帯を加え、合わせて34世帯の支援を見込んでおります。

また、昨年度から町農業公社に現場作業を委託しておりますので、引き続き連携を図り、必要な方に必要な形で支援を届けることにより、冬期間の安心を確保してまいります。

次に、「除排雪費用助成事業」であります。豪雪対策本部の設置の有無にかかわらず、75歳以上の高齢者世帯や障がい者世帯等で、自力での除排雪が困難な非課税世帯を対象世帯として助成するものであります。

助成額は年間1万円で、申請により給付券を交付するもので、現在、対象世帯へ通知し、申請の受付を行っております。

なお、この除排雪を行う事業者につきましては、町内の事業所や個人事業主等、130件以上の登録を見込んでおり、募集は現在も行っております。併せて、本事業の対象世帯以外の方で、除排雪を依頼できる事業者を紹介してほしいとの問合せもあることから、登録事業者の中で公表を承諾いただいた事業者につきましては、全戸回覧やホームページ、「雪に関する相談窓口」等を通じて周知を図り、身近なところで気兼ねなく作業を依頼できる体制整備に努めておりますので、ご理解願います。

次に、「町の除雪事業計画」について申し上げます。

まず、本年度の除雪事業計画につきましては、去る１１月１９日に、自治区長及び関係者の出席をいただき、説明会を開催したところであります。

道路除雪につきましては、町の除雪受託組合と直営のオペレータにより、生活道路や歩道を中心に早朝の通勤、通学等に支障が生じないよう万全の体制で実施してまいります。また、狭隘(きょうあい)な町道につきましては、地域の皆さんの協力をいただきながら町が貸し出す小型除雪機械により除排雪作業を実施していく考えでありますので、ご理解願います。

次に、「健康づくり特別講演会」について申し上げます。

町では、これまで取り組んできた健康づくり事業をさらに充実させ、健康寿命の更なる延伸と健康長寿に向けたまちづくりを進めるため、去る１０月１２日に本町の健康づくりアドバイザーの鎌田實先生を講師にお招きし、西会津中学校の多目的ホールを会場に、「健康づくり特別講演会」を開催いたしました。

講演会では、フレイルや認知症予防にも役立つ新しい体奏(たいそう)「西会津さすけねえ輪音頭」を披露し、その後、「町制施行７０周年記念 健康長寿のまち西会津へ～脳卒中・認知症・筋肉の虚弱を減らそう～」と題し、脳卒中や心臓病、認知症などの予防法をはじめ、減塩の取り組みや野菜摂取の重要性、さらに、運動がもたらす記憶力アップの効果などを来場者の皆さんに分かりやすくご講演いただきました。

今回の講演会には、約３００名となる多くの町民の皆さんにご来場いただき、時折メモをとりながら熱心にご聴講されるなど、健康づくりへの関心の高さが伺えたところであります。

今後も鎌田先生の指導を仰ぎながら、「からだ」「こころ」「つながり」の三つの「さすけねえ輪の健康づくり」による健康寿命延伸に向けた取り組みにより、町民や関係者の意識の高揚を図りながら、健康長寿に向けたまちづくりをより一層推進してまいりますので、ご理解願います。

次に、「西会津国際芸術村開村２０周年記念式典」について申し上げます。

西会津国際芸術村は、平成１６年９月に廃校となった旧新郷中学校の木造校舎を活用して開村し、リトアニア共和国をはじめとした外国人芸術家が滞在しながら創作活動を行う場としたことから始まり、現在では、滞在アーティストとの交流、公募展や各種ワークショップの開催など、地域活性化推進のための拠点として活用しており、このたび、去る９月２５日に、これまで国際芸術村の活動にご協力をいただきました関係者の皆様にご参加いただき、開村２０周年記念式典を開催したところであります。

当日は、駐日リトアニア共和国大使館の文化担当官、元駐日リトアニア共和国大使、リトアニア共和国の第一期アーティストなどをお招きし、これまでご尽力いただきました方々への感謝状の贈呈や、「芸術村の２０年をふり返る」と題したトークセッションを開催したほか、交流会では、今後の取組みの展望などについて意見が交わされたところであります。

次に、「第１９回西会津国際芸術村公募展２０２４」について申し上げます。

本年で１９回目を迎えたこの公募展は、去る９月２５日から１０月２０日の２６日間、西会津国際芸術村において開催されました。

設立当初の「芸術文化の力で国境を越えた交流を生む」という思いのもと、美術の道を志す青少年や美術を愛する大人まで、交流と表現の場を生み出すことを目的に開催されており、今年度の応募については、Ｕ（アンダー）１５の部４３点、Ｕ（アンダー）１８の部３８点、

一般の部 73 点で、合計 154 点でありました。

開催期間中、全国から寄せられた力作の鑑賞に、町内外から七百人を超える方々にご来場いただき、芸術に触れあっていただきました。

今後も、芸術を通じた青少年の健全育成と、様々な催事やイベントの実施による交流人口・関係人口拡大の拠点として芸術村を活用してまいりますので、ご理解願います。

次に、「台湾でのトップセールス及び西会津 P R イベント」について申し上げます。

本事業は、町議会七月臨時会で補正予算をご議決いただきました、復興庁所管の福島再生加速化交付金を活用し実施したものであります。

本交付金の目的であります、福島県外に対して福島県の地域の魅力を継続的に発信する環境を整備し、地域が主体的に情報発信できる体制を整えるとともに原子力災害に起因する風評の払拭を図り、福島の復興・再生の加速化を図るための取り組みの一環として、去る 10 月 23 日から 28 日までの 6 日間、台湾インバウンドに向けた本町の魅力発信を目的とした「台湾でのトップセールス及び西会津 P R イベント」を実施したところであります。

具体的には、私をはじめとした職員等が台湾を訪問し、台北市での『「日本の田舎、西会津町。」ナイト イン 台湾』の開催、西会津中学校へ本を贈呈いただいた台南市政府への訪問、本町と同じ米处で秋に稲穂に囲まれた会場で芸術祭を行う台東県池上郷への視察、台湾旅行会社への訪問を実施したところであります。

今後は、観光分野の台湾人インフルエンサーに来町いただき、本町の魅力を発信していただく事業や台湾の旅行会社と連携して本町へのツアー造成へと繋げてまいりますので、ご理解願います。

次に、「第 39 回西会津の文化と産業祭（西会津ふるさとまつり）」について申し上げます。

本年で 39 回目を迎えた「西会津の文化と産業祭」は、去る 11 月 2 日、3 日の 2 日間にわたり「さゆり公園多目的広場」をメイン会場として開催いたしました。

また、開催に先立ち 10 月 31 日からプレオープンとして、文化祭部門及び健康福祉まつり部門の作品を展示し、多くの町民の皆さんにご来場いただいたところであります。

開催初日は、オープニングセレモニーでの大山さゆり太鼓の披露から始まり、町内の皆さんによる「民俗芸能と民謡の集い」、吉本芸人の方々や、福島ゆかりのミュージシャンの方々などによる「さゆりラフ・アンド・ミュージックフェス」、2 日目には、「にしあいづ紅葉ウォーク」をはじめ、西会津産新米コシヒカリなどの賞品が当たる「ふるさとじゃんけん大会」の他、恒例の「桐ゲタ投げ全国大会」、さらに新たなアクティビティイベント「サップ体験ツアー」など様々な催しを開催しました。

この他、本町自慢の美味しいお米をはじめ、新蕎麦、みそラーメンや西会津高校魅力発信隊のカフェなど、本町の文化、自然、食などを存分にご堪能いただいたと感じたところであります。

また、本年は、県産米を全国に P R するキャンペーンクルー「ふくしまライシーホワイト」による西会津産米の P R を実施したほか、体育館では町制施行 70 周年記念事業として町内各所で展示した「にしあいづなつかし写真展」の作品を一堂に集めて展示しました。

初日はあいにくの雨模様となりましたが、2 日目は爽やかな秋晴れとなり町内外から大勢の皆様にご来場いただき、盛会裡に終了することができました。

このふるさとまつりの開催にあたりまして、ご協力いただきました関係各位に感謝申し上げますとともに、ご参加いただきました皆様に対しまして御礼を申し上げます。

今後も、地域の活性化が図られるよう充実した「西会津の文化と産業祭」としていきたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、「西会津お米ツアー２０２４及びお米ナイト２０２４」について申し上げます。

西会津お米ツアー２０２４につきましては、１０月１４日から１５日の２日間、東京都内を中心にグルメ、出版、芸能などに携わる著名人２名を町内に招聘し、本町の誇れる地場産品を一堂に会し、この地場産品が生まれた本町の風土を体験していただくとともに、生産者や事業者等との意見交換及び商談等を行ったところであります。

また、西会津お米ナイト２０２４につきましては、１１月２４日、本町の誇る米を中心として、米の生産者や米関連の商品開発に携わった事業者、本町ゆかりのミュージシャン、さらに先般のお米ツアーに参加された食に関する業界の著名人などを招聘し、西会津町のオリジナル商品の認知度アップと商談を行うため、東京都港区南青山においてＰＲイベントを開催したものであり、当日は一般参加者約百名、本町からの関係者約２０名の合計約１２０名が参加したところであります。

本事業は、米、ミネラル野菜、菌床キノコ、六次化商品など本町の主要農林産物等の地域ブランド化や、新たな販売ルートの拡大、新たな商品開発による新産業の創出等を図ることを目的として実施したところであり、今後も、地域の活性化が図られるよう充実したプロモーション活動を継続してまいりますので、ご理解願います。

次に、「ふるさと応援寄附金事業」について申し上げます。

本事業につきましては、在京西会津会の会員の皆様をはじめ、多くの皆様にご協力とご支援をお願いするとともに、「さとふる」や「楽天」など十一箇所のインターネットサイトを活用した地場産品のＰＲ、現地ツアー及び都内ＰＲイベントの開催や「ふるさとチョイス大感謝祭」での消費者との交流などを通して、「西会津ファンづくり」による寄附金の拡大を図ってまいりました。

その結果、令和６年１１月１日現在、５,８３０件、１１８,２６５,１００円のご寄附をいただいております、１０月の制度厳格化に伴う駆け込み需要のあった昨年と比較しますと、件数は８２９件減少したものの、寄附金額は２７,１０７,１００円増加している状況であります。

今後も引き続き返礼品の開発やインターネット等でのＰＲを行い、魅力ある町づくりのための財源確保に向け、広く寄附を募り、子育て支援や教育、農業支援、健康づくりなど、町の重要施策の推進に寄附金を有効に活用してまいりますので、ご理解願います。

次に、「西会津応援大使の委嘱」について申し上げます。

「西会津応援大使」は、本町の豊かな自然や歴史、文化、芸術、観光等の情報を広く発信するとともに、本町のイメージ向上と観光の活性化や企業誘致についての情報を得るため、本町にゆかりのある町外在住者を委嘱するものであります。

去る１１月２４日に開催しました西会津お米ナイト２０２４の会場におきまして、本町ゆかりのミュージシャンである渡辺俊美さんや、食品企業アドバイザーで食ベログフォロワー数日本一の川井潤さん、「旅するおむすび屋」として活動している菅本香菜さん、テレビのナレーターとして活躍している木村匡也さんの四名を新たに「西会津応援大使」に委嘱いたし

ました。

これにより「応援大使」の総数は十一名となりましたが、「応援大使」のお力を借りながら本町の魅力を強力に発信し、産業振興や経済の活性化、関係人口の増加等を図ってまいりますので、ご理解願います。

次に、「地域おこし協力隊の配置状況」について申し上げます。

地域おこし協力隊につきましては、現在、「芸術」「集落支援」「CATV(ケーブルテレビ)番組制作」「デジタル戦略推進」「ICT教育支援」「有害鳥獣対策」「農業後継者」「農地保全」「ボランティア支援」の9分野に各1名ずつ、9名の隊員を配置しておりますが、11月1日付けで「CATV番組制作分野」に新たに1名を加え、10名体制となったところであります。

また、現在、令和7年度の採用に向けた隊員の募集を行っているところであります。

町といたしましては、様々な地域課題の解決に向け、今後も地域おこし協力隊制度を積極的に活用するとともに、隊員がそれぞれの能力を活かした活動ができるよう支援し、任期終了後も定住できるよう努めてまいる考えでありますので、ご理解願います。

次に、「地域計画(案)の策定」について申し上げます。

人口減少や高齢化の進展、農業担い手の減少や遊休農地の増加を背景とした農業経営基盤強化促進法等の一部改正により、今年度末まで策定が義務付けられた「地域計画」につきましては、本年1月より地域計画策定説明会を開催し、その後、開催要請があった延べ22自治区等の集会所などで説明会を開催し、2月下旬からは大字等の単位で「協議の場」を延べ27地区で開催してまいりました。この「協議の場」には、自治区長や担い手の皆さん、農業委員などにお集まりいただき、地域の現状や課題、将来の農業や農用地利用の在り方に係る話し合いのほか、目標地図の作成作業を行ったところであります。

町では、この「協議の場」での地域関係者の話し合いの結果を踏まえ、5地区の地域計画(素案)を取りまとめ、去る10月6日から13日まで、大字等の単位で説明会を開催し、内容の確認と意見等をいただき、計画案として策定したところであります。

この地域計画(案)についてであります。今後の地域農業の維持・発展と、農地保全、効率的な農地利用に係る各地区の目標であり、この後、全員協議会で議員各位にご説明申し上げ、公告の手続きを経て、来年3月の策定に向けて作業を進めてまいりますので、ご理解願います。

次に、「第11回西会津うまい米コンテスト」について申し上げます。

本コンテストは、西会津産米のPRと、生産者の栽培技術の向上を目的に、平成26年度から開催しております。今年度は、「コシヒカリ部門」に85点、コシヒカリ以外の「こだわりの品種部門」には10点の応募がありました。

コシヒカリ部門では、一次審査において食味分析計及び整粒検査により、上位5名を選出した後、去る10月24日に開催した二次審査においては、米に関し知見を有する6名の審査員と、今回は町制施行70周年を記念して、同コンテストの最優秀賞を3回受賞し殿堂入りした「町の米作りの巨匠」と一般公募者が加わった計8名による実食審査を行ったところであります。

この結果、漆窪の會澤真さんの米が、西会津うまい米に決定し、また、こだわりの品種

部門は、最も食味値の高かった柴崎の高橋正さんの「ミルキークイーン」が３年連続で奨励賞を受賞しました。今年は、少雪と少雨による田植期の水不足、夏は猛暑が続いた一方、９月は雨の日が多く、また、倒伏が発生するなど厳しい気象条件だったにもかかわらず、入賞した米はいずれも審査員から高い評価を受けたところであります。

町では今後も美味しく良質な西会津産米を全国の多くの消費者の皆さんにＰＲし、引き続き、生産者や販売事業者と連携を図り米の販売促進に取り組んでまいりますので、ご理解願います。

次に、「令和６年産米の作柄とモニタリング検査」について申し上げます。

農林水産省による１０月１１日公表の米の作況指数であります。全国は「１０２」の「やや良」の見込みとなり、福島県内では中通りと浜通りで「１０４」の「やや良」、会津は「１０３」の「やや良」の見込みとなったところであります。

水稻の作柄については、会津よつば農業協同組合への米の出荷買入れ状況を見ますと、本町の一等米比率は１１月１９日現在で９０．５パーセントとなっており、田植期の水不足や収穫期の倒伏などの影響があったものの一等米比率は例年並みになったところであります。

また、米の放射性物質検査につきましては、本町では早期出荷米が８月２９日から始まり、９月１３日には全ての出荷の自粛が解除され、西会津産米の安全・安心が確認されたところであります。

町といたしましては今後も、美味しい西会津産米の生産が継続されるよう支援してまいりますので、ご理解願います。

次に、「鳥獣被害防止対策」について申し上げます。

例年のように今年もツキノワグマの出没情報が寄せられ、現地調査を行った上で必要に応じ、追い払いや捕獲など被害防止に取り組んでまいりました。１２月１日現在のツキノワグマの捕獲数は２４頭で、出没の多かった昨年の同時期と比較し、５７頭減少している状況であります。

また、イノシシについては、稲の踏み倒しや畦畔の掘り起こしなどの被害が町内各地で発生しておりますが、町が行っている電気柵設置への補助支援により、対策を講じた農地においては被害が抑えられている状況であります。１２月１日現在のイノシシの捕獲数は５６頭となっており、このほかニホンザルが３５頭、ニホンジカは１３頭の捕獲数となっております。

今後は、積雪期に入ることから、イノシシ対策として猟友会に定期的な巻き狩りを依頼し、加害個体の捕獲に努めるとともに、被害防止のため引き続き、電気柵設置などの被害防除、有害捕獲、集落環境整備の３つの対策を複合的に実施してまいりますので、ご理解願います。

次に「道路網の整備」について申し上げます。

町では安全・安心の確保と持続性のある地域づくりを支え、良質な社会資本を将来に確実に引き継ぐため、効果的な整備と効率的な維持管理に努めているところであり、本年度は懸案事項の一つであった「町道小杉山線」の国道４００号との接続部の改良が完成したところであります。今後も、地域の実情や要望を踏まえ、計画的に整備を進めてまいりますので、ご理解願います。

次に「会津防災事業」について申し上げます。

国土交通省郡山国道事務所で事業実施中の国道49号会津防災事業につきましては、平成26年度より事業に着手しておりますが、今年度は藤トンネルの手前の橋りょう下部工事を実施しているところであります。

町といたしましては、今後も引き続き、整備促進に向けた要望活動を行ってまいりますので、ご理解願います。

次に、「西会津学びあいランド」について申し上げます。

西会津小・中学校の教育環境をさらに充実させ、小・中学校の別なく活用できるようにするとともに、授業だけでは学べない様々な学びに対応できるような場所と機会を創ること、そして小中学生はもとより、地域の皆さんにおいても、誰もが楽しく学ぶことができる西会津ならではの開かれた学校を目指して、9月20日にオープニングセレモニーを開催し、「西会津学びあいランド」としてオープンしたところであります。

学びあいランドには、プログラミングなどを学び3Dプリンターを使ってアイデアを形にできる「探求創造ランド」、西会津の歴史文化などを学び未来を考えることができる「ふるさと未来ランド」、楽しく英語を学び世界の人々と交流できる「世界交流ランド」、楽しく体を動かし健康な体づくりや体力づくりができる「健康スポーツランド」、自然観察や野菜づくりなど自然に親しむ体験ができる「自然体験ランド」の5つがあり、今後それぞれのランドで様々な講座などを開催していく予定です。

町としましては、本取組により、小中学生が年齢や世代等を超えて地域の皆さんをはじめとする様々な人と交流することにより、全ての皆さんのウェル・ビーイングの実現に努めてまいりますので、ご理解願います。

次に、「市町村対抗の各種スポーツ大会の結果」について申し上げます。

はじめに、「第18回市町村対抗福島県軟式野球大会」について申し上げます。

本大会は9月14日に開幕し、西会津町チームは大会2日目の9月15日に福島市の信夫ヶ丘球場において田村市チームと対戦しました。接戦の末惜しくも敗退となったところであります。強豪相手に町の代表として全力でプレーされた選手の皆さんの今後更なる活躍を期待しております。

続きまして、「第11回市町村対抗福島県ソフトボール大会」について申し上げます。

本大会は相馬市光陽ソフトボール場を会場として行われ、一回戦、不戦勝となった西会津町チームは、10月12日に二回戦で国見町チームと対戦しました。昨年度準優勝した相手に、選手の皆さんは最後まで全力プレーで挑みましたが、残念ながら敗退となりました。

続きまして、11月17日に行われました「第36回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会」について申し上げます。

西会津町チームは、7月から週3回の練習を実施し、チーム力と走力の強化に取り組んでまいりました。

大会当日は気温が上昇し、3チームが途中棄権となるなど、例年になく厳しいコンディションの中、本町チームは、無事に走りきることができ、参加50チーム中、39位でゴールいたしました。

以上、市町村対抗競技においては、選手、関係者のご努力に敬意を表しますとともに、ご声援いただいた多くの町民の皆様に感謝申し上げ、次年度以降の更なる成績の向上に向け、

町といたしましても引き続きチームを支援してまいります。

次に、12月1日現在の「建設関係事業」の実施状況であります。お手許に配付いたしました資料のとおりでありますので、ご了承をいただきたいと思います。

続きまして、今回提出いたしました議案についてご説明を申し上げます。

まず、議案第1号「令和6年度西会津町一般会計補正予算（第4次）の専決処分の承認」についてであります。去る10月27日執行の第50回衆議院議員総選挙に係る補正であり、専決により調製いたしましたので、承認をお願いするものであります。

次に、議案第2号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

国の人事院は8月8日、民間給与と公務員給与の格差を解消するため、月例給の引き上げ及び期末・勤勉手当の支給月数を引き上げる勧告を政府に対し行ったところであります。

これを受け、県人事委員会は10月2日人事院勧告に準じ、若年層を中心に職員の俸給について、平均2.8パーセント引き上げるとともに、期末手当の支給月数を0.05月分、勤勉手当の支給月数を0.1月分引き上げ、人事院勧告の内容を踏まえた令和六年度以降の給与制度の総合的な見直し等の勧告を県と県議会に行ったところであります。

市町村の職員等の給与につきましては、国及びその他の地方公共団体、民間事業者等の給与を考慮して定めることとされていることから、本町におきましても勧告制度の意義を尊重し、人事院及び県人事委員会の勧告に準じ、令和六年度より、職員の俸給について、平均2.8パーセント引き上げるとともに、期末手当の支給月数を0.05月分、勤勉手当の支給月数を0.1月分引き上げるための改正を行うものであります。

次に、議案第3号「令和6年度西会津町一般会計補正予算（第5次）」についてであります。9,522万2千円を増額し、予算総額を70億5,443万4千円とするものであります。

今次補正の主な内容といたしましては、建設改良事業、災害復旧事業に係る事業費の調整、農地集積・集約化対策事業の追加計上や土地改良施設整備補修事業の新規計上をはじめ、国の人事院勧告、県の人事委員会勧告の内容と職員の異動等を反映させ、給与等を調整したものであります。

補正の財源につきましては、国・県支出金などを調整することとし、財源調整の結果、不足分につきましては、財政調整基金から繰り入れることといたしました。

次に、議案第4号から第7号の「特別会計補正予算」等についてであります。職員の給与等の調整や特定の目的に応じた事業の実施に伴い、所要の経費を調整したものであります。

次に、議案第8号「温泉健康保養センター機械室改修工事請負契約の変更契約」について申し上げます。

本案は、現在工事を進めております機械室改修工事において、現地を再精査した結果、新設する配管が既存の配管と干渉するため撤去工事が必要となったことや、今後の維持管理を考慮し、配管の架台を3箇所増設して補強を図ることなどから、工事請負額を増額するため、議会の議決をお願いするものであります。

次に、議案第9号から議案第18号の「公の施設の管理に係る指定管理者の指定」について申し上げます。

現在、町では、公の施設につきまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき

指定管理者を指定し、施設の管理運営を行っております。このうち、議案 9 号の「西会津町地域資源活用総合交流物産館」から議案第 18 号の「西会津町小規模多機能型居宅介護施設」の 10 施設について、指定の期間が令和 7 年 3 月末日で満了するため、改めて指定管理者を指定する必要があることから、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 19 号「教育委員会教育長の任命につき同意を求めること」について申し上げます。

本案は、本年 12 月 25 日で任期満了となります「教育委員会教育長」の任命につきまして、議会の同意をお願いするものであります。

次に、報告第 1 号「委任専決処分事項」であります。物損事故についてであり、このたび、損害賠償について相手方と合意に達し、委任専決処分の範囲内で和解しましたので、ご報告するものであります。

以上、提出議案の概要についてご説明を申し上げましたが、各議案の詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、十分なるご審議をいただき原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長 日程第 8、報告第 1 号、委任専決処分事項の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 報告第 1 号・委任専決処分の報告について、ご説明いたします。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、令和 6 年 3 月 19 日にご議決をいただいております「町長の専決処分事項の指定」に基づき、損害賠償並びに和解に関することについて、委任専決処分を行ないましたので、その内容についてご報告をするものであります。件数は 1 件で、物損事故に係るものです。

それでは、議案書の最後のページ、報告第 1 号の報告書をご覧ください。

まず、事件の発生年月日につきましては、令和 6 年 10 月 11 日であります。

その内容であります。尾野本字新森野 53 番地、こゆりこども園・敷地内において、園庭に設置していた簡易テントが突風により吹き飛び、駐車場に駐車していた車両に接触し、損傷させたものであります。

損害箇所等及び事件の相手方は記載のとおりであります。和解の年月日及び賠償額につきましては、令和 6 年 11 月 19 日、18 万 4 千 316 円であります。

なお、過失割合につきましては、当方 100%であります。

以上、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく委任専決処分事項の報告を終わります。

○議長 ただいまの報告に対し、質疑を行います。

10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 こういう突風が来る際に、パイプの固定がどういった安全性を・・・した取扱いをされていたのか。特に突風が来るということになると、どこに飛んでくるか分からないということもございますので、そういったところの対策、どのようにされていたかを再度お尋ねしておきたいと思います。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

今回の案件につきましては、イベント終了後、簡易テントの脚を畳んで、脚についてはペグというもので固定はしていたんですけども、想定外の突風が吹いてしまいまして、飛んで駐車場に駐車していた車を損傷してしまったというような状況であります。

本来であれば、イベント終了後、すぐにテントを撤去すればよかったと思うんですけども、運営の中で少し時間が足りずそういう指示ができなくて、そのまま脚は畳んだまま放置してしまったということで、それ以降はそんなことがないようにイベント終了後はすぐ畳んで撤去をするというような体制で臨んでおります。

○議長 これで、報告第1号、委任専決処分事項の報告を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

皆さんに申し上げます。

午後1時より、全員協議会を開催します。開催時刻までに議場へお集まりください。

お疲れさまでした。(11時57分)

令和6年第6回西会津町議会定例会会議録

令和6年12月9日（月）

開 会 10時00分
延 会 14時46分

出席議員

1番	紫 藤 眞理子	5番	小 林 雅 弘	9番	三 留 正 義
2番	仲 川 久 人	6番	荒 海 正 人	10番	猪 俣 常 三
3番	長谷川 正	7番	秦 貞 継	11番	青 木 照 夫
4番	上 野 恵美子	8番	伊 藤 一 男	12番	武 藤 道 廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	佐 藤 広 悦
副 町 長	大 竹 享	教 育 長	五十嵐 正 彦
総 務 課 長	伊 藤 善 文	学校教育課長	佐 藤 実
企画情報課長	玉 木 周 司	生涯学習課長	矢 部 喜代栄
会計管理者兼町民税務課長	渡 部 栄 二		
福祉介護課長	船 橋 政 広		
健康増進課長	岩 渕 東 吾		
商工観光課長	齋 藤 正 利		
農林振興課長	小 瀧 武 彦		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	五十嵐 博 文	議会事務局主査	品 川 貴 斗
--------	---------	---------	---------

第6回議会定例会議事日程（第4号）

令和6年12月9日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

延 会

（総務常任委員会）

（経済常任委員会）

（広報広聴常任委員会）

（一般質問順序）

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1. 長谷川 正 | 2. 上野恵美子 | 3. 小林 雅弘 |
| 4. 秦 貞継 | 5. 猪俣 常三 | 6. 青木 照夫 |

○議長 おはようございます。

令和6年第6回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着き、発言を求めてください。

3番、長谷川正君。

○長谷川正 おはようございます。3番、長谷川正です。

通告に従いまして、一般質問を行います。

質問事項として、町道、橋の維持管理についてでございます。

町道、橋の老朽化が進行しているため、維持管理について伺います。また、道路の新規建設についての事業の進め方を聞きたいと思います。そして、昨日からの雪により、本当に私もここまで来るのにちょっと苦労いたしました。そして、テレビ報道によると、今年度は10年に一度の大雪になる。そしてどこか雪が降るのではないかという報道もあります。本年度の雪対策について伺います。

一つ、老朽化が目立つ道路の点検はどのようにされているのか。

一つ、昨年度の点検により修繕された箇所と実績はどうなってますか。

一つ、新規道路の完成までの工程をお聞きしたい。

一つ、町が管理している橋の点検はどのようにされているのか。

一つ、橋梁の老朽化が認められた場合、対処とこれまでの実績はどうですか。

一つ、道路に対して橋が極端に狭いところがあります。拡幅などの対応や変更の考えはございますか。

一つ、橋の欄干がなく危険性の高い橋があります。改善する考えはございますか。

一つ、冬期間における町道の除雪基準はどこにありますか。除雪をされない道路の町民に対する周知は、どのようになされておりますか。

一つ、町が貸し出す小型除雪機の昨年度の利用実績と課題はどうですか。

一つ、冬期間の通学路における安全確保対策について考えを伺います。

一つ、雪処理支援隊の昨年度の実績と今年度の今後の課題はどうですか。

以上、一般質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 3番・長谷川正議員の町道及び橋梁の維持管理についてのご質問のうち「雪対策」についてのお質しにお答えいたします。

本町は、豪雪地帯対策特別措置法に指定されている「特別豪雪地帯」であることから、除雪は町民生活に欠かすことのできない、最も重要な行政サービスのひとつと位置づけ、生活に支障をきたすことが無いよう最大限の努力を行っています。

最初に、道路除雪は、幹線道路や官公庁・学校・駅等の公共施設に通じる路線等、生活道路を中心に282路線・171.6kmを常時除雪路線として除雪を行っており、毎年11月に町内の全自治区長を対象に開催している「除雪会議」において、「西会津町除雪事業計画」

に基づき、除雪の出動基準や対象路線等のほか、必要に応じて除雪を廃止した路線についても、詳細な説明を行い周知を図っております。

次に、道路幅員が狭く除雪機械による除雪が出来ない路線につきましては、自治区や除雪組合へ小型除雪機を貸与して除雪をしていただいている路線もあります。現在、町では国土交通省より借用している15台を含め、合計37台の小型除雪機を有し、この内、集落や除雪組合へ27台の貸し出しを行っているところであります。

このような中、小型除雪機による除雪の課題として、今後、オペレーター不足が生じることが懸念されます。町では、集落等による共助を頂くと共に、小型除雪機の操作方法講習会を開催する等しながら、引き続き持続可能な除雪体制の維持に、最大限の努力をしてまいります。

次に、町では児童・生徒の通学に支障をきたすことが無いよう、通学時間に合わせた早朝除雪を行っています。

しかし、日中の降雪量によっては、児童・生徒の帰宅時間帯に歩道等に積雪が生じ、支障をきたしてしまう場合がありますが、道路パトロールにより現場状況の確認を行いながら、必要に応じて日中に歩道除雪等を行うなどの対応をして、安全の確保を図っています。

次に、雪対策の一環として平成27年度から雪処理支援隊を設置し、住み慣れた自宅での生活を支えており、令和5年度からは現場作業に係る業務について、一般財団法人西会津町農業公社に委託し体制の強化を図ったところであります。

本事業は、高齢者、障がい者、又は母子世帯で自力での除排雪が困難であり、親族や近隣からの支援が受けられない住民税非課税の世帯を対象として、玄関から除雪道路までの道つけや雪踏み、道路除雪後の大きな雪の塊など残雪の処理と、声掛けなどの見守りを行っているもので、対象世帯の把握と決定については、地域の状況に精通した民生児童委員、地域包括支援センター及び社会福祉協議会との協力・連携により行っているところであります。

令和5年度の実績については、野沢地区16世帯、尾野本地区2世帯、新郷地区1世帯、奥川地区9世帯の合計28世帯を対象に、隊員10名体制で対応しており、降雪・積雪量ともに少なかったことから雪処理の作業よりも、声掛けなど見守り作業が中心となったところであります。

今後の課題については、「雪対策」を含めて隣近所の心配事や困り事、逆に強みを「我が事」として、みんなで話し合い共有し、共に考え、お互い様の精神で、出来ることをつなぎ合わせて、支え合える「地域共生社会」の推進が重要であると考えております。

町といたしましては、関係機関とともに、地域での生活課題を話し合う場の設定と合意形成をアウトリーチ型で支援し、自助、共助力の再生と強化を図るとともに、様々な理由でそのような支援体制により難しい方への対応も途切れることがないように、雪処理支援隊など公助における人材の確保と育成にも努めてまいります。

町といたしましては、誰もが安心して暮らせる環境づくりのために、今後も、きめ細やかな雪対策の体制構築に努めてまいりますので、ご理解願います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたします。

○議長 建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 3 番・長谷川正議員のご質問のうち、町道及び橋梁の維持管理についてのご質問にお答えいたします。

道路施設などの社会資本整備は、昭和 20 年から昭和 30 年の戦後復興期を経て、経済が飛躍的に成長を遂げた昭和 30 年から昭和 55 年の高度経済成長期を中心に、町民生活の向上を目的として急速に整備されました。本町には、687 路線の町道と 166 橋の橋梁がありますが、これらの施設についても、この年代に整備されたものが少なくなく、道路・道路附属施設等の老朽化が進行しようとしているため、道路舗装、橋梁及びシェッド等の効率的・効果的な総合維持管理が課題の一つとなっています。

それでは最初に、1 点目の町道の点検方法についてのご質問にお答えします。町では職員による定期パトロールを実施し、道路や道路附属施設等における異常の有無について確認をしています。また、各自治区等から情報が寄せられた場合、速やかに現場を確認し、必要に応じて修繕を行うなど適切な管理に努めているところであります。

次に 2 点目の令和 5 年度の修繕箇所と実績についてであります。昨年度は「町道新町出戸線側溝修繕工事」を始め約 50 箇所の修繕工事を業者により実施いたしました。また、町直営により簡易な修繕工事も併せて実施しています。町では、修繕が必要な箇所の把握に努めると共に、利用状況や緊急度を勘案して、町民生活に支障が生じないように、順次修繕工事を進めることとしています。

次に 3 点目の新設する道路の工程についてであります。町では、道路の新設に際しては、可能な限り補助事業や交付金事業等、有利な財源を活用して事業を進めることとしています。それでは、一般的な交付金事業による道路新設の全体工程について、ご説明させていただきます。町では、政策的な道路のほか、集落等からの要望により、その必要性や効果などを十分に検討し、事業化の有無を決定することとしています。事業化が決定されれば、交付金の事務手続きを進めると同時に、用地等の権利関係を含む現場条件の調査を行うこととしています。その後、交付金の交付決定がなされれば、地元との合意形成を図りながら、測量・設計・用地測量・用地取得・工事の着手となり、完成までには数年の歳月を要することとなります。また、道路事業では用地の取得が絶対条件となり、地元をはじめ地権者等の協力が必要不可欠な事業となります。

次に 4 点目の町が管理する橋梁の点検方法についてですが、橋梁については「道路法第 42 条」により、トンネルやシェッド等と同じく 5 年に 1 度の近接目視による点検を行い、その結果を「健全」「予防保全段階」「早期措置段階」「緊急措置段階」の 4 段階に分類して診断結果を保存すると共に、効率的な修繕を行うことが義務付けられています。このようなことから、町では点検及び長寿命化修繕計画を業者委託により実施し、橋梁の健全度の把握に努めると共に計画的な修繕を行っています。

次に 5 点目の橋梁の老朽化が確認された場合における対処方法と実績についてであります。先ほどお答えした通り、5 年に 1 度の点検により 4 段階に分類した損傷度の内、「早期措置段階」「緊急措置段階」と判定された主要部材が確認された場合、路線の交通量や重要度・緊急度等を考慮し、長寿命化修繕計画に搭載した上で補助事業により、修繕を実施することとしています。また、令和 5 年度までに 12 橋の橋梁の修繕工事を実施し長寿命化を図ってまいりました。

次に6点目の道路幅員と比較して橋梁の幅員が狭い橋梁の対応についてであります、交通量の増加等に伴い道路の拡幅は行っているものの、橋梁については、建設当時のまま拡幅を実施していない橋梁が、町内には幾つか存在します。町といたしましては、今後も橋梁の適正な管理を行うと同時に、老朽化等に伴う橋梁の更新を迎えた時期に、拡幅を含めた改修の検討を行う事としています。

次に7点目の防護柵等が無い橋梁の改善についてであります、橋梁用防護柵の設置に関しましては、国土交通省道路局長通達により「防護柵設置基準」が定義付けられていて、この基準に該当する橋梁については原則として、防護柵を設置することとされています。しかし、町が管理する橋梁の内、小規模なものや交通量が極めて少ないなどの橋梁については、一部で防護柵の設置がされていない橋梁が存在します。町といたしましては、これらの橋梁について現場状況を再確認し、真に危険と判断されるような場合は、必要に応じて単管パイプ等を用いた仮設防護柵の設置について検討を行うと共に、橋梁の老朽化等による更新の際には防護柵の設置を検討して行くこととしています。

町といたしましては、今後も引き続き適正な道路・道路施設等の維持管理を図り、利用者の安全・安心の確保に努めて参りますので、ご理解願います。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 道路について、まず質問させていただきます。

老朽化が目立つ、よく村内を通行するに当たってひび割れとかあと陥没とかある箇所があるんですが、陥没はこの頃なくなったなっていう感じはしてるんですけども、ひび割れてるところが結構あります。それについてはこれでよしというところなのか、その辺の判断基準をお伺いいたします。

○議長 建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 町で、先ほど答弁したとおりパトロールをしまして、陥没や危険な箇所については直ちに修繕をしているところであります。道路のひび割れにつきましても、状況に応じて修繕をしております。小さいものであればパッチングといいまして、かぶせて直す。あるいは、場合によっては剥がして直すというようなことで、ひび割れ箇所についても町で対応をしているところであります。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 ひび割れの基準っていいですか、本当に安全であるということを判断されたということでございますけども、ちょっと何て言いますか。私たちが利用してちょっと危ないんじゃないかなって思っているようなところも結構ありますので、そういったときに調査されたとき、これは安全だなんて言われてもちょっと危ないんじゃないかなと思われるようなところがございますので、その辺は利用者と、要するに担当課との多分ちょっとしたずれがあるんじゃないかなと思っておりますが、その辺はどうでしょうか。

○議長 建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 道路のひび割れにつきましては今計画的に進めておりますので、一遍に全部っていうのはなかなか難しい状況でございます。計画的に進めてはおりますが、危険というふうに判断しているところは現在把握しておりませんが、もし具体的に分かればまだ御答弁できるのかなと思いますが、町としては今危険だと判断しているところはない状

況にあります。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 予算との関係もあることですので、その辺は今までどおり、本当に使う人の身になってやはり点検していただきたいなと思っております。これは要望でございますので。

次に、新規道路のことについてちょっとお聞きいたします。新規に道路を建設するに当たっては、一番が多分そこに住んでおられる住民の皆様の御意見を正しく聞くということでありますが、その辺のところの手段といいますか、工程は確実に進められているのでしょうか。お聞きします。

○議長 建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 新規の道路の事業でありますと、地元のまず説明会を開催しております。今までも地元の説明会、複数回開催してから事業計画を立てていくということをやっておりますし、今後もそのように進めていきたいというふうには考えております。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 一番大事なのは、新規にできる道路と要するにそこに住んでおられる住民の皆さんの取り付ける道路だと思うんですね。その辺のところは完全にお話しになっていらっしゃると思いますか。その辺をお聞きします。

○議長 建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 取付け道路につきましても、もちろん取付け道路の場合でありますと、その関係者の方と協議をさせていただいておりますが、本道路の問題もありますので、その基準の中で最大限考慮しているということでございますので御理解いただきたいと思います。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 新規に当たっては補助等の関係があると思いますので、できるに当たっては本当にその住民の皆さんと十分に話し合いをして、よりよい道路にさせていただきたいと思っております。これは要望でございます。

○議長 要望っていうのは、あれですので。

○長谷川正 分かりました。

次にいきます。町が管理している橋のことについてお聞きします。

ここでも答弁ありましたが、老朽化しているということで、その老朽化しているという判断基準ですね。先ほども4段階ということがありましたけれども、近々にそういうふうな対策が必要な橋っていうのはございますか。

○議長 建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 先ほど答弁で申し上げました緊急措置段階の橋は現在ございませんので、早期措置段階ということで、3番目のランクの橋について今計画的に修繕を進めているという状況でございます。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 橋の点検については、これは業者に委託しているということを先ほどお聞きしました。この業者は多分実績とかあると思いますけども、昨年度の実績で何社ぐらいこ

れは携わっておられますか。

○議長 建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 点検は、その年その年入札で発注しておりまして、1社が担当しております。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 入札で1社ということで、できれば複数のところに発注するという方法があると思うんですけども、なぜ1社なのでしょう。

○議長 建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 それでは、お答えいたします。

町には先ほど答弁させていただきましたが、166橋ありまして、それを5年間でなるべく平準化を図って点検を発注しているところでありまして。ですから、年間大体30とか40、年によって若干違いはありますが、その程度の点検を業者に発注しております。ということから、それをまた細かく分けて発注してもあまり意味がありませんし、ある程度まとまったほうがスケールメリットもあると思いますので、今のところはそんなふうに1社でお願いしたいというふうに考えております。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 理解いたしました。

それで、道路に対して本当に狭い橋梁、あと欄干がない危険性のある橋梁がありますが、この辺のところは早期に改善するというお考えはありますか。

○議長 建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 それでは、お答え申し上げます。

先ほど御答弁申し上げましたように、実践現場確認をさせていただきたい部分もございます。あと、幅員が狭いとかってところについても、先ほども申し上げたとおり交通量とか橋の重要度とか、その辺もいろいろ考慮しながら検討してまいりますので、今すぐこの場で対応するというについてはまだ計画はありません。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 狭い幅員についてはっていうことは、交通量があるということで理解いたしましたが、欄干がないっていう橋があるんですけども、これは本当に危険性が高いと。通るに当たっても危険性が高いと思われるのですが、早急に改善するそういうお考えはありますか。

○議長 建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 欄干につきましても、先ほど御答弁申し上げましたように基準もございまして、橋の構造上、後から欄干をつけるってことはちょっと困難であります。でありますので、橋の利用状況などを勘案して、老朽化で架け替えの時点で検討したいというふうに考えております。状況によっては、先ほど申し上げたとおり仮設で対応可能なのかってようなことも検討はしてまいります。基本的には構造上、途中から欄干をつけるということが難しいというところもありますので、検討はしていきますがちょっと難しいという状況でございます。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正　欄干がないっていうのはやはり危険だと思うんですね。本当に渡っている人が転落する。車が落ちてしまう。それも除雪等のことから、ないほうが除雪するにはいいのかなと思っておるんですけども、その現場を見てちょっとしたことでいいから何かできないでしょうか。そういうお考え、今までどおりに橋が老朽化したらば架け替えるという段階じゃなくて、何か具体的なそこまでのちょっとした防止柵でもいいですので、そういうことをできないでしょうか。お願いします。

○議長　建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長　もう一度御答弁申し上げます。

橋の防護柵でありますけれども、先ほど申し上げたとおりなかなか構造上難しいというところがありますので、繰り返しになりますが、場所によっては仮設でやるとかっていう対応は可能などころについては検討してまいりたいと思いますが、いずれにしてもその現場、橋梁の利用の状況などを勘案しまして検討させていただきたいと思います。

○議長　3番、長谷川正君。

○長谷川正　欄干がなく危険なところっていうのは分かりました。

続いて、冬期間における町道の除雪基準ですね。今除雪をされないっていう、これはお金が発生することと交通量だと思うんですが、そこら辺の基準っていうのはどこら辺にあるのかちょっとお聞きします。

○議長　建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長　それでは、お答えいたします。

先ほど町長の御答弁にもありましたように、道路除雪をする路線につきましては、幹線道路あるいは官公庁や学校、駅などの公共施設に通じる路線など。あるいは生活路線ということで、あとは通勤・通学の路線ということで除雪路線を決定しているところであります。

○議長　3番、長谷川正君。

○長谷川正　それはどういう基準があるかっていうことをお聞きしたかったんですけども、基準ですね。除雪の基準。何センチになったら出るんだよとか、そういうこととか除雪をされない道路についての基準ですね。それをもう一度お願いしたいと思います。

○議長　建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長　それでは、お答え申し上げます。

最初に路線の基準であります。先ほど申し上げたとおりでございます。幹線道路、あと官公庁といった先ほど説明したとおりの路線が基準になっております。あと生活路線ということで、日常生活で使う路線については除雪をするという基準になっております。

それから積雪についてであります。新雪除雪の場合については、15センチ降る見込みがあるときには出動してくださいということで基準を設置しております。前までは15センチっていうことで15センチ超えたら出動ということになっておりましたが、近年は15センチを超える見込みがあるときには出動するという基準で除雪の作業を行っているところであります。

○議長　3番、長谷川正君。

○長谷川正　大体理解をいたしました。

それで、除雪をされないっていう路線ですね。その周知っていうのはどのように、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長 建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 それでは、お答えいたします。

除雪をされない路線ということでございますが、先ほど答弁で申し上げましたとおり、町内には 687 の町道路線がございます。そのうち、除雪を行っている路線が 282 路線でありますので、やらないところの周知というのは特に図っておりません。混乱しますので、やる路線を計画で説明をさせていただいております。ただ、廃止する路線については除雪の説明会で説明をさせていただいておりますので、されない路線というのは先ほどの理由ですらうだけを説明させていただいておりますので、御理解いただきたいと思います。

このような話、全て全自治区長さんを対象に除雪会議を開催しておりまして説明をさせていただいております。御理解いただきたいと思います。

○議長 3 番、長谷川正君。

○長谷川正 除雪について今答弁ありましたけども、続きまして町が貸し出している小型除雪機であります。これらのメンテナンスとかっていうのは町のほうでなさっておられるのでしょうか。

○議長 建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 お答えいたします。

町で所有して貸し出しております小型除雪機械につきましては、点検、整備、燃料費も町で負担をしているところであります。

○議長 3 番、長谷川正君。

○長谷川正 答弁にもありましたが、集落や除雪組合 27 台ということでここに示しておられますが、これが故障したっていう場合ですとどういったような手続っていいですか、どういったようなことで対処をいたしておるのでしょうか。

○議長 建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 故障したということで連絡があれば、まず業者さんに行っていただくわけなんです。軽微な場合については近くのオペレーターとか行ってもらって対応する場合がありますが、基本業者さんに見ていただきまして対応しているところであります。

○議長 3 番、長谷川正君。

○長谷川正 そういった場合に、これはもう動かないとなったときに代替機っていうことのお考えはどうでしょうか。

○議長 建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 お答えいたします。

台数的には予備機も含めて管理しておりますので、大きさにもよりますが予備機で対応しているというのが実態であります。

○議長 3 番、長谷川正君。

○長谷川正 予備の機械が 10 台もあるということで理解いたしましたが、それはすぐにもう今日故障しましたからってなればその日のうちとかに用意できるものですか。

○議長 建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長　　予備機につきましては、全て点検・修繕終わっておりまして、予備機ってただ置いておくわけではなくて、例えば役場の前に置いておいて役場の前の除雪に使ったり、除雪センターや新郷連絡所、あるいは奥川支所とかにも貸し出して、一般の自治区の方にも使っていただいておりますので、全て機械的には問題ないものを予備機として抱えておりますので、即日運搬もオペレーターのトラックを使ったりして即日対応しているところでありますので御理解いただきたいと思います。

○議長　　3番、長谷川正君。

○長谷川正　　除雪機のことについては、おおむね理解いたしました。

それと、次に冬期間の通学路における安全確保対策ということで、朝は本当に除雪が素晴らしくなっておりますが、下校の際ちょっと不便を来しているところが見受けられますので、その辺のところはどうでしょうか。

○議長　　建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長　　歩道の除雪について御説明申し上げます。

歩道の除雪は、下校時、特に小学校の下校が始まる時間帯には歩道除雪を行っております、小学生低学年の小さな長靴でも埋まらないようにということで配慮しているところであります。ただ一部吹きさらしで、どうしても除雪した後、吹きさらしで雪が積もってしまうようなところが一部ありますので、その辺は点検パトロールを強化しながら対応できる部分については今後対応していきたいというふうに考えております。

○議長　　3番、長谷川正君。

○長谷川正　　除雪でやっていただくのは本当にありがたいことだと思いますが、除雪だけじゃなくて、そこに恒久的な雪が吹きさらしにならないようなそういう設備っていうのはお考えですか。

○議長　　建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長　　防雪柵のようなものの間いだというふうに理解しましたが、今町では野沢柴崎線に先ほど竣工しまして、来年度もうひとスパンやる予定なんですけれども、今後必要なところについては設置に向けて検討してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長　　3番、長谷川正君。

○長谷川正　　通学下校時、やはり不便を来すことがないような対策をしていただきたいと思います。そういった恒久的な対応はしていきますよという答弁ではありますけども、いつ頃までそういう対策をお考えですか。

○議長　　建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長　　必要な箇所につきましては早期に検討して、なるべく早く設置するように努めてまいりたいと思います。御理解いただきたいと思います。

○議長　　3番、長谷川正君。

○長谷川正　　なるべく早く実現できるように、また要望になってしまいますけれどもお願いしたいと思います。

最後に、雪処理支援隊のことについてお伺いします。

今年度の雪処理の支援隊のほうにお世話になるという、支援をしている人ですね。どの

ぐらいいらっしゃるかっていうことをお聞きします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

まず雪処理、あと声がけ等の一連の作業の対象者になっている世帯が 29 世帯。あと、降雪状況あるいは積雪状況により、ふだんの雪の対策は自分自身もしくは近隣の協力によりできるんだけど、そういうふうに一気に降ってしまったときにはやはり心配だということで見守り、声がけの必要性があると判断された世帯が 5 世帯ということで、合計 34 世帯を対象に取り組んでいく予定としております。

○議長 3 番、長谷川正君。

○長谷川正 34 世帯ということで、それに対して支援ができるっていいですか、雪処理支援隊は人数はどのぐらいになっておられますか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

今年度の雪処理支援隊の体制ですけれども、現在 9 名体制であります。ただ、本町非常に広い地域で、対象の方が点在するっていうような特徴がございますので、昨年よりも点の度合いが少し広がってしまったということで、農業公社と協議の上、もう 2 人程度増員するというようなことで今募集をかけているということでありますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 3 番、長谷川正君。

○長谷川正 合計 11 名ということで済むということですが、34 世帯に対して 11 名で十分な支援が行われるのでしょうか。お聞きします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 昨年につきましては、町長の御答弁にもありましたとおり、28 世帯に対して 10 名体制で臨んでおります。昨年は降雪、積雪量少なかったわけですが、特段苦情とかそういったものはございませんでしたので、しっかり活動ができていますものと捉えております。

○議長 3 番、長谷川正君。

○長谷川正 昨年度の実績っていうのは分かりました。でも、今年度は本当に 10 年に一度ぐらいの大雪が降るということでありますので、その辺の対応十分でありますか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 まず、農業公社との協議の段階で、まず対象世帯が決まりました。それに対してしっかり対応するために 10 人っていうような枠で募集をかけたわけなんですけれども、9 人しか今のところ確保できていない。そして、その後少し遠い離れた方が対象者に加わったものですから、この体制ではちょっと厳しいっていうような状況になったということで、農業公社が判断して町のほうに御協議いただいた結果 2 人増員というようないことで今募集をかけておりますので、十分対応は可能だと認識しております。

○議長 3 番、長谷川正君。

○長谷川正 これから多分支援される方は多くなると思いますので、その辺の対応としてお聞きしたいと思います。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 この先高齢化がどんどん進んでいき、そして対象者の方も増えてくることが見込まれます。ただ一つ考えなくてはいけないのは、今雪処理支援隊っていうのは公助の部分でございます。基本的には、自宅周りの雪処理については自助。自助には当然身内の方も含めています。あるいは近隣の方の御協力、共助の部分であります。こういった部分も十分機能するように話し合いを進めながら、その支援に寄れない方が当然現在もおるわけですが、そういった方には十分支援の手が届くように体制を整えていく考えでありますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 その基準といいますか、多分本当にこれから支援を受けられる方が増えてくるとおっしゃるので、その辺のところの支援隊の確保ですね。その方策をお聞かせいたしますので、よろしくお願いします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

現在、昨年から隊員の募集、あるいは作業の管理につきましては農業公社に委託しているところであります。人員の確保につきましては、農業公社と協議を進めながらこの先の需要を見込んで確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 支援してもらう側と支援する側っていいですか、これはもうずっと続くと思いますけども、本当に雪によって不便のないようにこれからも取り組んでいただきたいと思いますし、またその基準ですね。基準。雪処理支援隊を利用するに当たっての基準。それをもう一度お願いします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

町長御答弁した中にもございました。繰り返しになりますけれども、説明をさせていただきます。高齢者、障害者、または母子世帯で自力での除排雪が困難であり、御親族や近隣からの支援が受けられない住民税非課税の世帯を対象としております。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 そういった方々にちゃんと届く。これからも届く。除雪もそうでありまして、本当に朝早くから除雪をしていただくっていうのはありがたいことでもありますので、これからも町民の皆さんの不便のないようによろしくお願いします。

これをもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 4番、上野恵美子でございます。

私は、今次定例会に1件の一般質問を通告しております。空き家対策についてであります。人口減少や高齢世帯の増加に伴い、さらに空き家が増加することが予測されます。適正に管理されないまま放置される空き家が増加することによって、安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害など様々な問題が発生し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼす可

能性が高くなります。そこで、本町においては空き家等に関する迅速な対策の実施と、併せて空き家の利活用を推進するために、令和2年12月に西会津町空家等対策計画が策定され4年が経過しました。

そこでお伺いいたします。

1つ目、現在の空き家数と総住宅数に占める空き家の割合をお聞きいたします。

2つ目、65歳以上の高齢者のみの世帯数と総世帯に占める割合をお聞きいたします。

3つ目、空き家に関する意向調査で明らかになった課題と対策をお聞きいたします。空き家の管理状況、空き家になった理由、今後の活用についてなどです。

4つ目、特定空家に対する取組の現状と課題をお聞きいたします。

5つ目、令和2年度から現在までの5地区別の空き家の利活用状況をお聞きいたします。

6つ目、移住促進住宅整備事業の進捗状況をお聞きいたします。

以上でございます。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課 4番・上野恵美子議員の空き家対策についてのご質問にお答えいたします。

初めに空き家の現状であります。現在、町で把握している空き家の総数は621棟で、総住宅に占める割合は21.9%となっております。

次に65歳以上の高齢者のみ世帯は、12月1日現在1,195世帯で、総世帯に占める割合は48.5%となります。

次に「空き家に関する意向調査」で明らかになった課題と対策についてであります。町では令和4年3月に、建物の所在地と所有者の住所が異なる方にアンケートを実施し、対象798件に対して465件の回答がありました。

回答者の多くは町から離れた遠方で生活しており、年に数回の帰省の際に建物を利用する程度で、高齢になるにつれて帰省も困難となり、管理が行き届かなく放置される傾向にあります。

その対策として、空き家であるかないかに関わらず、建物の適切な管理のお願いと、町で行っている空き家の解体及び利活用に関するチラシを毎年の固定資産税納税通知書に同封して周知を図っており、ご覧いただいた方からの問い合わせや相談などから利活用や解体につなげているところであります。

次に特定空家に対する取組みの現状と課題であります。私有財産である空き家の管理は、所有者の責任において行うことが原則であります。

しかしながら、特定空家をそのまま放置すると倒壊等の危険性が高いほか、防犯、衛生及び景観などの面からも周囲に及ぼす影響が大きいことから、所有者等に対して適正管理を求める助言や指導、是正を求める勧告を行っているほか、最大100万円を補助して早期の解体に努めているところであります。

その結果、空家等対策の推進に関する特別措置法（いわゆる空き家法）が施行された平成27年度以降に認定した特定空家41棟のうち、23棟が解体に至り、現時点の特定空家の総数は18棟となりましたが、空き家の増加は新たな特定空家化につながることから、町では、「空家化の抑制・予防」、「空家等の利活用促進」、「管理不全状態にある空家等の抑制・解消」を3本柱に、関係団体と連携を密にして空家等対策を継続して推進し、町民の

安全・安心の確保に努めて参りますので、ご理解願います。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 4番・上野恵美子議員の「空家対策について」のご質問のうち、「空き家の利活用状況」と「移住促進住宅整備事業」に関するご質問にお答えいたします。

まず、「令和2年度から現在までの5地区別の空き家の利活用状況について」お答えいたします。

町の補助金や空き家バンク制度など、町への相談を通じて居住用住宅や店舗等での利活用につながった件数につきましては、野沢地区17件、尾野本地区4件、群岡地区6件、新郷地区3件、奥川地区5件の合計35件であります。

次に、「移住促進住宅整備事業の進捗状況について」お答えいたします。

本事業は、町が空き家を借り受けて必要最低限のリフォームを行った上で移住者に賃貸する事業で、昨年度から取り組んでいる事業であります。

現在、令和5年度の繰越事業分として整備を進めております野沢上原地内の物件1棟につきまして、設計が11月末に完了したところであり、年度内の竣工に向け鋭意進めているところであります。また、令和6年度分の新規1棟につきましては、候補物件の耐震性や改修費用について精査を行っているところであり、年度内の整備完了が難しい状況であることから次年度への繰越事業となる見込みであります。

当初計画より進捗が遅れている大きな要因といたしましては、本町における空き家の多くが、旧耐震基準の昭和56年以前に建築された物件であり、耐震性が十分でないことが挙げられます。一見したところそれほど大きな改修が不要と思われる物件でも、耐震診断により多額の改修費が必要となるケースが多く、候補物件の調査及び選定に時間を要している状況であります。

今後は、候補物件の選定基準や選定方法の見直しを行いながら、計画的な事業推進を図ってまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは、再質問させていただきます。

現在の空き家数と空き家の割合ということで答弁いただきました。西会津町空家等対策計画の中で示されているのは、令和元年度調査結果で令和2年3月末現在の数字ですが、空き家数が693棟、空き家率が12.59%ということで、調査から5年が経過して現在の空き家数は621。空き家率が21.9%ということで、空き家数は減っていて空き家率が高くなっているというこの現状は、どのように分析されたのかお聞きいたします。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 それでは、再質問にお答えいたします。

議員がおっしゃいました空家等対策計画は令和2年に策定いたしまして、その時点で空き家の調査を実施したのが町職員で、それぞれ空き家の実態調査など、また自治区長さんの協力を得ながら空き家の数値を把握したところでございます。

今回実施いたしました実態調査では固定資産、建物の所在地等、あとそれを管理してらっしゃる所有者または管理者の方の住所が全く異なる場合、ケースを拾い出しまして、それに基づいて調査を行ったため、前回の計画と今回の御報告、先ほど御説明申し上げまし

た数値との差異があるということで御理解いただきたいと思います。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 5年前の調査とは調査方法が違ったということでの差異ということで、理解しました。空き家の率は上昇しているということも理解できました。

また、65歳以上の高齢者のみの世帯は空き家予備軍と言われて、近い将来空き家になる可能性が高い世帯と言われていますが、現在町の全世帯の48.5%を占めているということでは、半数の世帯が空き家予備軍ということで理解しました。計画の中では、人口減少や高齢世帯の増加に伴い、空き家数、空き家率とも増加が推測されています。計画策定から4年が経過して空き家予備軍が半数を占めるという現状も踏まえて、対策を強化しなければますます空き家は増えていくというその推測に変わりはないのかお聞きいたします。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 御質問にお答えいたします。

議員おっしゃるように、特定空家の予備軍ですとか、また今高齢者のみ世帯が高齢化の進展とともに急激に増えている実態などもございます。そういったことを踏まえますと、やはり住んでらっしゃる方が建物の中で転出やまたお亡くなりになっていらっしゃる方となると、どうしてもそこが空き家になってなかなか管理しきれなくなるという現状もございます。そういったことを踏まえますと、やはり今ある管理していただいている空き家を特定空家に状態を進めないといった対策は非常に大切な取組でございますので、町では固定資産税の納付書の送付の際にそういった空き家の管理者の方への周知も併せて、また現在町内にお住まいになっていて、やはり先行きに不安を抱えてらっしゃる方などにも今後の建物、私有財産の在り方などをぜひ考えていただく機会なども併せて、機会を捉えて周知・啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 計画の中で空き家に対する意向調査の結果、4割近い空き家が管理が行き届いていないという結果が出ています。その計画の中では、管理が行き届いていないことから建物の損傷が進む状況にあると考えられるというふうに分析されています。この4割近い空き家が管理されていないというこの現状を、どのように受け止めているのかお聞きいたします。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 御質問にお答えいたします。

やはり空き家の管理につきましては、先ほど申し上げましたように管理してらっしゃる方が町外にいらっしゃる方が非常に多くいらっしゃいまして、帰省時でしたり何か町内で用事がある際に来町されて管理をしているといった現状が今の実態でございます。建物の管理、住んでらっしゃれば日頃から様々なところで御自身で管理いただけるわけですが、そういった年に数度ほどの管理では建物の傷みなどは進んでくることが必然的でございます。そういったところも踏まえて、早い段階、5年、10年、そこから先になる前に財産の管理の仕方、また継承の仕方ですとか、そういったことも踏まえて所有者を中心に御家族で話し合っていただく機会をぜひ設けていただければというふうに考えております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子　先ほどの答弁の中で、危険となるおそれがある空き家を減らすことが重要である、必要であるという答弁されましたけれども、もう一回その認識の確認をさせてください。

○議長　町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長　御質問にお答えいたします。

やはり空き家の問題といたしましては、空き家になってから管理が行き届かなくなり、屋根が剥がれたりですとか、軒先が崩れたり、また倒壊による周辺への安全面での影響ですとか、また空き家ですので火災や防犯上の面からの心配。さらに、空き家に野生鳥獣やまた害虫などもその空き家に生息してしまう可能性もございます。さらに、老朽化して傷んでいる建物が地域の中にございますと景観上の損害、また地域のイメージの悪影響にもつながるということがございますので、そういった部分危険空き家をそのままにしておくということは非常に危険性が高い。また、地域に与える影響も大きいといったことを踏まえて、やはり対策を講じていかなければならない課題であるというふうに考えております。

○議長　4番、上野恵美子君。

○上野恵美子　それでは、損傷が進んで危険となるおそれのある空き家を減らす必要があるという認識を、再度確認させていただきました。

では、なぜそのように管理されていない空き家が増えているのか。幾つか要因はあると思うんですけれども、その1つが計画の中の自由記述っていうところにあると思っています。それは、解体費用の助成に関する記述で21件あります。その内容は、相続したが解体費用の支援があれば助かる。解体費用がなくて困っている。年金暮らしで低所得、解体は不可能だ。無償で解体してほしいなど記述されています。示されています。解体はしたいけれども、経済的な理由で解体できないという方が一定数いるということが分かると思いますが、これに対してはどのように受け止めているのかお聞きします。

○議長　町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長　御質問にお答えいたします。

空き家につきましては、先ほども申し上げましたように私有財産でございます。管理につきましては、所有者の方が責任を持って管理していただくと。また、その解体処分や売買などにつきましても、やはり私有財産でございますので所有者の方が責任をもって行うということでございます。

ただ、その空き家について経年により危険性が増して周囲に与える影響が高まれば、それを特定空家として町が補助金を出してそれで解体をしていただくというような流れとなっております。そこに行き着くまでもに様々な所有者の方とのやり取りをさせていただいて、最終的には解体という補助金を御利用いただくこととなりますけれども、やはり解体費用は相当高額な解体費用がかかります。町内にある経年した建物については大きな農家の家屋などもございまして、建物の規模にもよりますけれども100万円台から多くは300万円を超えるような解体費用がかかるということも聞いております。そういった費用について、なかなか所有者から相続を受けた子供さんやお孫さん、御家族の方が捻出するというのは非常に大変なことでございますけれども、そもそもは私有財産といったところを深く認識していただいて、それに対して何か御相談があれば担当の町民税務課の窓口のほう

でその空き家の管理ですとか、またその利活用などもこれから町のほうでは進めておりますので、そういった御相談に乗りながら解決に向けて一緒に御支援をしていきたいというふうに考えております。

○議長 4 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 今、特定空家の解体費用には助成があるということで答弁ありましたけれども、なのでちょっと特定空家について少しお聞きしていきたいと思いますが、計画の中に特定空家に対する解体の目標数というのが掲げられておりますが、計画期間の令和2年度からの目標数に対する実績と、令和6年度に対しては経過を教えてくださいと思います。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 御質問にお答えいたします。

町が策定いたしました空家等策定計画の期間、令和2年から令和6年度まで、今年度までの計画期間中の特定空家の解体については、18棟の解体を済ませております。令和6年度予算で御議決いただきました5棟分の解体がもう既に済んでおりまして、さらに御相談をいただいているケースなどもございますので、また来年度に向けてそういった特定空家の解体を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 4 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 5軒が目標となってそれは解体したということですが、5軒の目標に対して今現在18棟の特定空家があるという答弁でしたが、特定空家の数が目標設定を超えているということなんだと思うんですが、その目標設定が年間、計画の中では1年で2軒ってなってるんですが、今年度5軒実施したということでは目標設定は妥当なのか。その辺はどのように考えているかお聞きします。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 それでは、御質問にお答えいたします。

先ほどの計画の目標値でございますが、計画を策定した際にはやはり特定空家の解体については自己負担も相当額発生するといったところで、計画を策定する前の実績を基に計画期間中の年に2棟ずつの目標値を持って臨んだところでございます。ただ現状、昨今空き家に対する考え方がやはり課題として大きく取り上げられておりまして、財産処分についてその所有者や相続人の方が真剣に考えた結果、年々解体数が増加しているというような傾向にございます。これから新たな計画を策定する際には、目標値なども実績を踏まえてさらに実績に近い目標を立てて町内の特定空家の減少につなげてまいりたいというふうに考えております。

○議長 4 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 分かりました。現状に合わせて検討していくということで理解しました。

先ほど、危険となるおそれのある空き家を減らす必要があるということの認識を確認させていただきました。意向調査の中では、解体費用の助成が求められているという現状もあります。しかし、現状は特定空家に対する国の補助はありますが、そのほかの空き家に対しては国の助成はないということでは、危険となるおそれがある空き家を減らすという観点から、町で助成するという検討はされたことはないのかお聞きします。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 それでは、御質問にお答えいたします。

特定空家の解体につきましては、先ほど議員がおっしゃるように国の補助がございます。ただ、国の補助のほかに町が補助金 100 万円のうち国が2分の1、地方自治体、町が2分の1の負担をしておりますので、実質 50 万円の負担を町がしているというところでございます。

この補助事業の目的でございますけれども、特定空家に限られている理由として、先ほど申し上げたとおり周囲に与える影響、危険度などが高いそういった危険空き家に限って補助で周囲に与える影響を勘案しながら解体を進めていこうというような目的でございますので、議員がおっしゃる、例えばですけれども現在空き家が町内に相当数ございます。そういった空き家を特定空家の先に進めないための補助などについては、町のほうでは現在は考えておりませんが、これからの社会情勢などを踏まえて検討をしていかなくはない課題であるのかなというふうに捉えてはおります。

○議長 4 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 町の今までの対策というか、特定空家以外の空き家に対する助成をしてこなかったというその対策が、管理されずに損傷が進んでいる空き家の増加、そして特定空家の増加を生んでいるのではないかと私は思っていますが、いかがでしょうか。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 御質問にお答えいたします。

空き家になる原因としましては、先ほど申し上げましたように現在利用されている方がどうしても御自宅から不在になってしまうといった理由がございます。それをまた建物を利用していただく御親族、御家族の方がいらっしゃればそこで財産が引き継がれるわけですが、名義上の相続については遠く離れた方も実際相続をされるわけですが、やはり建物に実際住んでその建物を引き継いでいくといったことには、先ほどの高齢化の現状を踏まえますとなかなか難しいところがあるのかなというふうに感じております。

補助金がある・ないにかかわらず、やはり私有財産につきましてはまず所有者の方や御家族など相続人の方が責任を持って対応していく、対処していくというようなことが求められますので、町といたしましては引き続きそういった責任のある方に対して早い段階で私有財産についての道筋をつけていただくという作業を、そういった意識づけをしていただく作業をしていきたいというふうに考えております。

○議長 4 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 空き家の所有者が責任を持つということが前提だということは十分分かっております。ただ、特定空家でない空き家の解体に対して補助している自治体は多くありまして、近隣でも会津坂下町もそうです。その理由をお聞きしました。空き家については毎年増加傾向にあり特定空家は国庫補助の対象となるが、空き家の中では一部分であるため、危険となるおそれのある空き家を減らすためにも、特定空家以外の除却補助の対象としているということです。やはり、危険となるおそれのある空き家を減らすっていうところ。ここを重視しているということで分かりました。

先ほど、時代の流れを見ながら町でも特定空家以外の空き家に対しての解体補助を検討

していくというような答弁がありましたけれども、そこをもう一度確認させてください。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 御質問にお答えいたします。

空き家の問題につきましては、全国的な課題になってございます。先ほども答弁で申し上げましたように、やはり地域から空き家を減らしていくという作業は非常に大事な作業でございますので、議員がおっしゃられる近隣自治体の好事例などを参考にしながら町で取り組める対策について検討はしてまいりたいというふうに考えております。

とにかく、空き家を減らすという作業については、町とやはり所有者の方と相談しながら綿密に連携を取りながら対策を講じていくこととなります。解体のみならず利活用につきましても、今後の町の財産を有意義に利用していくといった対策も併せて実施していかなければいけないというふうに考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 さらに、空き家になった理由の中で相続したが使用していない。別の住宅に転居して使用していないということで65.7%。7割近い方が使用していないという結果が出ています。この7割近くの方が適正に管理されなければ、また建物の損傷が進む可能性が考えられます。今後を見据えてという観点からも、やはり解体費用の助成の拡充、これの検討をお願いしたいと思います。

続きまして、特定空家について少しお聞きしていきます。

特定空家の中では、家主本人の経済的な理由であったり何らかの理由で解体できずに放置されたままになっているケースもあるかと思います。その場合、他の親族もその責任を負う義務があるのか。あるとすれば何親等まであるのかお聞きします。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 お答えいたします。

空き家の管理の責任でございますけれども、基本的には先ほど来申し上げているとおり、所有者の方が管理をしていただくという責任を負っているというふうに考えております。また、管理ではなく子供さんでしたりお孫さんっていうところは、相続に対する権利が発生してまいりますが、基本的にはやはり空き家の管理は所有者の方が一義的に責任があるというふうに理解をしております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 うち個人所有物で管理の責任もあるということは理解しています。でも、様々問題があるケースもあるのかなと思いますけれども、解体が進まなかった空き家に対して、集落が関わって解体をしたケースがあると聞きましたが、その辺を教えてください。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 お答えいたします。

これまで特定空家の解体につきましては、解体について町内の事業者が解体作業を行っております。ただ、先ほど来お話のあるやはり解体処分に係る経費が高額になることから、できるだけその経費を抑えるために建物内にある家財道具ですとか、そういった処分でき

るものを地域の方々が協力して処分にお手伝いをしながら、その処分費を減らしていくという作業をした地域は聞いております。ただ、それは自治会としての取組ではなく、あくまでも地域でその空き家に関わりのある方が協力し合って実施したということでございますので、例えば議員がおっしゃる自治会での協力要請といった取組ではないということは御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長 4 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 集落の方々の自律的な活動によって処分をされたということですね。とすると、そういうケースも認められるということではよろしいですか。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 お答えいたします。

地域の方が協力し合って解体に携わった部分については、建物の中にある家財道具を一斉に整理をして、解体については町内の事業者へ依頼をして、その事業者が解体、建物の本体部分を解体をしたということでございます。町が補助いたしますのは、建物の解体費用、事業者が行う解体費用に対しての補助でございますので、内部の家財道具の処理に係る負担などは町のほうでは把握してございませんので御理解をいただきたいと思ひます。

○議長 4 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは、町内の事業者への解体費用については、補助金の上限 100 万円ってというのは活用できるんでしょうか。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 お答えいたします。

特定空家の解体としてであれば、町の補助金 100 万円の補助 5 分の 4。係る費用の 5 分の 4 で上限が 100 万円の補助金を使って解体をすることが可能となっております。

○議長 4 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 分かりました。

それでは、今後の活用についてお聞きしていきたいと思ひますが、利活用の部分ですが、計画の中の回答の中で、本人や家族がすぐが 4 人、賃貸や売却を考えているは 40 人で、全体の 33.6%が活用したいという結果が示されています。また、解体したいが 23 人、活用の予定がないが 42 人で、全体の 45.5%が活用する考えがないという結果が示されていますが、活用の予定がないと回答した方々、方向性が出ていない方々ですかね。解体でもなく利活用も考えていないという方々に対しては、どのように取り組んできたのかお聞きいたします。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 御質問にお答えいたします。

解体や利活用の考えが、今のところアンケート当時にはなかったという方の考え方でございますけれども、やはりそういった方についてはお盆やお正月、また墓参りなどでそういった建物を一時的に利用される方もいらっしゃいますし、また、地域の中にほかの財産などを所有してその管理などでいらっしゃる方なども中にはいらっしゃるのかなというふうに捉えております。そういったことで、アンケート時点では解体や利活用について、まだまだ自分が管理できる範囲の中でその建物が存在するといったところでそういった回答

になつてゐるのかなというふうに捉えております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 計画の中には、所有者等への意識の啓発に取り組むということが示されています。方向性が出ていない、活用を考えていない方に対しては、意識の啓蒙ということが必要だと思います。今答弁にありましたように、様々な取組をしてきたということですが、そういう取組をされてどのような効果があったと評価されているのかお聞きします。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 御質問にお答えいたします。

空き家を管理されている所有者の方に対して様々な呼びかけを行って、その空き家の適正な管理などを求めてきたところでございます。そのほか、町の先ほどの解体の補助ですとか、また空き家を利活用する際の支援制度などのチラシなども併せて同封いたしまして、利活用などへの声かけなども行っているところでございます。町では、そういった利活用に向けた講演ですとか勉強会なども実施しながら、そういった考えがある方の声を聞きながら、課題解決に向けて一緒に考えているといったところで御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 計画書の中では、具体的には町の広報誌やホームページ、パンフレットなどを活用するということがうたわれていて、これはされてきたのだと思います。加えて個別の相談会を実施していると思いますが、これは個々のケースに寄り添ったとても効果的な取組だと思います。そこで、相談会の開催の頻度であったり、どういう方が相談に乗ってくださるのか。また、どのくらいの人たちが相談に来られているのか。また、その効果等どのように評価されているのかお聞きいたします。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

町では、昨年空き家等に関する包括連携協定というのを締結させていただきました。全国空き家アドバイザー協議会さんと古民家再生協会さんとの3者で締結したところでございます。その締結の中で、昨年度令和5年度につきましては、お盆の時期に空き家相談会というのを1回開催していただきました。それから、10月に空き家セミナーというのを開催したところでございます。

それから、今年度の取組でございますけれども、今年度のまたお盆の時期に空き家相談会というのを開催していただきまして、5名の方が参加したというようなことでございます。この取組につきましても、今後も引き続いて実施したいというような考えでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 ぜひ効果的な取組であると思いますので、継続して行ってほしいと思います。

また、計画の中に、空き家対策の対象は空き家の所有者だけではないというふうにうたわれています。本当にそのとおりだと思っていまして、空き家予備軍が町の半数の世帯を

占めるというこの現状も考えると、少なくともこの人たちは空き家対策の対象になっていると考えます。相談に来る方は、自分の家をどうしようかという思いで来られると思うんですけども、対象者の中にはまだ自分の家のこれからのことを考えていない方であったり、おぼろげには考えているかもしれませんが、そういう方々も空き家対策の対象者であると思います。まず、自分のこととして捉えてもらうということが必要だと思いますが、そういうふうに啓発する必要があると思いますが、その辺の考えをお聞きます。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 御質問にお答えいたします。

空き家の問題につきましては、社会課題の中でも大きな課題となっております。議員がおっしゃるように特定空家になってからではやはりタイミング的には遅い状況も見えますので、そうならないうちに空き家の予備軍、また新築であっても建物を建てる際に、やはり建物を建てた新築物件、自分の財産をどう最終処分まで考えていくのかという先を見据えたそういった管理が必要になるのかなというふうに考えております。

ですので、できる限り町としては空き家にならない、また私有財産をできる限り適正な管理、利活用を含めた管理について、今問題視されていない御家庭でも自分ごととして捉えていただき、それを御家族で情報共有しながら家庭の中でも話し合っていていただく場を設けて適正な管理につなげていただくことを、町でも先ほどの広報誌ですとか、またケーブルテレビなどで啓蒙・啓発しながら皆さんに考え方をまとめていただく材料を発信していきたいというふうに考えております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 自分のこととして考えてもらうように啓発する必要性と、考える機会をつくるということでは、計画の中では自治区会など町民が多く集まる機会を捉え、空き家等の適正な管理の重要性や所有者の管理責任等を広く町民に周知していくということが示されています。こちらから出向いて啓蒙をするということも、これからとても必要になってくると思いますが、この辺にはどのように取り組んできたのかお聞かせください。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 御質問にお答えいたします。

空き家の課題は、やはり社会が抱える課題でございます。また、小さな単位で言えば地域の中でも直接影響が出てくる地域に対して、町といたしましても自治会や各種団体を単位としたそういった空き家にならない前の財産の管理の部分について、機会を捉えて啓蒙・啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 分かりました。ぜひお願いしたいと思います。

続きまして、令和2年度から現在までの5地区の空き家の利活用状況をお聞きしました。それは、計画の中で5地区の空き家数と空き家率が示されていますが、それによると空き家率で一番高いのが奥川地区の22.04%。2番目が村岡地区の21.14%と、この2地区がずば抜けて高いことが示されています。そして、ほかの3地区は6から8%となっていますが、でもこの2地区においては利活用に対する取組がとても積極的であるということもお

聞きしていますので、その辺の取組と、そこから分かったことなどあればお聞きしたいと思います。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 御質問にお答えいたします。

先ほどの最初の答弁で、空き家の利活用につながった件数につきましては野沢地区で17件、尾野本地区4件、村岡地区で6件、新郷地区で3件、奥川地区5件ということでございまして、私どもの把握している中ででは野沢地区が一番多かったというような状況でございます。その理由といたしましては、野沢地区の買物ですとか仕事ですとかの利便性が高いため、選定されているのが一番大きいかなというところで認識しておるところでございます。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 ちょっといろんな動きとこの実際の数字、ちょっと違いがあるかなと思うんですけどもこの数字が現実だということで、計画のあちらこちらに地域の方々と共に取り組んでいくということが示されていて、空き家の利活用においてもこの地域の方々の力というのはすごく大きいと思います。

奥川地区も村岡地区も、とても活発に利活用、住民の方々と共に取り組んでいるということが1つの要因かと思いますので、今後取り組んでいく中でも、地域の方々と共に取り組んでいくということを町全体に広げていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 御質問にお答えいたします。

奥川地区が特にそういった移住・定住における地域への歓迎の仕方といいますか、そういったのが先進なのかなというところで認識しているところでございます。その背景、要因と申しますかその辺につきましては、まず奥川地区につきましては以前から大学さんとの関係で若者が多く来町しまして、人足等の手伝いですとかそういった活動を通して、地域の方々が町外の方を受け入れる体制っていうのが築かれてきたのかなというところで感じておるところでございます。それから、そういった活動をするためには集落支援員ですとか、今現在あるいはもうやめた地域おこし協力隊ですとかそういった方々との関係性。それから、奥川地区につきましては50歳未満の方が30人以下であるという、若者等を受け入れやすいような状況等があつて若者を大切にする、あるいは移住者を大切にするというような風土があつたのかなというふうに考えてございます。

今後につきましても、奥川地区につきましては石高プロジェクトの関係で町外の方ですとかいろいろいらっしゃる。それから地域づくり協議会でもそういった活動をやっておられる。それから、来年開幕のZEN大学というのもございますので、町外の方を受け入れる取組といいますか、そういう部分については奥川地区を参考にしまして今後広めていけば、移住・定住にも関係するのではないかなというふうに考えておるところでございます。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 今、奥川地区ということで出ましたけれども、それぞれの地区の特徴など

を生かしながらかひ広げていっていただきたいと思います。

次に、移住促進住宅整備事業についてお聞きしました。これは町の新たな移住施策、また空き家の利活用ということでとても期待している事業です。そこで、現在この事業に自分の家を提供したいという意思を示されている方というのは何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 御質問にお答えいたします。

今年度、移住促進住宅整備事業の候補として空き家を提供いただけないかということで周知をしまして、募集をかけたところでございます。4月に行ったわけでございますけれども、応募のあった件数を申し上げますと17件でございました。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 17件あったということで、この事業に活用するためには答弁にありました一定の基準があるということですが、この17件の中でその基準を満たしている空き家というのは何件ぐらいあるのでしょうか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

物件の選定基準でございますけれども、御家族で移住してこられるというようなことを想定しておりまして、その関係でその基準に関係してくるわけでございますけれども、具体的には居住面積としましては100平米以上。それから、間取りにつきましてはリビング1室。それと、居室は2室以上。それから、設備につきましては台所、水洗のトイレ、それから洗面所、浴室というのを完備していること。それから、改修費につきましては専門の方に見ていただいて、税抜きで改修費が1,000万程度というような基準を設けさせていただいているところでございます。

応募のあった17件の中でそれを満たしているというような件数につきましては、二、三件だというようなことでございます。こちらについては、応募の多くがかなり古い物件が多くございまして、改修費の1,000万円、耐震補強等も必要なものですから、その部分も関係してきましてなかなかその部分がクリアできないというような状況でございます。

○議長 上野議員、時間になりましたので最後の質問で。

○上野恵美子 それでは、最後になります。

令和5年度の繰越分として、野沢上原の物件1軒については、これは入所の募集はいつから始まってどのように始めていくのかお聞きします。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

この事業今年度で完了ということで、3月末を竣工の予定にしております。今後のスケジュールでございますけれども、今後につきましては関係条例への整備が必要だというようなことで認識してございます。それから、入居につきましてはいろいろ手続もございしますので4月以降になろうかなと思いますが、その辺につきましては今後詳細にスケジュール等を詰めていきたいということでございます。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子　それでは、空き家対策のさらなる強化を求めて、私の一般質問を終わります。

○議長　それでは、暫時休議といたします。

再開は、午後１時です。（１２時０２分）

○議長　再開します。（１３時００分）

５番、小林雅弘君。

○小林雅弘　５番、小林雅弘でございます。

通告に従って、３点の一般質問をいたします。

１つ目は、西会津町敬老祝い金等支給条例の見直しについてです。

以前、町民の方から問合せがありました。内容は、父が１００歳になったが特別祝い金の３０万円が支給されなかったというものでした。担当課に問い合わせたところ、対象者は１００歳時点ではほかの町の施設に入居しており、支給条例の「町内に引き続き１０年以上住所を有し、かつ居住している１００歳に達した者」この規定に該当しないとの説明でした。問合せをされた町民の方のお父さんは、９５歳のときに息子さんが住む町の施設に西会津町に住所を置いたまま入居されたことから、対象を外れたようでした。町民の方にはその旨説明し納得していただきましたが、この条例は現在の社会状況からして見直すべきと思います。

その理由の１つは、今の社会状況において高齢者を保護すべき子や孫が町外に居住し、自宅やその近くの施設に引き取って生活することは自然なことと考えます。理由の２つ目は、「１０年以上住所を有し」どころか、長い間この町で生活し納税し、人生の最後の数年間をやむを得ない事情で町を離れることは許容すべき事由ではないでしょうか。理由の３つ目は、町の介護施設は待機者が多数ありすぐには入れません。このことを考慮する必要があるのではないのでしょうか。

以上の理由から、町内に引き続き１０年以上住所を有し、かつ居住している１００歳に達した者という規定を見直すべきと考えますが、いかがでしょうか。

２つ目は、物価高騰の中で町独自の物価高騰対策をしてはいかがでしょうか。

物価高騰が続き、町民の皆さんの暮らしはますます大変になっています。灯油を見ると、もっとも寒い１２月から２月期で２０１１年１２月から２０２１年２月までの平均は１,４９８円だった灯油価格が、２０２１年から２０２２年同月期で１,８６３円。２０２２年から２０２３年同月期で１,９４５円。２０２３年から２０２４年同月期でついに２,０００円を突破して２,０４０円となっています。今年はというと、町内のある営業所の価格は１１月１８日現在で１８リットルで２,１４２円となり、過去最高を更新しています。別の事業所では、１２月１４日からさらに値上げするという案内が来ています。

また、消費者物価指数は昨年９月同月比でうるち米４６.３％、我が家で買っている昨年５キロ２,０００円前後だったお米が、今３,０００円を超えています。そのほか、国産豚肉６.７％、電気代１５.２％、ガス代７.７％の値上げとなっています。国でさえも、臨時国会で非課税世帯向けに３万円、子供１人２万円の上乗せ給付金の支給を検討していると報道されています。しかし、この物価高は低所得者だけでなく、ひとしく町民一人一人にのしかかっています。そこで、町独自の物価高騰対策として、町民１人当たり５,０００円以上の給付を行っ

てはいかがでしょうか。

3つ目として、町のこども園で働く保育士などの処遇改善の問題です。

今、全国で幼稚園や保育園での人手不足が深刻となっています。人手不足の解消や待遇改善を目的に、国は2013年より保育士の処遇改善に取り組んでいますが十分とは言えません。厚生労働省の調査によりますと、昨年、保育士の平均給与は年間400万円ほど。同じく子供に関わる職業である小・中学校教員の平均給与は年間約660万円で、保育士とは260万円の差があります。さらに、令和5年厚生労働省調べで福島県では、保育士の年収は約342万円。このように全国平均を下回っています。

給与は働くモチベーションにつながる大事な要素の1つです。近年の合格率23%前後という難しい国家試験合格が必要となる保育士の仕事は、誰にでもできる仕事ではなく専門性の高い仕事だと思います。同時に、子供と関わり合いながら子供の成長を見守る高い人間性を必要としている仕事でもございます。町で働く保育士を今後も確保し、安定的にこども園を運営していくために、千葉市のような保育士等給与改善事業を創設し保育士の処遇改善をしてはいかがでしょうか。

以上、3点質問をいたします。明快な答弁を求めます。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 5番・小林雅弘議員のご質問のうち、「町独自の物価高騰対策について」のご質問にお答えします。

本年11月に総務省が発表した全国の消費者物価指数は、2020年を100として109.5となっており、物価高は本町のみならず全国的な状況であります。

このように国全体として消費低迷や物価高などの影響が生じている場合はこれまでも、国の責任において、国が施策として定額減税や地方自治体への交付金などを制度化し、その対応をしております。

本町では令和2年度からこれまでに、国の交付金である「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「物価高騰重点支援地方創生臨時交付金」、いわゆる「重点支援地方交付金」を活用して、全町民を対象に1人あたり5,000円分の商品券を配布する事業を7回実施し、総額約2億1,000万円の経済的支援を実施してまいりました。

去る11月22日に閣議決定された「国民の安全・安心と持続的な成長に向けた総合経済対策」では、「地域の実情等に応じた物価高対策を後押しする重点支援地方交付金などにより、総合的な対策を講じる」と明記されており、現在開会中の臨時国会において、重点支援地方交付金を含めた補正予算案が審議される見通しであります。

補正予算議決後、国から重点支援地方交付金の要項や本町への予算配分など、詳細が示される見込みであることから、その内容を踏まえ、事業の実施について検討してまいり考えるのでありますのでご理解願います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 5番・小林雅弘議員の「西会津町敬老祝い金等支給条例」の見直しについてのご質問にお答えいたします。

「特別敬老祝金」につきましては、御質問にもあります通り「町内に引き続き10年以

上住所を有し、かつ、居住している、言い換えるならば、実際に住んでいる、又は生活拠点のある100歳に達した方」を対象に、その長寿を祝し30万円をお贈りするもので、その後、医療及び生活支援として毎年16万円を支給する制度であります。

「町内の介護施設に入所が難しいなど、止むを得ない理由で居住要件を満たせない場合には、要件を緩和し支給対象とするべき。」とのお質しであります。住民票は生活の拠点がある市町村に置くことを規定し、公平、公正な行政サービスの基礎となる住民基本台帳法との整合性の検証や止むを得ない理由の範囲の精査、条例改正の必要性など整理する課題があることから、町が進める行財政改革の中で、今後、慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

続きまして、町のこども園で働く保育士などの処遇改善についてのご質問にお答えいたします。

最初に、現在、町が設置する「こゆりこども園」の認定こども園では、指定管理者である「社会福祉法人にしあいづ福祉会」が管理・運営に当たっており、保育士として正規職員19名、臨時職員1名、パート職員4名、それに加えて資格を持たない保育補助員2名の合計26名の職員が勤務しております。

議員お質しの、保育士の処遇改善につきましては、直近の対応で申し上げますと、国が令和4年2月から収入を3%程度（月額9千円）引き上げるための保育士等処遇改善臨時特例交付金事業を実施したところであります。

これを受け、こゆりこども園の保育士等職員の給与等につきましては、全額を指定管理委託料で賄っていることから、町と雇用主である「にしあいづ福祉会」との協議により、令和4年2月から3月は月額平均9,500円、令和4年4月から9月は11,200円と、国が示す月額9,000円の基準を上回る手当を支給したところであります。

その後も処遇の改善は継続しており、令和6年4月現在、処遇改善手当等として月額21,200円を支給しているところであります。

議員お質しの「保育士等給与改善事業」につきましては、自治体が私立の保育施設職員の処遇改善を支援する事業であります。

こゆりこども園は町立の保育施設であり、そこで勤務する保育士等職員の処遇改善につきましては、これまで同様に「にしあいづ福祉会」との協議により進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、町のこども園等に勤務する保育士の平均年収額につきましては、御質問の中で示された令和5年福島県の保育士平均年収額を上回っております。なお、小中学校教員との比較につきましては、教員と保育士には資格要件の違いによる初任給や、平均値を出した場合の年齢や勤続年数にも違いがあるなど、一概には比較できないものと考えておりますので、ご理解願います。

次に、働き続けるうえでのモチベーションにつきましては、給与は重要な要素の一つではありますが、それに加えて、自分の考えや意見を発言しやすい風通しの良い人間関係や自分の意志によるキャリア形成を支援する体制の有無、休暇の取得しやすさや業務中のノンコンタクトタイムの確保、デジタル化の推進による保育業務への注力支援や保護者と一緒に子どもたちの成長を喜び合える関係性の構築など、総合的な体制整備が重要と考えて

おります。

また、人材の確保につきましても、有効な対策の一つとして「にしあい福祉会」と連携を図り、保育士等養成機関とのつながりづくりにも取り組んでいるところでありますので、ご理解願います。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 まず、質問の順序に従って西会津町敬老祝い金等支給条例の見直しについて再質問をさせていただきます。

よく分からないんですよ、正直言って。もう一回ちょっと分かりやすく御説明していただきたいんですが、どうも行政言葉ってのは僕は頭に入っていないので、普通の言葉で。だから、見直すのか見直さないかっていうところをちょっと簡単に御説明いただきたい。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

まず、議員から御提案をいただいている内容につきましては、心情的な部分がすごくあらわれて、それを行政として例えば法令に基づいて照らし合わせて考えたときに、そこを駄目だっというふうに言うのではなくて、やはり心情的な部分と法令を合理的と考えるのであれば合理的な部分を十分折り合いがつくように考える作業っていうのは時間も要しますし、またいろんな方の考えをいただかないといけないところだと考えておりますので、そういった一定の時間をいただきたいと。そして、例えば意思決定につながるそういった作業が生産的な意思決定につながるのではないかということで、一定程度のお時間をいただきたいということでもあります。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 心情っていうふうに言われましたが、あまり一定程度の時間をいただきたいということなんでこれ以上とやかく言ってもこれはしょうがないのかなと。ここでは。ただ、心情的っていうふうに切り捨てられると非常に心外な部分もございます。ただ、先ほど申しましたように、これ以上はやるやんないの問題で、やはり十分検討していただきたいと。私の予想と答弁がやや違ってたんで、ちょっとびっくりしました。この問題は結構でございます。このまま一定程度の時間をかけて、やはりもちろん当たり前ですから、ここですぐやるとかやんないとかいう話になるわけではなくて、特に規定の問題ですから、条例の問題ですから、専門的な方とかあるいはそれ相当の会議でしっかり揉んでいただいてやっていただきたいというふうに思います。

次に、物価高騰対策。これはこのままだと思います。確かに町長の答弁のまま。ただ、私が申し上げたいのは、年金も上がらない。本当に上がっても微々たるもんなんです。その中で、町民がやはり生活が厳しいと。先ほどから申しましたように、もう物価はめちゃくちゃ上がってる。

例えば、独立行政法人労働政策研究研修機構というところがありまして、そこがこういう答申出してるんです。「消費者物価指数は上昇しているが、賃金は上昇していないことがよく分かる。つまり、価格の上昇に給料が追いついていないということである。物価はこれからも上昇すると考えられるが、中小企業にとってなかなか上げられない状況にあり、日本の企業の大部分が中小企業であることを考えると、賃金の上昇は難しいと考えられる」

というような、独立行政法人の答申なんです。物価の上昇に比べて、例えば年金の伸び率は本当に僅かなもんです。しかも物価の上昇はいまだに続いている。賃金だって、今賃金は大きく上がってますよみたいな報道がされますが、実際は圧倒的な中小企業はそこまで上がっていないんだというところで、生活はやはり厳しい。

もう一つの数字を御提示しますと、エンゲル係数っていうのは皆さん御存じだと思います。これは、家計支出に占める食料費の割合です。これはもうもちろん御存じだと思います。総務省の家計調査で、2人以上の世帯における2000年以降のエンゲル係数の変動を見ると、14年まではおおむね23から24%程度だったということです。ところが、14年以降は上昇が目立つようになり、2023年10月から2024年9月の平均は何と28.3%。この数字が5%近く上がるってことはこれは大変なことなんです。つまり、それだけ生活が厳しくなっている。

確かに町にはもちろん計画もあり、財務状況もあり、それも分かります。しかし、今町民の生活がこれだけ逼迫している、苦しくなっているんだってことをやっぱり御理解いただきたいんですが、その件についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

議員のほうから、今ほどエンゲル係数ですとかそれから賃金、年金の状況、それから物価の上昇の関係、いろいろ御説明いただきました。物価高というのは全国的な状況でございまして、こちらについては本町も同様な形で物価高に町民は苦しんでいるというような認識であります。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 認識が一致して安心いたしました。それではやはり、私の申し上げることも一理あるのではないかなというふうに御理解いただけたと思います。

確かに、今政府で検討している最中です。これは今度の国会でも物価高騰の生活支援としていろいろ検討されているようでございます。ただ、今報道されているところですと低所得者支援策、これがメインになっているのではないかと思います。問題なのは、低所得者って言われる人たちとそれ以外の人たちの部分、何て言うんですかね。線を引かれたその線の付近の部分、全くとは言いませんけれどもやや手薄なんではないかと。その部分も含めて、もう国がそこまで見ていただけないのなら町が実際国民といいますか、町民が実際に生活している現場に近い町がそういうところに目を向けていただいてもよろしいんじゃないかと思って今回は提案をさせていただきました。

こういう給付金って要らない人は要らないって返してくればいいんです。だって私は、例えばこの間も5,000円の商品券とかありましたけれども、別に要らないよ。うちは大丈夫だからっていうところは返していただいてもいいと思うんです。そうじゃないところに対して、やはり町としても支援をする必要があるのではないかと考えて御提案をした次第でございまして。その辺についてはいかがお考えでしょうか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

先ほど、答弁の中で町長も申し上げましたとおり、今臨時国会で重点支援地方交付金と

というような項目が審議されているというようなことでございます。今国会については、12月の下旬までの会期というようなことで、その成立を待って重点支援地方交付金の決定がなされて町のほうにも通知が来まして、その中で予算の配分も示されるというようなことでございます。町といたしましては、まずはその中身をしっかりと見まして対応を決めさせていただくというようなことでございますので、改めまして御理解いただければと思います。

○議長　　5番、小林雅弘君。

○小林雅弘　この件につきましては、おっしゃるとおり国の対応を見て、そして町として何ができるかをやはり御検討いただきたいというふうに思います。

3番目といたしまして、保育士の待遇改善の問題です。

いろいろ御努力をされているとは思いますが、1つ、ちょっとこの間の改善の問題で9,000円という金額ございましたよね。実はこれ総額といいますか、5人でやってるところだと5掛けの9、4万5,000円くると。ただし5人でいるところのあれで、もう少し多めに働いてくださってる人がいると4万5,000円を分けるんだというような、ネットで調べるとそうなってるんですけど、こことしましては9,000円そのままそっくり賃上げに回ったのかどうかお尋ねします。

○議長　　福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長　町そして西会津福祉会の対応としましては、全職員、保育士に均等で9,500円、あるいは1万1,200円、2万1,200円ということで、追加の支払いをしておりますので御理解をいただきたいと思います。

○議長　　5番、小林雅弘君。

○小林雅弘　それを聞いて、非常に良心的だなと思って安心をいたしました。

ただ福島県では、大体福島県の平均ぐらいですよ、きっと。給与は。どうでしょう。

○議長　　福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長　福島県内の中での順位とかそういったものはちょっと把握する資料がございません。その中でというよりも、国が出している統計資料の中に福島県は47都道府県中、保育士の平均給与が29位。高いか低いかはちょっと中間くらいよりも少し下ということでございますが、西会津町の保育士の金額は申せませんが、平均給与、年間を金額でその順位に当てはめてみますと全国8位相当です。1位は当然ながら東京都。やはり都会のほうが高いということで。しかしながら、西会津町の保育士の年間の収入の平均値は全国8位の金額相当でございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長　　5番、小林雅弘君。

○小林雅弘　私の調べたものと随分乖離があるなと思って。ただ直近のデータでしょうか、そちらをまず取らせていただきたいと思います。

まず、保育士そのものの給与っていいですか、それはそんな遜色ないんだってということですよ。しかし、保育士の給与自体が一般の労働者の給与と比べると低いんだという事実はもちろん御存じですよ。

○議長　　福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長　おただしの内容については、把握しております。

○議長 5 番、小林雅弘君。

○小林雅弘 そうなんです。私の知り合いで、学校の先生の子供さんなんです、保育士にぜひなりたいということで就職をしようとしたんですが、最初の初任給はいいんですよ。ところが、10 年たってみるとかなり伸びない。それで保育士になるのを諦めた。そういう事例がございます。2 件あるんです。これでは、将来の幼児教育・保育がどうなっていくのか。そういう心配がやはりございます。

大体、一般労働者と比べると保育士さんの大体全国平均ですよ。給与は 10 万ぐらい違うんだというような厚生労働省のデータが一方ではございます。当然そうなると、普通の職種というか一般のほうに、せっかくの保育士になりたいという人が流れていってしまうんじゃないか。あるいはしまっているということがあるもんですから、やはりこの町立派なこども園をお持ちですし、そして保育の考え方もしっかりしていると、この間打合せをしたときにお聞きしましたので、問題はやはり働いてくださる方。ですから、ここで処遇改善どうなんだっていうところを求めたいわけです。

例えば、西会津町の職員の行政職で 40.1 歳。平均給与、基本給が大体出てました。それをもって計算しますと、期末勤勉手当を 4.25 か月と計算しますと、大体年収 500 万ぐらいだと思うんですが、そのデータでよろしいですか。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 答えいたします。

役場職員の給与等につきましては、広報のほうに昨年度の総額的な部分、平均値とかを全てやっております。したがって、大体おおむね議員がおっしゃるとおりの額でございます。

○議長 5 番、小林雅弘君。

○小林雅弘 今年の広報 11 月号に載ってました。ここまでちゃんと出すんだなと感心しましたけれども。

ラスパイレス指数、これは国家公務員に対する地方公務員の給与のパーセンテージなんです、98 というところで頑張ってるなというふうには思いますが、それと比べてもやはり 100 万ぐらい、100 万近くかな。保育士の場合は低いんじゃないかと思いたすがいかがでしょうか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 答えいたします。

議員おただしの全国の労働者の平均の賃金、年間の年収でございますけれども、それについてやはり統計を取った段階で年齢と勤続年数っていうものが出てきていると思います。また、町職員も今ほど発言ありましており出ているわけですが、保育士についてもやはり年齢、勤続年数っていうのが必ずしも同じではありませんので、同じ土俵の中で比較するということはちょっとここではどうなのかということで理解しているところです。

○議長 5 番、小林雅弘君。

○小林雅弘 確かに単純に比較はできないんですよ。ただ、来年度から、2025 年度から保育士給与の公開がスタートする。これはこども家庭庁の方針だそうです。ですから、そこ

でももう少し詳しいものが出てくるのかなというふうには思います。こういうものって、例えば勤続年数も違うから、あるいは一般的に言うと学歴も違ったりいろんな条件がありますので、一概に比較は確かにできません。ただ、傾向だけは分かります。その話をさせていただきます。それは御理解いただきたいと思います。

なぜ、今こども家庭庁でも保育士の待遇改善、処遇改善をやっぱり進めなきゃいけない。この間大臣がおっしゃってましたけど、結局は人材を確保しなきゃいけない。そのためには給与がまだまだ安いんだと。国がやっぱり方針でやるには、まず待遇改善っていうと給与の問題が出てきますので、それを取り組みたいというような大臣の御発言でしたので私非常に期待しているんですが、ただ、国ばかりに任せていてもどうなのかなと。やはりこの町のこども園は大変すばらしいものと思いますが、これを本当に充実させていく。そのためにも人材の確保、これが今からこれが大事だと思うんですよ。今からその準備をして、しっかり確保できるっていう体制をどう整えていくか。

最後に御提案させていただきたいんですが、給与のほかにもいろいろございますので。給与の問題では、例えばさっき民間の事業に対する支援だとおっしゃいましたけれども、いろんなところでまず地方自治体が補助しております。それは御存じだと思います。私も調べました。例えば明石市。保育士として採用されると採用後3か月経過で10万円、その後1年経過ごとに6年経過までに毎年20万円。7年経過すると30万円の支援金を直接支給するんだと。合計160万円。姫路市、採用1年ごとに3年目まで年額24万円を対象者に支給していく。つまり月2万円です。芦屋市、初年度30万円。2年度から6年度まで20万円、7年度30万円。こういうのは何か大きいから財源が豊富だからと言われそうなので、一応茨城県の阿見氏っていうところを調べました。そしたら、月1万5,000円上乗せするそうです。私が御提案させていただいた千葉市。これは、保育士等給与改善事業ということで、月額最大3万円の支給と。松戸の手当ってのがすごいんですよ。同じ千葉でも。1年目から12年目まで4万5,000円。13年目から20年目まで4万6,000円だそうです。浦安は最大月6万円の給与上乗せ、月額最大8万円の家賃補助。柏も月額4万円以上の補助。成田も月額上乗せ4万円。成田手当というそうです。筑波でも同じです。月額3万円の助成金。やはり関東の周り、ここでは今でも保育園が足りなかったり、あるいは保育士が足りないという状況がございます。ですから、そこにある程度投資して、やっぱり子供を育てる環境を整備するという政策だと思います。

ただ、そこは東京に近いからって言うんではなくて、この町としても、先ほど提案理由の説明でもございましたけれども、私も調べてすごいなと思ったんです。保育士の試験、これが合格率23%なんですね。今の大学入試よりもはるかに難しいのかなと思います。そこを乗り越えてこられた方に、やはりそれ相当の待遇を用意するというのが必要なことではないかというふうに思います。

恐らく、これからまた提案を続けさせてもらいたいと思います。今回の、例えばまた国が、こども家庭庁が待遇改善ということでまた政策を出すみたいな動きがございますので、それを見ながら次のこの町のことについて検討していきたいと思いますが、最後に今あまだこうだいっぱい御紹介しましたけども、賃金以外にも支援を実施しております。今、町で保育士を目指している方っていうのはつかんでおられますでしょうか。どうでしょう。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

保育士を目指して就学されている人の数については、把握する調査とかそういったものを行ったことはありませんので、今現在は把握してないところです。ただ、養成学校から情報をいただいたり、あるいは実習の際に連絡をいただいたりということで、あるいは保護者とのつながりの中で把握したりというようなことで、ある程度の数は把握しておりますが、正確な数は把握できてないところです。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 この町にとって、言葉はよくないのかもしれないですけども金の卵ですよ。そういう学校に通っていらっしゃる、勉強していらっしゃる方々に対する支援というのはこの町でどんな支援があるのでしょうか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 町で、例えばなんですけども経済的な支援というのは特に実施はしておりません。ただ、福島県において社会福祉協議会ですけれども、保育士については正確な金額があれなんですけども、およそ記憶の中で250万。最大250万の貸付けを受けることができて、5年以上福島県内の保育施設で働いた場合には返済免除というような有利な、大変有利な制度がございますので、紹介があった際にはそういったところの制度を御紹介するし、今、現実的に最近採用した職員の中にも活用されている方はいるなということで確認はしておりますので、活用は進んでいると。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 そのとおりです。福島県でそういう事業、社会福祉協議会のほうでやってらっしゃるんですよ。それをまず広めること。やっぱり。ですから、この町出身者に何らかの形でそういう情報をお伝えすることがまず大切だなと。それから、だからといって福島県内にいてもこの町にぜひ来てほしいということで、やはりこの町としてどうなんだっていうところではいろんなところを調べますと、資格取得のために頑張っている学生さんに月何万円か支給してそういう支援もございます。そして、この町に戻ってきたら5年で返済はしなくていいよと。つまり、県もあり町もあり、そしてこの町に残っていただく。そういうような方策もやはり今後御検討いただきたいと思いますのですが、いかがですか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 議員おただしの支援制度、町独自の支援制度というのは十分検討の価値はあるなというふうに感じております。ただ、今現在経済的な支援ではございませんけれども、例えばなんですけども中学生あるいは高校生に対してはインターンシップだったり職業体験だったり、大学生に対しては保育実習だったり、そういった部分を積極的に受け入れて展開しているところです。そういった中で、大学の例えば教員、指導者とのつながりが深くなり、御紹介をいただいて順調な採用、新規の採用がここ数年ほかの保育所あるいは保育施設は大変厳しいっていう状況ながら、2名程度ずつ確保できているということが我々が取り組んでいる取組が十分効果を発揮していると捉えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 存じております。大変すばらしいと。頑張ってるなという印象を持っております。

ただ、今ジェンダー平等の中で男性保育士の確保、これが課題になっています。その件についてはいかがでしょうか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 男性保育士の確保というような御質問であります。やはり、保育士を目指して勉強している学生を見ますと、本当に少数です。その少数の男子を獲得するのがいいのか。あるいはそんなことは言わず、それこそジェンダーフリーですので女性で何が悪いっていうところもありますので、そういったところを全然フリーにしてこちらのほうでは採用をしておりますので、あえて男性がいいというような取り方はしておりませんので御理解をいただきたいと思います。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 いや、おっしゃるとおりだと思います。ただ一つ、もう一つお聞きしたいんですが、男性と女性の保育士の賃金格差ってございますか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 町で採用、町というか西会津福祉会で採用した場合には女性、男性、そのような性別の差によって賃金に格差が生まれるということはありません。賃金っていうのは勤続年数、業績・功績、職位・職責、大体この3つで決まるのかなと思います。男性の場合には職位・職責が早い段階である程度の責任のある仕事に就くケースがあると思いますので、全国平均すると男性の保育士の賃金のほうが高めになっているということは知っております。ただ、その原因については、今申し上げた職位・職責が主な理由であったり、あるいは女性はこういうことを言うのはあれなんですけども、例えばライフステージの中で就業を中断する期間があって、また再就職するっていうようなそういう方もある一定程度いて、そういう方を平均に入れてしまうことによって若干女性のほうが低くなる傾向がある。それに対して男性はずっと勤務するほうが圧倒的に多いので、高い傾向があるっていうような調査結果のコメントの中で確認をしているところです。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 それも理解しております。ただ、それが男性保育士の採用のときにやや賃金が全体として低いと。それでも低いんだということがあって、なかなか私の大学時代の同級生が幼稚園の教諭の単位取ってたんです。ちょっとびっくりしたら、なんのことはない。彼は会津若松の幼稚園の園長さんの息子さんだったんです。私立ですからその跡を継いだということで、あの当時ちょっと男の人が取るのかっていうような、もちろん失礼な言い方なんですけどそういう印象を持ったんですが、やはりこれからは当たり前になっただけの専門性を持ち、人間性も要求される。そういう職種の待遇を改善する必要があるんじゃないか。そう私は考えて、今回の質問をさせていただきました。

答弁としましてはちょっとよく分からなかったんですが、ただこども家庭庁ができて、これからまた処遇改善を進めていくんだと。非常に大臣が意欲的なもんですから、それを見ながらまたこの件については質問をさせていただきたいと思います。

今回は、以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長 7 番、秦貞継君。

○秦貞継 皆さん、こんにちは。私は、事前の通告に従って災害対策について質問いたします。

本町においては、過去に黒沢集落を襲った水害や、新潟・福島豪雨。また、近年では令和4年8月の奥川での豪雨などの災害を経験しております。また、災害においては冬場の大雪や火災なども想定されます。災害時に町民の生命と財産を守るための町の取組や備えについて、次の点を伺います。

1 つ目として、災害発生時の町民周知体制は整っているのか。

2 つ目として、災害時における安全な避難経路及び避難場所確保への対策状況は。

3 つ目として、各自治区での有事の際、避難誘導はどのような体制で臨むのか。

4 つ目として、自主防災組織の設立状況と課題は。

5 つ目として、自然災害が予想される自治区に対し、有事への備えはどのように行われているのか。

6 つ目として、有事の際に避難する施設や人が密集する施設での災害対応への準備はできているのか。

7 つ目として、豪雪を含め災害が起きたとき、高齢者及び生活弱者の救助対応はどのようなになっているのか。

以上でございます。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課 7 番・秦 貞継 議員の災害対策についてのご質問にお答えいたします。

初めに1点目の災害発生時の町民への周知体制であります。町では情報の伝達手段として防災行政無線、ケーブルテレビのほか、防災アプリを運用しており、さらに災害による被害の状況に応じては、消防団に巡回広報を依頼するなどして、災害情報を周知することとしております。

また、気象警報、緊急地震速報、震度4以上の地震、ミサイル攻撃などの情報は、Jアラートと連動して即座に放送・周知されるとともに、気象情報により災害への事前対応が必要と予見される場合には、職員が待機して警戒及び情報収集にあたり、迅速に周知できる体制を整えているところであります。

次に2点目の災害時における安全な避難経路及び避難場所の確保につきましては、地域防災計画において緊急輸送路の確保と避難場所を位置付けており、災害の様態や規模に応じて最適な避難所を早期に開設することとあわせ、避難経路の安全性を確保して、避難を必要とする区域に対し、避難指示を発令することとなっています。

次に3点目の自治区での避難誘導については、地域防災力の要である地元消防団を中心に、避難時に手助けが必要な要配慮者には、近隣住民と協力しあう共助が大きな力となりますが、その共助の範囲を超えるような災害については、常備消防や警察のほか、自衛隊の派遣を要請するなどして、災害の様態や時間経過により適切な場所への避難誘導にあたることとしております。

次に4点目の自主防災組織については、日頃から地域との繋がりを持ち「いざ」という

時に互いに助け合う関係性を地域で構築しておくことは、大変大切なことであり、自主防災組織はその一つであると認識しております。

現在、町内には18の自主防災組織がありますが、人口減少と高齢化による活動の継続や組織の維持が共通する課題であることから、地域や関係機関との連携を図りながら活動に必要な支援に積極的に取組むとともに、新たな組織の設立に向け機会を捉えて働きかけてまいります。

次に5点目の自然災害が予想される自治区に対する有事への備えについては、町では町民一人ひとりが災害時に適切な行動がとれるよう、土砂災害警戒区域や急傾斜地などの危険箇所や避難場所、指定避難所の地図情報に加え、日頃の備えや災害時の行動を1冊にまとめた「防災マップ」を作成して町内全戸に配布しており、また自治区や地域の団体などの要請を受けて「防災マップ」を活用した防災教室を実施するなどして、日頃からの備えと防災意識の高揚を図るための周知に努めているところであります。

次に6点目の避難施設や人が密集する施設での災害対応への準備については、通常、施設管理者の責任において防火設備等の設置や消防・避難訓練等を行うこととされておりますが、町防災訓練に参加していただくなどして手順を確認しており、引き続き連携を密にしながら施設の安全確保と協力関係の構築に努めてまいります。

次に7点目の高齢者及び生活弱者の救助対応については、自力での避難が難しいなどの要配慮者に対しては、災害時避難行動要支援者として自治区や関係機関と情報を共有し、災害が切迫する前に高齢者等避難を発令して、地元消防団や地区住民の協力を得て、早めの避難を求めることとしているほか、平常時の対応として民生委員等による見守りや声かけにより、災害時の救助体制が円滑に整うよう確認しているところであります。

近年、気象観測技術の発達により、気象情報の予測精度が向上しているとはいえ、異常気象や地震など全国各地で大規模災害が頻発しており、自然の猛威は我々の想像をはるかに超える甚大な被害をもたらしております。

町といたしましては、自らの命は自ら守る「自助」、地域や関係団体等が互いに助け合う「共助」、行政による「公助」それぞれの立場において、日頃から災害に対する備えを各自心掛けることを基本に、災害発生時には、人命を最優先に被害を少しでも軽減するため、地域や関係機関・団体との連携を図りながら、必要な対策を今後も講じてまいりますので、ご理解願います。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 それでは、通告に従って順次再質問していきたいと思います。

まず、最初に申し上げておきたいのは、西会津町は少子高齢化が進んで、最後の答弁の中にもありましたけど、自分で自分の身を守る方々は大丈夫だと思うんです。ところが、自分の何て言うんですか。力では逃げられない人だとか、逃げたくても足が動かない、腰が動かない、体が弱い方々をどうやっていざというときに守るか。もし、そういった災害が起きたときにどういうことが想定されるのかを考えて、今のうちからそういった方々も残さず助けられる体制を備えておくことが重要だと思いますので、その点に立って順次質問していきたいと思います。

まず初めなんですけども、災害発生時の町民周知体制は整っているかということなんで

すけども、ここで先日議会報告会に行った際に、宝川自治区だったと思うんですけども、防災無線が聞こえないっていうような話を聞いたんです。私、全地区というわけにいかなかったんですけども知り合いとかにいろいろお話を聞いたんですけども、ちょっと何件かお伺いしました。そんなに大多数というわけじゃないですけども、ただその方々が全員やっぱ高齢者だったんですよ。もしくは高齢者と関わりのある方々だったんですけども、防災無線が聞こえにくい地域っていうんですか、家庭っていうものの情報っていうのは町側では把握されておりますか。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 それでは、御質問にお答えいたします。

緊急時に情報伝達する手段として、非常に大きな役割を果たすのが防災行政無線でございます。町内には76基の屋外の個別拡声子局がございまして、その子局や屋内にある受信機などを用いて聞こえづらい御家庭への情報伝達を行っているところでございますが、やはり議員がおっしゃるある地区での事象をお話いただきましたけれども、場合によっては音声聞こえづらい地区なども自治区調査を通してお話をいただいたりですとか、また直接町のほうに御要望をいただいたりということで、幾つか町のほうでは把握しているところでございます。

そういった事象が発生した際には、現状を確認しながら聞こえづらい箇所ができる限りなくなるような対策を講じるために、事業者と一緒にその調査を行って解消に努めているところでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 私心配したのが、結局ふだん晴れた日とかならいいんですけど、大雪が降って外にも出られず窓を閉め切ってうちにいるときに、例えば地震が起きた、地震だと分かると思いますけども、そういった時の災害だとかが起きたときに防災無線が窓を閉め切っている状態で聞こえづらい。なおかつお年寄りがいっぱいいらっしゃいますので、その方々がただでも聞きづらい。こういったときに例えば避難しなくちゃいけないとか、身を守る行動をしなくちゃいけないっていうときに、その方々をどうやって今災害が起きましたよっていう周知をするか。ここが非常に大事だと思うんです。もちろん、町側の答弁でもありましたけど近所の人が大丈夫かって声かければいいんですけど、さっき言ったように大雪のときなんかは周りの人たちもなかなか動けないと思うんですよ。

先ほど、3番議員の一般質問でもありましたけど、今年は大雪が降るかもしれないなんというふうに話がありましたので、そういったことも想定された防災無線が聞こえるかどうかを調査しなくちゃいけないと思うんですけども、今のお話ですと自治区長を通してということだったんですけども、それ以外っていうのか、ちょっと先ほどの説明の中にありましたけど民生委員さんとかそういった方々の意見を聞いたり、我々が一番最初に気を遣って守らなくちゃいけない方々への意見っていうのは、さっき言った自治区長以外の方々から徴収する体制っていうのは取られておりますか。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 御質問にお答えいたします。

緊急時、重大なお知らせをしなければならない際には、通常のチャイムではなくサイレ

ンを吹鳴して、できる限りその情報を確認いただけるような体制を整えているところでございます。大きな音のサイレンによって、何か異常が発生したというのを覚知していただいて、どうしても大雪や大雨などで聞こえづらい場合がございます。これからは雪がこの辺にあたりですとか、あとはやはり締め切って屋内での生活をしていらっしゃる場合なんかは非常に音が聞こえづらい環境になっているかと思われます。そういった際には、町で大きなサイレンを確認していただいたときに何か異常を感じていただいて、聞こえない場合はケーブルテレビの 11 チャンネルにチャンネルを合わせていただきますと、防災行政無線と同じお知らせがそちらからテレビを通じてお伝えできる体制となっております。緊急時にはより緊急性の高い表示になってお伝えをすることになっておりますので、そういったものも併せて御活用いただくようお願いいたします。

なお、先ほどの聞こえづらい事象についての町への連絡でありますけれども、基本自治区の中での自治区単位でほとんどが運用している防災行政無線の子局でございますので、ほかの方への影響なども踏まえると、やはり自治区長さんからの訴えをまとめていただいた中で地区長さんからお声をいただくというのがまず 1 つかと思われますが、そのほかにも先ほどおっしゃられた地域での防災に携わっていただくような民生児童委員の皆さんですとか、あとは地区の消防団、消防支援隊の皆さん、場合によっては個人の方からでも構いませんので、そういった情報をお寄せいただいて町のほうではそれを確認する作業に入らせていただきたいというふうに思います。

○議長 7 番、秦貞継君。

○秦貞継 76 基のスピーカーだと思うんですけど、多分あそこのボリュームを大きくしても聞こえないところは聞こえないと思うんです。あと、ちょっと余談になりますけど、うちの家の近くにあるもんだからうるさくて聞けねえなんて人もいたので、あんまりボリュームを上げ過ぎるのもどうかなと思います。

やはり、先ほどちょっとお話あった戸別受信機。これは、私もその戸別受信機があるお宅にお邪魔してるときにちょうど J アラートの訓練の放送だと思ったんですけど、私の耳ですけどもしっかり聞こえるんですよ。やっぱり自宅の中にいると。聞こえないよって言うってくれる人はまだいいんですけど、聞こえないよって言う声も出せない方もなかなかいるかもしれませんし、そこを自治区長さんだけではなくていろんな方々から聞くことによって、いや、この間言っていなかったんですけど実はねって言う人もいますから、やっぱりそういった町からの連絡。

先ほどケーブルテレビの話出しましたが、聞こえたら見るんですよ。聞こえないと見れないんです。テレビもつけないんです。だからその辺のこともやっぱ我々の立場の人、我々はその方々の立場になって考えてあげて、何かあったら見てね。でも何かあったときだけはきちっと聞こえるような体制を、今課長の答弁にもありましたけど、様々な角度から声を集めてぜひ対応していただきたいなと思いますので、今後とも町側の対応よろしく願いいたします。

次なんですけども、これも同じ自治区の方々が言われたんですけども 2 番目の質問で、有事の際避難経路なんですけども、私も令和 4 年の 8 月の豪雨のときに奥川にいまして、あのときたしか奥川に着いて災害救助、消防団だったんですがやろうと思ったときに国道

が閉鎖されて、なおかつ自分が来た新郷を通ってくる、何だっけ。今ぱっと出てきませんけど、その路線も土砂崩れで通れなくなっちゃったんですよ。私すごい不安でした、正直。川には大きな石がゴロゴロゴロゴロすごい音が流れてる中の作業だったんで、私も本当怖かったんですが、やっぱ同じようなことを先ほど言った自治区の方々にも言われて、うちのライフラインは国道しかないんだけど、国道が止まったときはどうするんだよなんて話もあったんです。

先ほど答弁ありましたけど、最適な避難をとということだったんですけど、結局簡単に言うと、災害自体を抑えられないいんでもし何かあったらライフラインである、例えば国道・県道が開通するまでは何とか頑張ってもらわなければならないっていう考えなんですかね。そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 御質問にお答えいたします。

災害の種類によっても避難の仕方が変わってこようかと思いますが、やはり災害が発災してさらに大きくなる、拡大するような場合には、避難することが大変危険な場合もございます。避難経路が断たれたときに避難所まで移動する手段としては、やはり災害が落ち着いてから安全がちゃんと担保されてから安全な場所に移動していただくというのが1つ、一番大きな避難対応なのかなというふうに考えております。

ただ、避難できないである地域に残らなくてはいけないといった場合には、一番安全な対策をその都度、その地域の中で取っていただくということになるかと思います。それが集会場に皆さん集まってくれていただくことがいいのか、それとも各御自宅の垂直避難で2階に避難していただくことがいいのか。それは個別に対応しなければならない状況で大規模災害時にはなろうかと思いますが、そういったことも併せて地域の防災力を向上させながら対応できる体制づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 そうですよ。どんなことが想定されるか分からないので。ただ、自分も経験上やっぱ自分の退路を断たれるっていうのはこんなに不安なのかなってちょっと自分も経験したもんですから、同じ不安がないようにこれからも対応よろしくお聞きしたいと思います。

その中でなんですけど、私もちょっとこの間研修で行ってきたんですけども、奥川の豪雨のときもそうでしたけど、弥生の方々を自衛隊のヘリでしたっけ。ヘリが救助しましたよね。防災ですか。要は、まだ多分今この私にこういう状態だと言って言った方々はまだ不安だと思うんですが、いざとなったらどういう対応をするのかっていうことでお聞きしたいんですけども、自衛隊とか今言った防災ヘリなんかをお願いする基準みたいなものっていうのはあるんでしょうか。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 それでは、御質問にお答えいたします。

避難につきましては、先ほど申し上げましたように安全が確保された段階で、より安全な場所に避難していただくことが必要になってまいります。その際には、まず陸路での避難が一番安全に避難できるわけですが、議員おっしゃるように道路が土砂崩れなど

で寸断されて救助に向かえない。そこを通行して高齢者の方が避難所まで向かえないというようなことも想定されます。そういった際には、やはり空からの救援・救助が必要になってまいります。空の場合であってもやはりヘリが飛べる環境にありませんと救助には向かえないという条件がございますので、そういった場合、先ほど話が出た県の消防防災ヘリや県警のヘリ、また自衛隊のヘリを要請してヘリによる救助を行うこととなりますが、それぞれの基準がございまして、防災ヘリについては県で管理している消防防災ヘリですので、町からの要請によってその周辺環境なども踏まえて協力要請ができることとなります。

県警ヘリも併せて救助者がいる際には救助ができますけれども、自衛隊に対しましてはやはり広域的な被害が発生した際に自衛隊の派遣基準として、公共性ですとか緊急性、また非代替性ということで、自衛隊が対処しなければならないような事案。地域における他機関での救助が困難で、自衛隊でしか救助が望めないような場合については町から県知事に対して要請を行って、県知事から国・自衛隊に対しての要請を行い、自衛隊の機関で要請決定をしていくというふうな流れになっておりまして、それぞれ要請の経路は違いますが、町としてはそこに救助を求めてらっしゃる方がいらっしゃいますので、その実情をお伝えして早急な救助活動につなげていただくように要請してまいりたいというふうに考えております。

○議長 7 番、秦貞継君。

○秦貞継 なぜ聞いたかっていうと、そういった不安な、何だろうな。例えば土砂災害が起きる可能性がある地域だとか、例えば先ほど言ったように避難経路でしたっけ。国道や県道が、例えばここここが塞がっちゃうともうどこにも行けない地域に住んでる方々がいらっしゃるんです。でも、いざとなったらこういうふうな形で助けるよっていう状態を、我々もちろん知ってるんですけども、地域の方々にも知ってもらうことが大事だと思うんです。それによって安心してもらえるっていうんですかね。何かあっても、もちろん自分たちで行けなくちゃいけない。共助で助け合わなくちゃいけないけども、いざとなったらこういうふうに助けるからねっていう情報発信も大事だと思いますので、形に関しては今日は時間ありませんので、ぜひそういった情報発信も御検討いただければと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

3 番目の質問に移りますけども、有事の際なんですけども、避難誘導っていうんですか。ちよっともう逃げなくちゃいけないですよ。例えば、どこどこ集会所に集まってくださいっていったときっていうのは、指示はたしかあれですよ。町のほうで災害に合わせて避難してくださいという話だったと思うんですけども、その際、例えば自力で逃げられない方だとか、足の弱い方々だとか、そういった方々の避難っていうのは誰が。

例えばですけど、消防団がいて、若い消防団の人たちがいっぱいいる地域なんかは助け合って何とかできると思うんですけど、今消防団の団員数もすごい減ってて、消防団の団員がいない地域もあると思いましたので、その辺の人たちの避難誘導っていうのはどういう想定されてるのか。そこをお伺ひしたいと思います。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 それでは、避難誘導に対する御質問にお答えいたします。

まず、議員がおっしゃるように地域にいらっしゃる消防団の力が非常に要となってまいります。消防団の皆さんは地域に密着して、しかも地域の中である程度団員の方が地域に居住していれば力にもなる。また、様々な訓練を通して災害に対する対応力などもあるということで、やはり第一番には消防団のお力を借りるということが必要になってこようかと思いますが、災害が発生する時間帯や時期、また西会津町も消防団員が減少しておりまして、集落の中には消防団員がいない集落もございます。そういったところをカバーするため、カバーといいますか補うために、やっぱり地域の力をお借りしながら避難誘導活動に当たっていただくと。考えられるのは民生委員さんですか、あとは以前消防団に入ってた消防支援隊の皆さん。やっぱり地域みんなで避難する際の助け合いをしていくことが必要になってくるのかなというふうに捉えております。そのために、自主防災組織などを組織いただいている自治体なんかもございますし、日頃からそういった自主防災組織で訓練を重ねていただいて、災害に備えるということで対応いただくしかないのかなというふうに感じております。

ただ、災害が発生したときにできる限り被害を軽減するために、やはり情報の伝達や連携・連絡を密にしながら対応していきたいということで考えております。

○議長 7 番、秦貞継君。

○秦貞継 ちょっとお恥ずかしい話なんですけども、自主防災組織の活動を私はちょっと見たことがなかったんですが、今見ると町内では 18 の自主防災組織ができておりまして、たしか町の強靱化計画令和 6 年度の目標も 18 でしたよね。この 18 を維持するために町が、地域で連携してここまで自主防災組織を育て上げた。これは、自主防災組織に関しては亡くなりましたけど清野佐一元議員の議長の方、議長もよく口にされてまして、やはり自分たちで守り合うことの重要性というのをずっと訴えてこられたと思います。

私も今回調べて非常に重要だなということが分かったんですけども、ちなみにどういった活動を具体的にされてるのか。自主防災組織について、町では把握されておりますか。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 御質問にお答えいたします。

自主防災組織、先ほど町内では 18 の自主防災組織が組織されているということで御答弁申し上げました。議員がおっしゃるように、自主防災組織は自分たちの町は自分たちで守るという強い防災意識の下で連帯感を持って組織された組織でございます。日頃の活動といたしましては、その組織内で会議を持って日頃から防災意識を高めるようなことをやっていらっしゃるのかなというふうに感じておりますが、町との関わりとしては、町の総合防災訓練ですとか検閲での協力、消防訓練での協力など様々な場面で御協力をいただいて、お声がけをしながら初期消火の訓練ですとか、あと避難訓練ですとか、そういったところに御協力いただいて自主防災組織の活動等をしているところも一部ございますので、町で把握してるのはその程度でございますが、組織ごとに皆さんで日頃から点検、避難経路ですとか避難場所の点検・確認。あとは皆さんで話し合っただけで避難誘導などについてもお話されて、万が一いざというときの備えとして活動いただいているものと把握しております。

○議長 7 番、秦貞継君。

○秦貞継 先ほどの自衛隊の話じゃないですけども、そういった活動をされてる方がいる

ってということも私はもっと情報発信すべきだと思うんです。やっぱりみんなどうやっていいかわからない。自主防災組織ってやったら、例えばつくったら今後どんなことをやらなくちゃいけないのかとか、例えば強制的にこういうことをやらされるんじゃないのかなんていう不安もあると思うんですが、やっぱり人ってどこもそうですけど成功事例があって、ああそうか。つくってみたらやっぱお互い地域のコミュニティ、要は人と人のつながりが強まって自主防災組織つくったらよかったな。活動もこのぐらいで、例えばお互いが助け合えるのであれば、なおかつ町まで支援してくれるのであればこれはつくったほうがいいよねっていう、そういう分かりやすい情報発信をすることが、さっき言ったなかなか18から伸びていかない。また高齢化が進んで、なかなか維持が難しくなっている方々のもう一歩やる気を出していただけるきっかけになるような気がするんです。

そういった情報発信も、例えば今ちょっと事例は出なかったんですけども、例えばこの地区ではこういう事例をやって、自分たちなりにこういうことをやってますよっていうような取組をやってますよっていう紹介だとか情報発信というのも、非常に重要だと思いますので、ぜひその辺も町としては検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 お答えいたします。

自主防災組織については、やはり自治会単位で組織することがほとんどで、18にとどまっているということは町内それ以上の自治会がございますので、町としても自治会単位でそういった組織を結成していただいて、日頃から防災に対して何か意識づけをしていただく活動をぜひ取り組んでいただきたいという考えでございます。

議員がおただしのように、好事例などを御紹介して自地区の負担にならないように、いざというときの体制づくりに向けて町としても支援をしていきたいと思います。日頃から、組織となりますとなかなか敷居が高いイメージございますけれども、そういったことなく、日頃から地域の中で防災に対して話し合う場として考えていただいて、考えていただいた中でいろんな町に対する御意見ですとか、あとは防災に対する提案などをいただければ、それに対して町がそれに応じる体制なども整えてまいりたいというふうに考えてございますので、情報発信は議員がおっしゃるように何か機会を捉えて行っていきたいというふうに考えております。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 ぜひ、よろしくお願いします。

それと、これもある町民の方からいただいた、高齢者に関わる方からいただいた意見なんですけど、たしか自主防災組織に対しては町から補助金を出してらっしゃいましたよね。例えば用品買うにしても補助金を出してらっしゃったと思いますが、その人はこう言ったんです。今まではボランティア意識でみんなで行ろうよ。みんなで行わないとねっていうふうに集まってきたんだけど、個々の生活が大変でなかなかボランティア精神だけでは人が集まってこない。例えばですけど、消防団が先ほど言ったようにいっぱいいいところがいいんですけども、例えば町の中心地から離れていてなおかつ消防団の方々がいらっやらないような地域こそ、本来であれば何とか自主防災組織をつくっていただいて、先ほど課長の答弁にもありましたけど日頃から防災意識を持つことだけでも非常に重要だと思う

んです。ただ、いざとなったらみんなで力を合わせて、こうやって避難所で生活しようねとか、何かあったらけが人が出た、病人が出たらこうしようねなんていうことを、本当であればそういった自主防災組織のような形で、それこそ町が支えてつくっていただくようにする。

先ほどの話に戻りますけども、それにはやはり皆さん自分たちのことだから自分たちでね、だけじゃなくて、町も支援して、確かに今補助金も出ておりますが、私ちょっと見た感じではもう少し出してあげてもいいのかなって思ったぐらいです。これは人の物の価値観もありますし、数字の考え方もありますが、やはりその地域の方々の自分たちで自分たちの地域を守る意識を持ってもらうためには、それなりにその組織に対してはもう少し手厚い補助や応援をしてあげるべきだと思いますので、これはぜひ1つの考え方としてぜひ検討いただきたいと思います、その辺の考え方について町の今の現在のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長　町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長　それでは、御質問にお答えいたします。

自主防災組織運営補助金というものが町にございまして、自主防災組織に対して防災用の資機材の整備ですとか、また防災組織の活動事業に対する補助金などを上限を持ちながら補助しているところでございます。議員がおっしゃるように、今、自治会自主防災組織の中で必要となる、いざというときに活用できる必要な資機材ですとか、あとはその知識を習得するための研修ですとか、そういったものに使える補助となるよう自主防災組織からの声を聞きながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長　7番、秦貞継君。

○秦貞継　ぜひ、御検討ください。やはり、一歩前に出てみんなで頑張ろうって言うてくれた方々にはさらに町側が応援して、なおかつその輪が広がって全体的に町がそれぞれの地域ごとに一生懸命自分たちで守ろうとする機運が高まってくれることを非常に願っておりますので、ぜひ今後とも御対応の検討をよろしくお願いしたいと思います。

あと、ちょっとこれも私も資料をいろいろ並べて大体は分かったんですけども、これもたしか議会報告会でも言われたと思うんですけど、一時避難場所と避難場所の役割の違いに関して、今うちの自治区はこういうところに避難しなくちゃいけないんだけど、ここは洪水が起きるとちょうど水に埋まる寸前のところの、実際令和4年の豪雨災害だったと思いましたけれどもそういうふうな意見があったんです。そのときも危なかったんだよね。ここに一時避難するってちょっとどうなのって私聞かれたとき、ちょっと答えられなかったんですよ。何となく帰ってから調べたら分かりましたけども、一時避難場所の役割と避難場所の役割っていうことに関して、今再度議会を見てる方もいらっしゃると思いますので町側にお伺いしたいと思います。

○議長　町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長　それでは、避難場所に関する御質問にお答えいたします。

町内全戸に配布しております防災マップに、避難する場所について説明をさせていただいてるページがございます。その中には、一時避難場所は各自治区が危険区域外に選定した、災害発生時に一時的に避難するところということで指定されております。また、指定

緊急避難場所。これは、洪水などから命を守るそのために安全を確保するため緊急に避難するところで、その場所にそのまま滞在することは想定されてない公園ですとか、学校のグラウンドだとか、そういった一時的な避難を、ちょっと言葉が申し訳ございません。一時だと重なりますので緊急的に避難をする場所を指定しております。

さらに、災害が時間経過とともに落ち着いた際に、どうしても地域の中では生活ができないといった際に、指定避難所というところに町が指定しておりますので、そちらのほうで災害の危険がなくなるまで期間滞在して、自宅が被災した際にはそこで一時生活をしていただくなどの御不便をおかけしますが、そういった指定避難所として3つほど状態に応じて指定しているといったところでございます。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 その際もそうですが、多分災害が起きているような状況で多分周りの方もバタバタしている状況で、高齢者の方が先ほどの防災無線のようにちょっと聞こえづらい。何かあった。でも避難しなくちゃいけないでは、やはり逃げられないと思うんです。はっきり聞こえる。どこどこに逃げてください。例えば聞こえづらくて微妙じゃなくて、はっきりここに逃げるって聞こえる体制を取りつつ、なおかつ逃げた場所は安全性を確保された場所。これを準備することが重要だと思いますので、くれぐれも救えなかったなんてことがないようにだけ今後とも対応よろしくお願ひしたいと思います。

次なんですけども、最後。これから冬を迎えるに当たってちょっとお伺ひしたいことがありました。

短時間に多くの降雪に見舞われた際、ここ去年、一昨年はそんなに雪が降らなかったんでちょっと私たちもどこか気の緩みがあるような、私も自分でも気がしてるんですけども、大雪に見舞われて、先ほどのほかの議員の説明では道路除雪や通学路の除雪に関しての内容は分かったんですけども、豪雪地帯で、例えばちょっとメインの道路、生活道路から離れたところに住んでる方々が、例えば今現在ちゃんと安全が保たれているのかとか、何て言うんですか、健康状態が良好かどうかというのを確認するっていうのはどのような体制で行っていくのかお示してください。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 大雪の際の対応についてお答えいたします。

大雪警報が発令された際には、町内に防災行政無線を活用してそちらの周知を行うこととなっております。また、先ほど申し上げているとおり、地元消防団や自治区の皆さん、また民生児童委員の皆さんのお力をお借りして、安否の確認ですとか避難誘導、救助活動などに当たっていただく場面も考えられると思われます。さらに状況が悪化した際には、町で豪雪対策本部を設置して、その本部の対策として救助対策ですとか避難対策が講じられていくこととなりますが、その際にも関係機関のお力をお借りしながら対策を講じるということになりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 私心配したのは、健常者。自分で自分の家の雪かきをできる方ならいいんですが、高齢者世帯だとか独り暮らしの高齢者世帯の方々はどんなに頑張っても家の前的大雪を自分の力で片すというのはなかなか難しい。その方々が、例えばそういう状態になった

ときに、消防団や民生委員の方が助けに行くって言うんですけど、その方々も恐らく大雪でなかなか動けない。自分の家のこともいっぱいだと思うんですが、そういった状態、今私が言ったような想定される大雪のときってというのは、どうやって老人の方々の安否や現在の健康状態の確認というのをされるのかお伺いしたいと思います。

○議長　町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長　それでは、お答えいたします。

大雪の際には、地域全域がやはり大雪に見舞われて生活の機能が失われる場面が多数考えられます。議員がおっしゃるように、高齢者の方に対する支援なども必要な場面もありますし、また子供さんや各御家庭での対応なども必要になる場面も考えられます。そういった際には、その地域が特定されるのか、それとも町内全域になるのか。そういったところも踏まえて助けられる方に御協力をいただきながらその対策について講じていくというように、その場面場面でそういった体制を構築していくしかないのかなというふうに捉えております。それにつきましても、やはり高齢者の皆さんや生活弱者の方への対応というのは即座にやらずにちゃいけないような場面もございますので、そういったところは関係機関といろんな情報を共有しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長　7番、秦貞継君。

○秦貞継　多分難しいですね、正直。私電話かと思ったんですよ。自宅の固定電話。要は、スマホだとかそういったものを持ってない方もいらっしゃいますし、確かに電話の普及率が上がっておりますが、何て言うんですか、携帯電話の維持費も結構かかりますし、自分で結局逃げるのが大変だとか、独居老人世帯だとそういった人たちっていうのはやはり昔ながらのやり方が一番身についてるのかなと思ったので、自分ではそう考えていたんですが、それこそうちの町はデジタル化を推進しております。

これは提案ですけども、そういった独居老人や困っている方々の災害対応としてのデジタル技術を活用した救助方法、もしくは連絡体制っていうのも今後考えていかなくちゃいけない時期に来てるんじゃないのかなと思っておりました。逆にそれを進めることは、ちょっと話それちゃいますけども、デジタルへの高齢者の理解が進むことにもつながると思います。自分の命を助けてもらってる技術ですから、そういった方向性も今後ぜひ御検討いただきたいと思います。これに関しては今すぐ多分お答えできないと思いますので、ぜひ今後の検討課題として考慮ください。

最後になりますが、これ私の私見ですけども、やはり最初に申し上げましたとおり守ってあげなくちゃいけない方々の立場に立つということは非常に難しいと思います。なんでもかって言ったら自分たちは今困ってないんで。でも、今まではこうだったから大丈夫ではなくて、やはり独居老人の方、先ほど何回もお話を出しましたが、困っている方々の立場になって自分たちができるから大丈夫じゃなくて、この人たちだったらどうだろうな。今まではこうやってやってきたから大丈夫だったじゃなくて、この人たち今もしこうなったらどうしよう、助けられるかな。不安じゃないかな。心配してないかなっていう、その相手に立った立場が大事だと思いました。

それと、先ほど来町側の答弁の中でも出てきましたが、それを支え合うコミュニティ。自助・共助の部分ですね。ここが非常に重要だと思います。ここに関しては私も提案し

ましたが、それを支援する町の在り方っていうんですか。人の人的支援ももちろん大事ですけれども、一生懸命一緒にやっていたいてる方々、地域のコミュニティに対する支援も、これは言葉だけでなくちゃんと見える形で示してあげて、最後に公助。要は公ですよね。町側がいざとなったら一緒になって助け合いますよ。この明確な形が重要だと思います。なかなかこういったものは一朝一夕すぐ答えが出るもんじゃございませんが、何度も申し上げますが、やっぱそういった困った方々の立場に立った今後対応をお願いして私の一般質問に代えさせていただきます。

以上です。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

皆さんに申し上げます。

この後、総務経済常任委員会を開催してください。会場は総務が第1委員会室、経済が第2委員会室です。時間は委員長の指示に従ってください。その後、広報広聴常任委員会、公聴分科会委員プラス班長会を開催してください。会場は第1委員会室です。時間は院長の指示に従ってくださいはい。

大変お疲れさまでした。(14時46分)

令和6年第6回西会津町議会定例会会議録

令和6年12月10日（火）

開 会 10時00分
延 会 16時44分

出席議員

1番	紫 藤 眞理子	5番	荒 海 正 人	9番	三 留 正 義
2番	仲 川 久 人	6番	小 林 雅 弘	10番	猪 俣 常 三
3番	長谷川 正	7番	秦 貞 継	11番	青 木 照 夫
4番	上 野 恵美子	8番	伊 藤 一 男	12番	武 藤 道 廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	佐 藤 広 悦
副 町 長	大 竹 享	教 育 長	五十嵐 正 彦
総 務 課 長	伊 藤 善 文	学校教育課長	佐 藤 実
企画情報課長	玉 木 周 司	生涯学習課長	矢 部 喜代栄
会計管理者兼町民税務課長	渡 部 栄 二		
福祉介護課長	船 橋 政 広		
健康増進課長	岩 渕 東 吾		
商工観光課長	齋 藤 正 利		
農林振興課長	小 瀧 武 彦		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	五十嵐 博 文	議会事務局主査	品 川 貴 斗
--------	---------	---------	---------

第 6 回議会定例会議事日程（第 5 号）

令和 6 年 1 2 月 1 0 日 午前 1 0 時開議

開 議

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第 1 号 令和 6 年度西会津町一般会計補正予算（第 4 次）の専決処分の承認について

日程第 3 議案第 2 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 4 議案第 3 号 令和 6 年度西会津町一般会計補正予算（第 5 次）

延 会

（議会活性化特別委員会）

（議会運営委員会）

（一般質問順序）

1. 猪俣 常三 2. 青木 照夫

令和 6 年第 6 回議会定例会議事日程（第 5 号の追加 1）

令和 6 年 1 2 月 1 0 日

追加日程第 1 副議長辞職の件

令和 6 年第 6 回議会定例会議事日程（第 5 号の追加 2）

令和 6 年 1 2 月 1 0 日

追加日程第 2 副議長選挙

令和 6 年第 6 回議会定例会議事日程（第 5 号の追加 3）

令和 6 年 1 2 月 1 0 日

追加日程第 3 三留正義君の議会運営委員会委員の辞任

○議長 おはようございます。

令和6年第6回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着き、発言を求めてください。

10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 皆さん、おはようございます。10番、猪俣常三です。

今次の議会に一般質問を通告しておりますので、通告に従って一般質問を伺ってまいります。

それでは、マイナンバーカードとマイナ保険証の利用についてであります。公的医療保険で受診時に使う健康保険証が今後廃止され、マイナ保険証への移行が本年の12月2日から始まりしました。マイナンバーカードに保険証機能を持たせたマイナ保険証への一本化が進んでおり、マイナ保険証の利用率は、9月の時点で福島県の中では17.66%、全国平均で13.87%となって県がやや上回っておりますものの、まだ利用者からは、使用に不安を感じるなどの声が上がっております。

利用率向上につながるよう、次の点について伺ってまいりたいと思います。

一つ、本町において、マイナンバーカードの申請の進捗状況はどのようになっているのか。

二つ、マイナンバーカードには、どのような情報が入っているのか。また、本人が紛失した場合の対処はどのようにすればいいのか。

三つ、マイナ保険証に統合していない人は、被保険者の資格確認を失うリスクがあるかないか。

四つ、誰にも便利になるようになるためのものであって、マイナ保険証を一本化して現行の健康保険証を廃止するとなると、これまでの健康保険証で医療サービスを受けられた人が不利益を被る、医療を受ける権利が不敏に制限されるおそれがあると思われるので、デジタル化の目的に反するのではないかと不安視されているが、町の見解をお尋ねするものであります。

五つ、マイナ保険証への移行は本年12月2日から開始されておりますが、マイナ保険証を利用するにはデータのひもつけ、不備のトラブルを解消するに、マイナンバーカードには健康保険証をひもつける必要があると思いますが、町の見解を伺うものであります。

六つ、マイナンバーカードを作っていない方への対応はどのように扱われるのか。

七つ、資格確認書を交付するにはどのような手続になるのか。また、急に入院等が生じた場合に困らない取組として、あらかじめ資格確認書を発行すべきと思うが、町の見解をお尋ねするものであります。

八つ、資格確認書や資格情報のお知らせの発行事務を担当する本庁において、誰がマイナ保険証への統合をしているのか、誰が統合をしていないのか。そういった確認作業の進捗状況を伺うものであります。

九つ、これまで機械的に健康保険証を送っておりましたが、資格確認書や資格情報のお知らせの二通りの区別をして送らなければなりません。その際に、今後の町の進め方はどのようにされていくのか、お尋ねするものであります。

次に、新年度に向けた経済活性化の取組についてであります。

1つ、人口減少が進む中、後継者不足などの影響により町の経済力の減少を感じております。そのため、事業の規模を小さくするか、または廃業される事業主が後を絶たない状況下にあります。商工業の活性化を取り戻すためにも、事業継承の援助など、行政の後押しがなければ進まないものと思っております。その進み具合が遅いと感じている住民もいるので、新年度に向けた取組として、率先力となる総合的なサポートセンター室部局の設置は必要と思うが、町の所見を伺うものであります。

2つ、町にあるテレワーク1号館、2号館の利活用が期待されているが、今どのようなになっているのか。新年度に向けた取組として新たな考えはあるのか、今後の展望をお伺いするものであります。

以上、私の一般質問といたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 10番・猪俣常三議員の「新年度に向けた経済活性化の取り組みについて」のご質問うち、「事業承継の総合的なサポートセンター室部局の設置について」お答えいたします。

事業承継対策について町では、令和3年度に町商工会と協力し、経営者が60歳以上の事業者、約40事業者に調査を実施いたしました。その結果、多くの事業者が「今後廃業予定」と回答したことから、事業承継対策は町の喫緊の課題と捉え、令和4年度からは、中小企業者や事業者の事業活性化を支援する独立行政法人中小企業基盤整備機構にも協力をいただきながら、個別相談や事業承継セミナーの開催、金融機関との連携など事業承継に必要な取組を町商工会とともに取り組んでまいりました。

こうした流れを加速し、支援体制を強化するため、昨年12月には町と町商工会の関係者を構成員とする「西会津町事業承継協議会」を設立し、町商工会長がその協議会の会長を務め、町商工会に事務局を設置したところであります。

なお、「西会津町事業承継協議会」は、その活動を多角的な面から支援するため、中小企業基盤整備機構東北本部、日本政策金融公庫会津若松支店、福島県事業承継・引継ぎ支援センター、福島県よろず支援拠点、会津信用金庫西会津支店、会津商工信用組合西会津支店にも連携支援機関として協力をいただいているところであります。

今年度の主な活動といたしましては、事業承継を将来的に考えている事業者向けに中小企業基盤整備機構の中小企業診断士の資格を持つアドバイザーらが相談役となり、個別相談会を5月からこれまで5回開催し、延べ10事業者から相談があったほか、事業承継対策の先進地である秋田県北秋田市への視察研修の実施や事業承継して間もない若手事業者を対象とした経営改善にかかる講習会をこれまで3回開催するなど活発な活動が行われているところであります。

お質しの「事業承継の総合的なサポートセンター室部局の設置について」は、「西会津町事業承継協議会」がその役割を担っているところであり、町としましても協議会の一員と

してその事業に参画するとともに、事業承継対策に関する地域おこし協力隊員、3名を来年度採用に向け募集するなど、引き続き積極的に事業承継対策に取り組んでまいる考えであります。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 10番・猪俣常三議員の「新年度に向けた経済活性化の取り組みについて」のご質問のうち「テレワークセンターの利活用の状況と新年度に向けた新たな取り組みについて」にお答えいたします。

テレワークセンターは、町内でICTを活用して情報通信産業や地域経済の活性化に資する起業家やテレワーカーを支援する施設として、平成18年8月に1号館、平成20年9月に2号館を開設したところであります。

まず、「現在の利活用の状況」につきましては、テレワークセンター1号館は老朽化により入居スペースの使用を現在中止しており、2号館につきましては、3室全て入居している状況であります。

次に、「新年度に向けた新たな取り組みについて」であります。テレワークセンターには、これまで14の企業や団体が入居し、様々な活動をしておりましたが、設置当初と比較し、町ケーブルテレビのネット環境の向上やコロナ禍を機に自宅でのテレワークが定着するなど、働き方や働く場所のニーズ、情報通信技術等が変化しております。

町では、これまでも起業家やテレワーカー支援として、創業支援事業や「にぎわい番所ぷらっと」にテレワークスペースを設置するなど、時代に応じた様々な対策を講じてきましたが、新年度も引き続き、テレワークセンターを含めた本町における働き方支援について検討し、移住定住の促進にもつなげてまいる考えでありますのでご理解願います。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 10番・猪俣常三議員の「マイナンバーカードとマイナ保険証の利用について」のご質問のうち、マイナンバーカードの申請状況及びカード内に収録されている情報と紛失した際の対処方法についてお答えいたします。

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）は、社会保障や税及び災害対策分野における行政運営を効率化し、国民の利便性を高め公平・公正な社会を実現する社会基盤として、制度化されました。その後、ICチップ付のカードの券面に、氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーが記載された顔写真付きカード、いわゆるマイナンバーカードがご本人の申請に基づき交付されております。

マイナンバーカードは、顔写真付きの身分証明書としてや電子証明書による電子申請などに利用されるほか、議員お質しの医療保険証としての利用も本格化され、さらに国や地方自治体独自にマイナンバーカードを活用した新たな行政サービスの効率化の検討も進められているところであります。

はじめに、マイナンバーカードの申請の進捗状況についてのお質しであります。令和6年11月24日現在では、申請件数は4,676件で、令和6年1月1日の人口5,560人に対して84.1%となっております。

次にマイナンバーカード内に収録されている情報とカードを紛失した際の対処方法につ

いてであります。マイナンバーカードのＩＣチップ内に収録されている情報は、基本４情報と呼ばれる氏名、住所、生年月日、性別のほか、マイナンバーと顔写真や電子証明書の情報が収録されており、税や年金の情報、病歴などのプライバシー性の高い情報は収録されておりません。

次にカードを紛失した際の対処方法としては、悪用を防ぐため２４時間３６５日フリーダイヤルで対応している「マイナンバーカード総合窓口」にてカード機能停止の手続きを行っていただくことで紛失したカードは使えなくなります。

また、この他のセキュリティ対策として、暗証番号の設定や、不正に情報を読み出そうとすると自動的にＩＣチップが破壊され情報が読み出せなくなる対策がとられております。

なお、紛失手続き後にマイナンバーカードが見つかった場合は機能停止解除も可能であり、またカードの再発行を行う際には、添付書類などが必要となる場合もありますので、町民税務課の担当窓口にお問い合わせのうえ手続きしていただくようお願いいたします。

○議長 健康増進課長、岩渕東吾君。

○健康増進課長 10番、猪俣常三議員のご質問のうち、マイナ保険証についてお答えいたします。

マイナ保険証につきましては、国の法律により１２月２日から現行の保険証は新たに発行されなくなり、保険利用登録されたマイナンバーカードいわゆるマイナ保険証を基本とする仕組みに移行されたところであります。

今後、医療機関等を受診される際は、マイナ保険証で受信していただくことが、基本となりますが、マイナ保険証をお持ちでない方には、従来の保険証と同じように使用できる資格確認証が交付されます。

なお、７５歳以上の後期高齢者医療保険の加入者につきましては、暫定的な取り組みとしてマイナ保険証を登録されているかどうかに関わらず、資格確認証が交付されます。

また、現在お持ちの保険証につきましては、記載内容の変更がない限り、引き続き有効期限の範囲内で使用できることとなっております。

それでは、ご質問について順にお答えします。

まず、３点目と４点目の資格確認を失うリスク並びに不利益や医療を受ける制限についてですが、マイナ保険証に登録されていなくても現在お持ちの保険証や資格確認証によって資格確認は可能であり、これまでと同じく医療機関を受診いただけることから、リスクまたは不利益や権利の制限を受けることはないと認識しております。

また、マイナ保険証を利用することによって、過去の診療やお薬の情報などを提供し、正確なデータに基づいた診察やより適切な処方を受けることができるとともに、高額な医療費が発生した場合に、一時的な自己負担や事前の書類申請手続きが不要となるなどのメリットがあることから、デジタル化の目的に沿った制度であると理解しております。

次に、５点目から７点目からのマイナンバーカードに健康保険証を紐づける必要性並びにマイナンバーカードを作っていない人への対応。そして、資格確認証の交付についてお答えします。

マイナンバーカードは、カードを持っても保険証として利用登録をしなければ、マイナ保険証として利用できないことから、町としてましても国の方針に基いて、マイナ保

険証の登録を推進しているところであります。

一方、マイナンバーカードを持たない方につきましては、現在お持ちの保険証を引き続き有効期限の範囲内でご使用いただけます。

万が一、保険証を紛失した場合や有効期限が切れた場合または記載内容に変更があった場合においては、国民健康保険と後期高齢者医療保険の加入者については町役場から、社会保険等の加入者につきましては、それぞれの保険者から申請もしくは職権により、資格確認証が交付されます。

また、マイナ保険証による受診が、困難などの特別な事情がない限り、年のため資格確認証を持っておきたいという理由では、資格確認証を交付することはできないと国から方針を示されているところであります。

次に、8 点目のマイナ保険証への登録状況の確認についてですが、町では国民健康保険の加入については、オンラインのシステムを用いて登録情報を随時確認することができ、毎月マイナ保険証の登録率や利用率を集計しております。

一方、後期高齢者医療や社会保険等の加入者につきましては、それぞれの保険者がマイナ保険証の登録状況を確認しているところであります。

次に、9 点目の資格確認証と資格情報のお知らせに関しての今後の進め方ではありますが、町では、国民健康保険の方については、新たに加入された場合や保険証の有効期限が切れた場合、保険証の記載情報に変更があった場合などにおいて、マイナ保険証の登録状況に応じて資格確認証または資格情報のお知らせを随時交付いたします。

また、後期高齢者医療保険の方につきましては、同じ事由が生じた場合は、資格確認証を交付いたします。

交付の方法は、窓口での交付や郵送の場合もありますが、いずれにしましても正確な事務処理を行うとともに、交付の対象者には適切な対応をとって進めてまいります。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 今、町の答弁をいただきました。質問の内容につきまして順次おたしをしていきたいところでありますが、町長から答弁をいただきました新年度に向けた経済活性の取組についてからおたしをしていきたいと思しますので、再質問させていただきたいと思います。

私はこの町の状況を見てまいりまして、何となく経済の活性化そのものが少し減少しているのではないのかというふうに感じたわけでありまして、だとすれば、町が後押しをするということが一番大事なことではないのかというふうに考えたわけでありまして。それはある町が、町長さんだったと思います、非常にやり手なのかどうかよく分かりませんが、もう町が、町長が懸命な指導的な役割を持って、強引といえば強引なのかどうか分かりませんが、その考え方を生かされているということから、いろいろ財源を確保したり、そして町の活性化につながるような熱意が伝わっていたと、私がちょっとテレビ等で解釈をしておったのが、一つの活性化対策の取組についておたしをしていきたいなと、こんなふうに感じたわけでありまして。

それはどういう意味なのかと申し上げますと、この西会津町の野沢町が一番活性化をしていかなければならない町なんだろうと、私はこう感じておりますし、ここのところから

いろんな地区のほうに広がっていく、これが一番の西会津町を支える源なんだろうと、こんなふうに考えているわけであります。

一つおただしをしたいのは、この町のシナリオというか、この町をよくしなきゃならない、まちづくりをよくしていかなきゃならないといったときに、町がそれを主導して、町の行政がこれをとにかく発展させていかなきゃならないと、この意気込みが伝わることによって財源の取り方が違うのではないかと。つまり、交付金はこのようにあるんだけど、交付金の範囲内でやりなさいと言えばなかなか事業が継続しない。だとすると、町はこういうふうにしてやっていくんだと、この財源を確保するためには国も県も町の言うことを聞いてほしい、というような考え方が一番この町に合う捉え方ではないかと、こんなふうに思うのですが、町のお考えを再度お尋ねしたいと思います。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいまのおただしでありますけれども、町をどう活性化していくかと、これは大きな課題になっているわけであります。そのためには、様々な政策を打ち出してこれまでも取り組んできました。いろんな政策を実行する上で、首長のリーダーシップといいますか、強力なやっぱり考え方がないと先に進めることはできないわけでありまして、また、そのことに対して議会の皆さんの御理解、あるいは町民の皆さんの御理解と御協力がないと、先に進めるということはなかなか難しいわけであります。

ただいまのおただしの中で、活性化のために様々な事業、国の事業を積極的に投入といいますか、導入してその対策に当たっているわけでありますが、それには当然財源が伴っているわけであります。

ですから、今の町の状況を考えたときに、どういう事業をどう導入していくか。そこがやっぱり私は一番大事、昔はいわゆる財源確保のために国のほうに陳情した時代もありましたけれども、今そういうことじゃなくて、やっぱり様々な事業メニューが国でも、あるいは県でも用意されているんで、その事業をどうやって採択するか、導入していくかということが、これからのいろんなまちづくりのためには、ですから、私はやっぱりいろんな事業を積極的に導入するということと、それから町の活性化のためには外部の力を借りないといけない。特に都市部、大学、あるいは学者の皆さんたちのいわゆる力を借りながら、将来の西会津町の活性化を進めるということが大事なのかということではいろんな、人との関係を今強化しているわけでありまして、またさらに町には応援大使がいるわけでありまして、そういう応援大使の皆さんのいろんな情報をいただきながら、そして西会津町の持続するまちづくりをしてまいりたいと、そんなふうに考えております。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 確かに町長としての熱い思いというのは持っていらっしゃるというのは十分理解はしておりますけれども、要するに財源確保が、この町にはこういうふうな財源がないと、この町、発展していかないということから再度お話をさせていただきます。交付金の範囲内というのはいまだこれはなかなか先に進まない部分があるんだろうと。

○議長 猪俣議員。通告には財源の内容というのは載っていませんので。

○猪俣常三 この部局、部局センターといいましょうか、一番の中核なことでありまして、そういうところというのは一番大事なんだろうということをお話し申し上げているわ

けであって、そのところでつなぎをしたいのは、町が新しい事業をするについても、この財源を、私は今財源と言っているんですけども、この財源がなければいけないわけであって、事業を進めるためには、町長としてとにかく情熱を出す、その気持ちは十分分かります。

しかし、この野沢町の、この西会津町のどこかということになりますと、いろいろと事業主さんが店を小さくしたり、あるいは継承者がいないというようなことで小さくなっているというのが目に留まっているはずだと思います。私もそれがあつたためにこれは大変だと。だからこそ、もう少し活気のある事業というのは望めないのかどうか、そこをお尋ねをしていきたいと思うんですが、もう一度、再度決意などをお尋ねしたいと思います。

○議長　町長、薄友喜君。

○町長　先ほども申し上げましたけれども、町のいわゆる経済の活性化を図るためには様々な事業をやっぱり導入して、その事業もいわゆる財源の非常に有利な事業、特に西会津町は過疎地域になっていますので、過疎債の活用、あるいは辺地債の活用ということで、財源に対する措置というのはある程度捉えているわけであります。

あとはどういう事業をどう導入していくか、この町の活性化をするためにどういう事業を導入するかということを、これはやっぱり常に考えながら今取り組んでいるわけであります。そういう意味で、財源がなければ何もできないということになるわけでありますけれども、一般財源だけではとてもではないがそんな大きな事業なんかができるわけないわけですし、やっぱり今の制度を有効に活用して、それに伴って財源は確保されているわけでありますから、より積極的に各種事業の導入を図ってまいりたいというふうに思っております。

10番議員はどこをどういう意味でお話しされているか分かりませんが、さっきも申し上げました、いわゆる地方交付税、特に地方にとって地方交付税というのは非常に大きな財源といいますか、町が依存財源になっているわけでありますけれども、これはいろいろ基準があつて、基準があつてそれに伴って交付されているだけであつて、昔は交付税の額を増やしていただくという国への陳情の時代もありました。それは今はそういう時代ではなくなって、やっぱり定められた、いわゆる算定によって交付されているわけでありますし、また、特別地方交付税というのはそれぞれの特殊な事情、災害とかいろんな特殊な事情で交付されているわけでありますから、改めてこのことをやりたいからこういう財源を欲しいということも、それも、これは必要ではあります。ですが、その前にやっぱりそれにそういうことができるような事業というのを、それをやっぱり積極的に導入していくのが一番早く効果があることになるのかなというふうに思って、そんなことで今進めているわけであります。

特に、事業承継からちょっと外れていますけれども、事業承継については、これは先ほども答弁いたしました、町と商工会と、それから関係者によって協議会を設立しているわけでありまして、この協議会で、いわゆる事業承継をする方への支援というのは、これは商工会も町もを支援することでこの協議会ができているわけでありますから、それについては、これからそういう事例があれば、町も真剣に支援をしてまいりたいと、そんなふうに思っています。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 町長の思いというのはそれなりに熱いものを持っておられるとは思いますが、ぜひとも今のこの西会津町の事業承継協議会というのが設立されて、今いろいろと進めていますよと。実際はどういったところまでどんなふうな状況まで進んでいるのか、お尋ねしたいと思いますが、分かる範囲内でお答えいただければありがたいと思います。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

最初の答弁でも町長が申し上げましたとおりでございますけれども、令和3年度にまずアンケート調査を実施して、その結果、この事業承継は町の喫緊の課題であるというような認識を持ったところでございます。

その後、商工会でも協力しながら個別相談会ですとか事業承継セミナー等を開催しまして取り組んでまいりましたが、昨年12月に商工会と関係者を構成員とします西会津町事業承継協議会を設立して、強力に進める体制を構築したというようなところでございます。

具体的には、今年度につきましては個別相談会を5月から5回開催している、それから、秋田県北秋田市への視察研修、それから、事業承継して間もない若手事業者を対象とした経営改善の講習会を3回開催しているというようなことで、事業承継協議会が強力にその事業を行いまして事業承継をサポートしているというようなことでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 その中で、事業承継をする際に、町からのいろんな援助関係について支援対策などが新しいものなどがあるのか、あるいは今までのような既存の支援関係の対策があるのか、どういったところの部分が支援されているのかをお尋ねします。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

具体的には、事業承継協議会としては先ほど申し上げましたとおり、個別相談会を実施したりセミナーを開催したりというようなことでございます。町単独、町ではどうかというようなおただしかと思いますが、こちらについても町長が最初答弁いたしましたとおり、事業承継に関する地域おこし協力隊、こちらを今、来年度の採用に向けて3名募集しているというようなことでございます。そのうち1人は事業承継協議会との事務をやっていた方、それから残り2人については具体的に事業の承継を担っていただく方というようなことでございますので御理解いただきたいと思います。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そこでお尋ねしたいんですけど、実際は事業主の方々が後を受けてくださる人がいないという話も聞いてはおりますけれども、これを解消するに、この協議会で改善するという期待というのは、どの程度持っておられるのか、お尋ねします。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

事業承継協議会やっておるわけでございまして、確かに事業承継という、それをクリアするには様々な課題がありまして、なかなかハードルは高いのかなというような認識は持

ってございます。

ただ、その事業承継協議会では、先ほどにも町長の答弁でも申し上げましたとおり、強力なバックアップ体制が構築されているというところでございます。具体的には、独立行政法人中小企業基盤整備機構、こちらについては中小事業者の事業活動における必要な上限研修資金の貸付・出資等を行う団体でございます。それから、福島県事業承継・引き継ぎセンター、こちらについては、国から認定を受けた支援機関が経済産業省からの委託を受けて事業承継、引き継ぎ支援事業を実施するために設置された公的な機関というようなことでございます。福島県では公益財団法人の福島県産業支援センターがその運営をしているところでございます。

さらに、福島県よろず支援拠点という団体につきましては、経済産業省が各都道府県に設置した無料の経営の相談所でございます。そこで企業から経営の安定、承継までの様々な経営課題の改善を図っていただいている団体ということでございます。それから日本政策金融公庫さんにつきましては政府系の金融機関さんでございまして、中小の事業者、あるいは農林水産業などの経営者を支援するというようなことでございます。

そのほか、会津信用金庫さんであったり会津商工信用組合さんにつきましては、御承知だと思いますので詳細な説明はいたしませんけれども、これらの団体にも強力に支援していただいて、困難な課題を解決をしているというところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 詳しくは分かりましたが、もう一つ私としてはなかなか理解できないところがあるんですけど、この野沢町を考えたときに、どういような町に発展させていかなきゃならないかということだけ、町のお考えをもう少し詳しく説明を求めたいと思います。

○議長 猪俣議員、内容が通告外となっておりますので、通告に沿って質問していただきたいと思います。

10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 質問を変えます。

テレワークの件について今御答弁をいただきましたけれども、実際に機能しているというのが1号館はもうほとんど使っていないと。では、2号館は、今現在テレワークでいろいろと使っていますよということではありますが、1号館は今後どのような形で進めていく考えなのか、お尋ねしていきたいと思います。代わりの考え方があるのかないのか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 テレワークセンターの御質問にお答えいたします。

1号館につきましては、老朽化によりまして、現在使用していないということでございます。その後どうするのかというようなことについては、今現在、町内部では統一した見解はないというところでございます。

その代わりというのを今考えているのかというようなことにつきましても、今現在につきましては確固たる方針というのはございませんが、今後働き方の部分ですとか移住定住支援の部分等も含めまして、その必要性を考慮してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 分かりました。2 号館については私が一番心配していたのは、かなり以前はいろんな車が来て、にぎやかな状態が見え隠れしていました。ところが最近、1 台や 2 台、3 台あるかないか、あるいは全然ないときもあります。一体何をやっているのかなということで、不思議と感じた点なんです。何でこれだけの、この町で、テレワークをやるにしてもいろんな通信網が少しずつ発展しているというのに対して、乗用車というのがこんな程度なのかと。じゃあ町は一体どの程度までいろいろと御指導されているのかということとを疑問に思ったものだからお尋ねしているわけです。この数字が、台数がこんなに少ないというのはどのように受け止めておられるか、町の考えをお尋ねします。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。テレワークセンター、最近活気がないのではないかなというようにおたしだと思えます。

先ほどにも答弁いたしましたけれども、2 号館につきましては入居スペース 3 室全て入居しているというような状況でございます。入居者につきましてもそんな多くの人数がいらっしゃるところもございませんし、その日によってはそこに入っていない、利用していない日も当然あるというようなところでございます。

また、テレワークセンターにつきましては多目的スペースという部屋がございまして、そこをいろいろな団体さん、利活用できるような状況になっております。最近でも利活用をいただいておりますけれども、議員の見られたときには、多目的スペース等を活用して多くの方が来場されていたのかなというような認識でございます。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 1 号館は分かりました。2 号館はとにかく町に唯一の建物というのを利活用させていただいて、それをできるだけ前に進められるように願うところであります。

テーマを変えますけれども、マイナンバーカードでとにかく御答弁をいただいた中、何点かちょっと不明なところが私なりにございますので、お尋ねしたいと思えます。

1 つ目は、高額医療費、つまり公的負担医療制度を利用する場合の受給証などというのは手続上、これはここでもちょっと書いてあるんですけど、再度お尋ねしたいと思えます。

○議長 健康増進課長、岩渕東吾君。

○健康増進課長 猪俣議員の高額医療費とマイナ保険証との関係についての御質問にお答えいたします。

通常、高額医療費、高額な医療費がかかった場合は限度額認定という手続をしていただいて、その限度額を超える部分については後から医療費が戻ってくるというような制度でございしますが、通常は保険証と別に限度額適用認定証というものの交付を受けて、それを医療機関に提出をすると、窓口で限度額以上の支払いはしなくていいというような制度になっておりますが、これがマイナ保険証になるとそういった 2 つの証書が 1 つに、マイナ保険証の中に全部組み込まれますので、そういった限度額適用認定証の申請手続が要らなくなるというようなことでございます。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そうしますと、今までの手続ですと、町役場の窓口に行って、その手続はも

う省かれて非常に便利がよくなってくるという理解でよろしいのでしょうか。

○議長 健康増進課長、岩渕東吾君。

○健康増進課長 高額医療費の申請手続きにつきましては、いろんなケースがあってまた別な手続の方法もあるわけでございますけど、一般的には議員がおっしゃったように事前の手続が不要で、マイナ保険証の場合は高額医療費の適用が難しい手続なしに受けられるということになってございます。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 それではもう一つお尋ねしますが、介護施設管理の関係で、管理者においてこのマイナ保険証の保存なんかが行われることが予測されますけれども、そうしたときに責任が持てるかどうかということがあるかなと、こんなふうに恐らく不安視される部分と考えられると思うので、そういったところが予測できるのか、あるいは私の予測が間違っているんだとすればこれは改めますけど、そういったところはどのようにお考えになっておるのか、お尋ねします。

○議長 介護保険施設のやつは入っていないんですが、通告には。

○猪俣常三 マイナ保険証の保管の問題なの。これは老人の方が保管ができない状態になった際に。

○議長 ちょっと確認しないと分からないそうなので、通告外ということで。介護施設じゃなくて何かの。

○猪俣常三 私は施設の管理関係だということで、管理者が恐らくそういうことが起きてくるのかと予測しているので、そういった場合は保管しなくちゃならないことが起きてくるのではないかと、私はそこを予測しているんです。そういった場合、大変ではなかろうかなと感じているところなので、おただししているわけです。

○議長 福祉介護課長。船橋政広君。

○福祉介護課長 答えいたします。マイナンバーカードの保管の状況、いわゆる入所施設ということでよろしいでしょうか。

例えばデイサービスセンターでは預かる必要はございませんし、ショートステイでも一時的な入所ですのでそれほど預かる必要はないと思いますけれども、長期の入所が見込まれるところについては、ちょっと今、後ほど確認をさせていただいて御報告をさせていただきます。

○議長 10 番、猪俣常三君。通告内で質問をお願いいたします。

○猪俣常三 最後の質問になってくるかとは思いますが、資格確認書と健康保険証と同様の扱いではないのかということに対して、診療が受けられるということが今先ほど答弁の中でありましたが、そういうならば健康保険証をひもつけが必要だと申し上げたわけなんです。どうしても健康保険証というのが使えない、廃止されるということなんですけど、何で廃止されるのかというのが私にとっては理解できないところなんですけど、再度お尋ねしたいと思います。

○議長 健康増進課長、岩渕東吾君。

○健康増進課長 答えいたします。

保険証の廃止がなぜされるのかということでございます。様々な報道機関や国のほうで

発出されておりますので、ある程度は御理解いただいているかなと思いますけれども、国ではデジタル化の推進ということで、その中での医療DXという中で保険証をデジタル化することで、より医療の情報などが医療機関同士でやり取りができた、様々な健診のデータやお薬のデータなどが統合されて、より適切な医療が受けられる、また、このデジタル化した保険証を使うことで、今まで紙の保険証では2枚も3枚も違った制度のものを持っていなくちゃならなかったものが1つにまとめられるとか、あるいは更新の手続が毎年度あるものが更新の手続が必要なくなったり、そういった利用者側も手続の負担が減る、医療機関側も情報の共有ができる、また、医療機関の窓口で保険証を確認して、この人は社会保険なのか、国民健康保険なのか、記号番号間違っていないかな、そういった確認作業も少なくなってきて事務の手間も減らせるというようなことを国ではメリットとして発出しております。

また、そのほかにも、例えば救急の場面で救急車の中で即時に医療の情報が確認できたりでありますとか、あるいは診察券や予防接種、母子保健、そういったものの一体化も今後目指していくんだよ、また、スマートフォンなどが普及されておりますので、スマートフォンの中にそういった保険証機能を取り込むためにも、まずはマイナ保険証、カードとの一体化が必要なんだよなんてことを国のほうでは発出しておりますして、今後新たな技術を、デジタルの技術を活用してよりよい医療サービスを提供するために保険証、現行の紙の保険証をできるだけデジタル化させていきたいということが国の方針だというふうに認識しております。

○議長 猪俣議員、時間になりますので、最後の発言ということで。

10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 最後の一つなんですけれども、最初に。

○議長 もう時間になりますので。

○猪俣常三 これをもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 11 番、青木照夫でございます。

今次の一般質問は、まちづくりについてと、移住定住についての2項目を質問させていただきます。

今まで、まちづくりや移住定住に関連した質問は、繰り返し繰り返しさせていただいています。人が減った、空き家が増えた、相続できない、困った、何とかできないか、の言葉です。町民の代弁者として質問です。

初めに、まちづくりについてお尋ねいたします。

少子高齢化と人口減少の中で、移住定住者が全国各地でインバウンドを含め増加傾向にあることから質問いたします。

1 目、台湾との交流が予算に計上され、実施されたようです。台湾とのインバウンドなどが大いに期待されます。当町にとって、今後どのような内容でどのようなまちづくりが展開し、期待できるのかをお伺いします。

2 目、さゆり公園施設内には遊休施設があります。若者たちが遊休施設の一部を利用したいとのニーズがあります。若者の集まりは、交流人口、関係人口のにぎわいが期待で

きます。遊休施設の活用を今後どのように計画されるのかをお伺いいたします。

3つ目、町の5地区の特徴を連携し生かすことの質問です。まず、野沢は歴史的人物、渡部鼎などが学んだ研幾堂塾があります。安座長坂の紅葉（もみじ）と紅葉、奇岩石などを見る人を魅了します。群岡には国定公園に指定されている銚子の口はまれに見る溪流地です。新郷は国際芸術村をはじめ、会津平一望のパノラマの世界荒木集落があります。奥川は飯豊山を背にした自然体験の里、人と人との絆が深めます。尾野本には、江戸時代後期から昭和の初めまで一世を風靡した黒沢の鉱山、見上げる滝から見下ろしてみる荘厳な滝、大滝などがあります。この5地区を連携し周遊などできる観光ルートを構築すべきと思うが、いかがですか。

次に、移住定住についてお尋ねいたします。

政府は、東京一極集中を解消する目的で、地方に分散を進めています。その中で、地方に移住定住を求める方が増えていることから、お尋ねいたします。

1つ、現在、農業やテレワークなどにより、地方に移住を希望する方が増えています。地方にとって最大の応援者です。当町の移住定住に対する受入状況、取組などをお伺いします。

2つ目、東京を含む首都圏からの移住者が多いが、にしあいづ移住支援事業補助金では、東京23区に在住または勤務している方しか支援金の対象になりません。東京23区以外の首都圏からの移住にも支援を拡大すべきと思いますが、いかがですか。

3つ目、首都圏は地方出身者の集合体です。定年を迎え、子供たちが独立し、第二の人生を模索している方々に対して、西会津、日本の田舎をPRし、元気な定年者をUターン、Iターンの受入れづくりを率先して取り組むべきと思いますが、いかがですか。

最後に、全国各地で移住定住者と地区集落住民とのミスマッチが生じています。地方で住んでいる方にとっては、習慣や環境の違いで不信感が生じるようです。お互いを理解し合うためには、地区住民者と移住予定者とのパイプ役が必要とします。そのお考えをお伺いいたします。

以上、私の一般質問です。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 11番、青木照夫議員の「まちづくりについて」のご質問にお答えします。

まず、1点目の「台湾との交流について」のご質問であります。本事業は、復興庁所管の福島再生加速化交付金を活用し実施したものであり、福島県外に対して福島県の地域の魅力を継続的に発信する環境を整備し、地域が主体的に情報発信できる体制を整えるとともに原子力災害に起因する風評の払拭を図り、福島の復興・再生を加速化させることを実現するため、本町においても各種の取組みを順次進めているところであります。

その一環として、去る10月23日から28日までの6日間、台湾インバウンドに向けた本町の魅力発信のため「台湾でのトップセールス及び西会津PRイベント」を実施したところであります。

具体的には、私をはじめとした職員らが台湾を訪問し、台北市での『「日本の田舎、西会津町。」ナイト イン 台湾』の開催、西会津中学校へ本を寄贈いただいた台南市政府への訪問、本町と同じ米処で秋に稲穂に囲まれた会場で芸術祭を行う台東県池上郷への視察、台

湾旅行会社 10 社への訪問を実施したところであります。

今年度においては、今後、観光分野の台湾人インフルエンサーに来町いただき、本町の魅力を発信していただく事業や台湾の旅行会社と連携して本町へのツアーの造成を行ってまいります。

本事業における今後の展開としましては、令和 7 年度まで国より継続採択される予定であることから、これまでの実績を精査しながら、インバウンド需要を効果的に地域経済に波及できるよう、新たな観光によるまちづくりを進めてまいる考えであります。

次に、2 点目の「さゆり公園内の遊休施設の今後の計画について」であります。さゆり公園は、昭和 55 年度に国の特定地区公園整備事業の全国第 1 号として整備を進め、多目的広場や野球場、屋内外プール、屋内ゲートボール場、フィールドアスレチック等を備え、年間のべ約 4 万人が利用する本町の交流人口確保に必要不可欠な施設であります。

現在、さゆり公園内の遊休施設は、ミニチュアゴルフ施設のみとなっておりますが、本施設は、全体的に老朽化が進行しているため、利用を中止しているところであります。

ミニチュアゴルフ施設の周辺につきましては、令和 4・5 年度に委託して実施しました「自然体験資源調査」において、本町におけるアウトドア拠点施設としての整備案が提案されており、それらを含め、利用者ニーズや初期投資費用、維持管理経費等も踏まえながら、整備の在り方を検討してまいる考えであります。

最後に 3 点目の「5 地区を連携し周遊できる観光ルートの構築について」であります。町では町観光交流協会等とも連携を図りながら、大山祇神社や越後街道、出ヶ原和紙などを活用した周遊観光事業にこれまでも取り組んでまいりました。今年度においては、復興庁所管の福島再生加速化交付金を活用し、県内ゆかりの著名人が大山、須刈岳、富士山の三山とその地域の歴史や文化、食などを紹介する観光プロモーション動画を制作して、更なる周遊観光の強化を図っているところであります。

ご質問の「観光ルートの構築について」は、本町には大山祇神社や鳥追観音、銚子の口など知名度のある観光名所のほかにも議員お質しのような隠れた宝が各地区にあり、それを活用することによって経済や地域の活性化、交流の促進が図れるといった効果があるものと認識しておりますが、周遊観光ルートの構築には、にしあいつ観光交流協会や関係機関等との協議や協力が必要不可欠でありますので、これらを踏まえ、今後鋭意検討してまいります。

次に、「移住定住について」のご質問にお答えします。

町では、「移住・定住の促進」を人口減少対策の 3 本柱の 1 つに位置づけており、令和 5 年 4 月より専門部署として「西会津のある暮らし相談室」を設置し、様々な移住支援施策に取り組んでおります。

具体的には、移住前のサポートとして、移住希望者と積極的な交流を図り、地域や行政との橋渡し役を担っていただく「にしあいつ暮らしサポーター」制度の導入や、移住希望者のニーズに沿って町内での暮らしを体験できる「オーダーメイド型移住体験プログラム」の提供などを行っております。

また、移住定住の基盤となる住まいの確保としまして、空き家を町が借り受け、移住者へ賃貸住宅として貸し出す「移住促進住宅」の整備を進めるとともに、移住者の住宅取得

や住宅改修についても支援をしております。なお、住まいの確保につきましては、昨年、包括連携協定を締結しました「全国古民家再生協会」や「全国空き家アドバイザー協議会」と連携し、空き家の利活用と併せて取り組んでいるところであります。このほか、町内賃貸アパートの情報提供や町内企業に就職した移住者への家賃補助も行っております。

さらに、住まいの確保と併せて移住定住の基盤となる働く場の確保としまして、新たな働き方のニーズに対応する「協同組合マルチワークスにしあいづ」が昨年 12 月に国の認定を受け、派遣業務を行っております。このほか、本町の情報通信基盤を活かしたテレワーク環境を体験できる場の提供や創業や起業、継業への支援につきましても、関係団体と連携を強化し取り組んでおります。

これら施策に取り組んでまいりました結果、令和元年度から昨年度までの 5 年間の移住者数は 61 組 85 名と、総合計画に掲げる目標を上回る実績に繋がっているところであります。

ご質問の 1 点目、「農業やテレワークによる移住者の受入れ状況」であります。直近 5 年間の町が把握している範囲で申し上げますと、農業につきましては、「就農」を目的に移住された方は 4 組、テレワークにつきましては、移住前の仕事を本町に移住後も引き続きテレワーク等で行っている、いわゆる「転職なき移住」をされた方は 2 組であります。

なお、農家の手伝いや家庭菜園レベルで農業に携わっている方や、現在の本町での仕事に何らかの形でテレワークを取り入れている方は、相当数いらっしゃるものと推察しております。

また、農業に関する取り組みとしましては、「就農」を希望されている方に町の「新規就農あんしんサポート事業」をはじめ国や県の支援事業について案内しているほか、町内農家での短期間の農業体験の受入れをコーディネートするなど、相談者の希望に応じて関係機関等と連携して取り組んでおります。

テレワークに関する取り組みとしましては、町内全域をカバーしている光ケーブル網の PR はもちろん、テレワーカー向けに交通費や宿泊費、テレワーク施設利用料などを支援する県の補助金を活用した町内への短期滞在の受け入れ、さらには、子育て中のテレワーカー世帯を対象とした「親子ワーケーションツアー」やこども園留学、教育留学試行事業などを行っております。

次に、2 点目の「にしあいづ移住支援事業補助金の支援対象拡充」に関するご質問にお答えします。

「にしあいづ移住支援事業補助金」は、東京一極集中を解消するため、国が 1/2、県と町がそれぞれ 1/4 ずつを負担する共同事業で、東京圏を除く全国ほとんどの市町村で実施されております。

具体的な内容は、移住前 10 年間のうち通算 5 年以上、『東京 23 区内に在住している方』または『東京圏である東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県在住で東京 23 区内に通勤している方』が、本町に移住し、かつ就業等に関する要件などを満たした場合に、移住支援金として単身者で 60 万円、2 人以上の世帯で 100 万円、さらに 18 歳未満の子供がいる世帯には子供一人あたり 100 万円の加算金が支給される事業であります。

「支援金対象者の移住前の居住地や勤務地要件を東京 23 区以外にも拡充すべき」との

お質しですが、現行事業は国や県との共同事業であることから県等への要望はいたしますが、見直しは難しい見通しであります、仮に町単独事業で実施する場合、移住元の対象地域をどこまで広げるかによっては、多額の経費と財源の確保が必要となることから、他の自治体の事例なども調査しながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の「定年を迎えた方の移住定住への取組みについて」であります、町といたしましては、年代や性別を問わず、移住定住の促進に取り組んでいるところであります。

今年度は毎月職員が東京都内に出向き、町単独での出張相談会の開催や移住関連イベントに参加しており、定年を迎えた方や、定年後を見据えて移住を検討されている方々も数多く相談に来られます。しかしながら、シニア層の方々は移住候補地として比較的温暖な地域や医療機関や公共交通が充実している地域を希望する傾向があり、実際に本町に移住される方は少ないのが実情です。

町としましては、前段で申し上げましたとおり、世代を問わず移住を推進しているところであり、「日本の田舎、西会津町。」としてPRするのはもちろんのこと、事前のヒアリングや実際に町に足を運んでいただくことなどを通じて、移住希望者の理想の暮らし方に本町がマッチしているのかをしっかりと見極めながら、移住定住を推進してまいります。

次に、4点目の「移住に関する行政と地区住民のパイプ役について」のご質問にお答えいたします。

町では、移住希望者と積極的な交流を図り、地域や行政との橋渡し役を担っていただく「にしあいづ暮らしサポーター制度」を令和5年度より導入しており、現在8名の町民の方をサポーターに選任しております。具体的な活動としましては、移住相談で来町した方との意見交換や地域案内のほか、移住体験プログラムの講師などであり、移住前のサポートが主な活動となっております。

町としましては、移住前のサポートもさることながら、移住後の定住に向けたサポートの充実強化を図るため、地区や集落単位でのサポーターの配置を検討してまいりたいと考えております。また、移住者同士、あるいは移住者と地域住民の繋がりづくりに向け、今年度より「移住者交流会」を開催しており、これまで3回開催して延べ40人以上の移住者や地域住民の方にご参加いただきました。こういった機会や意見交換を通じて、移住者と地域とのミスマッチが少しでも抑制できるよう、鋭意取り組んでまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 ありがとうございます。町長が最後まで御答弁をいただきまして、説明いただきました。その熱意伝わりました。ありがとうございます。

初めに、台湾とのトップセールス、大変御苦労さまでございました。まち活性化につながる、期待ができる取組であると思います。

そこで、細かいことではありますが質問させていただきたいと思います。

ただいま申されました福島再生化加速交付金の活用された内容の交付金は幾ら出て、職員は何人参加され、また、6日間の予定で予算内で消化されたのかをまずお伺いします。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 御質問にお答えいたします。福島再生加速化交付金についての御質問でございます。

まず、本事業につきましては台湾インバウンドに向けた地域の魅力発信事業というように、町長が先ほど御説明を申し上げました事業に充てている分と、もう一つアウトドア資源を活用した地域の魅力発信事業というように、その2事業に充てているというようにございます。

現在、歳出の予算でございますけれども、1,824万7千円計上しておるところでございます。歳入については、基本的に交付率は2分の1というところになっておるところでございます。一部一般財源で対応しているところもございますので、歳入につきましては870万1千円というようにおこなってございます。

今現在、この事業を継続中でございますので、決算的な部分については未定ということでございますので御理解いただきたいと思います。

それから、交付率については2分の1でございますけれども、いわゆる裏財源につきましては、その残りの分につきましては特別地方交付税の措置があるという大変有利な事業でございますので、御理解をいただきたいと思います。

失礼しました。台湾事業の町からの参加者はというような御質問でございます。そちらについては町長をはじめ職員が3名、職員は3名出席しております。

それから実施期間でございましたけれども、先ほど町長の答弁でもございましたが、本年の10月に実施しまして、5泊6日の期間でございました。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 ありがとうございます。

その中で、トップセールスということで台湾の旅行会社10社を訪問されたということですが、どういう中身のトップセールス、PRをされたのかをちょっとお尋ねします。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。台湾旅行会社に訪問した、そのときの内容はあるようなことかと思えます。

まず、台湾の旅行会社の訪問でいろいろな、本町が台湾の方が来ていただけるためにどういった部分が必要なのか、どういった課題があるのか、台湾のほうではどういったものを望んでいるのかというようにおこなうところを中心に聞き取りを行ったところでございます。例えば、西会津の魅力的な部分ではお話聞いた中ではSLというのにとっても興味を持ったというような御意見もありました。それから、台湾でも田舎に泊まろうみたいな企画というのがインフルエンサーでやっている方がいらっしやいまして、そういうのも人気なのでそういうのも考えられるのではないかなというように話もございました。

それから、台湾人の今ツアーでは会津若松市ですとか鶴ヶ城ですとか、下郷町の大内宿とか、そういうのが一般であるけれども、それと差別化を図れるような何か欲しいというようにおこなうところもございました。それからあとはおいでになる場合、団体ツアーみたいな形でおいでになられるというようにおこなうことが想定できるので、団体ツアーに対応できるような食事の場所ですとかそういった部分が欲しいというような御提案、ニーズがあったところでございます。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 いろんなそういうPRをされたということなんですが、それは期待するところですが、もう少し細かいことで質問したいと思います。

その中で台湾を選ばれて風評的なそういう考え、今この整備事業にはそういう中での交付金があるということで、それに対しての風評的なお考えは、台湾はどう思ってたっしやいましたか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えします。風評での反応はどうだったかというような御質問かと思えます。

福島県のインバウンドに占める国別の割合につきましては、台湾が今6割占めているというところでございます。私ども、台湾を訪問した際も、福島県が原発云々ですとか震災云々等でそれが足かせになっているというようなことは訪問でも感じられませんでしたし、県のインバウンドに関する状況からもそのようなことが伺えるのではないかと、うふうに認識しております。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 ありがとうございます。

今説明がありましたけども、台湾は福島県では一番、誘客数というか訪問数が多く年間6万人、その次がタイが2万5千、それから中国が2万人というような数字が、知らせがありますが、私は台湾は2,300万人の人口で6万人ということは、中国13億人の2万人から比べたらすごい数字で、やはり日本に対するこれからの交流、インバウンドの比率というものは物すごく注目されると思います。

ということでありますので、今、若松、喜多方、それから御存じのように、三島、金山、これに取り組んでおります。やはり差別化をするということの話も出ましたが、当然そうであります。私は西会津町なら独自の差別化が必要ではないかということでもあります。この答弁書にも、鳥追観音とか大山祇神社、私はこういうことに対しても別な意味での差別化ということであれば面白いなということがあります。

例えば、鳥追観音なんかは、徳一大師の造られたお寺ということで、あそこで例えば、台湾の人が来て座禅をして、そして日本のお茶をいただいて、そういう落ち着いた巡りができるならば面白いなと、そういう感じがします。そういうことでぜひ、そういう特徴を生かしたこれからのセールを織り込んでいただきたいと思います。その点に対してはいかがでしょうか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 御質問にお答えいたします。

今月、台湾のインフルエンサーお二人、本町に来町いただく予定になっております。その中で、いろいろな地域の名所でしたり、それから食でしたり文化でしたり、様々な体験をこちらのほうで用意をする予定でございます。その活動を通して、ここが台湾人にとって本町が魅力になるのではないかと、というようなところを感じ取ってもらい、あるいは実際こうやって西会津町内を見ていく中で、私どもの用意したカリキュラムではないところで魅力になるのではないかと、というようなところも感じ取ってもらいながら、それを今後の台

湾のインバウンドにつなげていきたいというふうなことで考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 そういう内容で取り組まれたら、もっともっと台湾の誘客が増えるんじゃないかなと思います。三島、金山は皆様御存じのようにテレサ・テンのつながりで二、三日前新聞に載っていましたが、テレサ・テンの除幕式をやったと。そういう影響で誘客が増えているのかなと思います。今申し上げたように、町は独自の差別のあるルートを考えていただきたいと思います。

次に、2、さゆり公園の遊休施設の利用についてお尋ねします。

ここの御答弁の中では1か所のミニチュアゴルフだけが空き、遊休施設となっております。お尋ねしますが、テニスコートなんかは利用頻度なんかはいかがですか、年間の。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

テニスコートの利用につきましては、昨年度の状況でございますけれども、件数的には19件、それから人数的には66人ということでございました。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 私に対して若い人が、いろんなところを見て西会津町がいいということで、スケートボード、これがやれないかという若い人、あとはボルダリングですか、今オリンピックで若い少年たち、メダル頂いて、全国的に今盛り上がっているということの中で、西会津町でそういう会場ができないかということで、今申し上げて、テニスコートなんかは利用できればという、若い人の声がありました。

そういう中で今利用頻度を伺いました。その中で、じゃあこのスケートボードというのはどういうことなのかと。今福島県でも物すごく人気があって、会津若松の総合体育館というんですか、あそこにはもう立派なスケートボード、これはある議員さんの要請で造られたそうです。喜多方、塩川、これはイオンの近くに小さなそういうスケートボードパークがあるそうです。このスケートボードの利用客というのは西会津の方もそこに行って練習している、若い人もやっている。それでこのオリンピックがあったかどうかの境目かどうかは分かりませんが、野沢の町なかでも道路で滑っているお子さんがいらっしゃいます。その人の、若い人の考えには、このスケートボードというのはすごく横のつながりが強いということなんです。ということで、もしそういう立派なスケートボードが完成すれば、県内はもちろん他県からも来るというような方もいらっしゃいます。そういうアドバイスの方もいらっしゃいます。

そのようなことで、ボルダリングもミニチュアゴルフ場の跡なんかでもできればいいのかなという思いがします。また、冬期間なんかはスパークの中でもしてできればいいのかなと、そういう若い人の声であります。喜多方では室内でボルダリングをやって、個人でやっていらっしゃる人もおります。そういう中でのこれからの若い人の競技の内容についてお考えはいかがですか、その点の。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 おただしにお答えいたします。

今議員のほうからスケートボード、ボルダリングなんかは若い方にとっても人気があって、そういった施設を整備すればさゆり公園をより一層活性化できるのではないかなというような御質問かと思います。

おっしゃるとおり、オリンピック等の競技にもスケートボード、ボルダリングが採用になっていまして、日本人の方も活躍しているというような状況であることは認識しております。そういった中で、日本でも相当人気があるのかなというようなところで感じておるわけでございます。

さゆり公園の施設の在り方といいますか、整備につきましては、若い人に向けた部分ですとか、あるいはもっと幅広い層ですとか、いろいろな面からどういったニーズがあるのかというのを調査しまして、また利用者のニーズも把握しつつ、整備費用ですとか維持管理費用ですとか、様々な面からどういったものがあるのかというのを今後検討してまいりたいというふうに考えてございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 いっぺんにはそうやります、考えますということではできないでしょうけれども、ただ、これが本当に実現できれば、子供が来ると親が来るんです。そうすると、今利用されていないフレンズワールドなんかも、汗かいたからそこでお茶を飲もう、ちょっとそこで軽食、軽いものでも食べようというような、私は相乗効果がこれから絶対にありますから、若い人のための競技場をぜひ検討していただきたいと思います。町長、どうですか。その辺の前向きな若い人の取組は。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいま商工観光課長が答弁したとおりでございまして、あそこの施設ができてから相当年数がたって老朽化が激しい状況になっているわけでありまして、年々少子化の影響もあって施設の利用者も少なくなっているというようなことから、もっと何か地元の皆さん、それから町外の皆さんもやっぱり来てくれるような、そういう何か施設といいますか、それはボルダリングがいいのか、あるいはスケートボードがいいのか、実際にそういう内部では発想したことがあるんですよ。

内部での担当者レベルで、あそこを有効活用するには何がいいのかなというところで発想したことはありますけれども、まだまだそれは本当に内部の話であって、もうちょっと、それはいわゆる町内外から利用していただける施設としてはもっともっと検討を重ねないといけないのかなというふうに思っております。いずれにしても、施設の有効活用はこれからやっぱりしっかりやっていかないといけないというふうに思っておりますので、御理解願います。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 これは町民の声、ボトムアップの声ですから、ぜひ心に入れていただいて、近い将来でもいい、実現していただきたいと思います。

次に、町の5地区を連携することなんですが、これは私はさっき台湾とのお話の中でも申し上げましたが、5つの地区、これもやはり台湾の人の方の巡る、周遊できる考えかなと思って取り上げました。中身については台湾に対しての思いがあったものですから取り上げました。これは、後で御検討いただければと思います。

次に、農業とテレワークのことについてであります。

これは、御答弁の中にはありましたが、現在そういう移住されている方いらっしゃいます。実際に埼玉、東京でテレワークをしていらっしゃった方がこちらに移住して生活をされていらっしゃるということがございます。これからいろんな町の施設を利用したPR活動をして、農業と、それからそういうテレワークでつなげる生活、これはある猪苗代の講演会の中でも、これからはそういうものが大切だと。いきなりここへ来ても生活の基盤どうするんだということの中で、今はやっぱりネットワークを使った生活の基盤を築かれている方がいらっしゃるということで取り組んでいただければと思いますが、このネットワーク構築に対しての前向きなお考えをいただきたいと思います。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お許しいただければ反問権を使わせていただく、確認させていただきたいと思います。

今御質問の中でネットワークというようなお話ございましたけれども、その辺もう少し具体的に御説明いただければと思います。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 ネットワークというかテレワーク、ここでいう普通テレワークということでのダブル的なことの表現を使いましたけども、そういう意味でテレワークのつながりで商売をしているということの内容です。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。農業とテレワークのおただしでございます。

最初の答弁でも町長が申し上げましたけれども、就農を目的にされたのは4組でございまして、テレワークにつきましても、転職しないでそのまま仕事を続けられている方というのは2組いらっしゃるというようなことでございます。こちらについては町で正式に把握する、数というのを把握することがなかなか難しいものですから、実際には相当数いらっしゃるのかなというようなことで認識しておるところでございます。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 把握するのは難しいと言われましたが、私は西会津町はこういうテレワークで生活できますよ、農業で生活できますよという、そういうPRをしていただきたいと、そういう思いなんです。その点はいかがですか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

本町では、西会津のある暮らし相談室を設置しまして、移住者お一人お一人のニーズ等を確認しながら、どういったところを御本人が見たいのか、知りたいのかというのを把握しつつ、実際西会津においでいただいた際にもそのような観点から農業の体験ですとか、様々なプログラムを組みまして、西会津に移住していただけるような取組といたしますか、をやっておるところでございます。

その相談の中でも就農につきましては西会津ではこういった制度がありますよとか、実際取り組んでいる農家さんのほうに行って体験する中で、そういったところを実際目で見てもらうというようなところも、PRといたしますか、肌で感じていただいているような

取組をやっておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 こちらに来ていただいて散策するんじゃないくて、西会津町はこういう住みやすいところですよ、こういうものの制度がありますよということで、ネットで検索すると西会津町のばーんとしたものと、行ってみたいなという気持ちで質問させていただきました。

次に、質問変わります。

東京圏移住定住のことについて、質問いたします。

これは御説明がありましたように、千葉、神奈川、埼玉にいる方で東京に通勤をしている方にはそういう対象が含まれていますが、ということで決められているんでしょうけども、調べてみると東京圏というのは 70 キロぐらいがみんな今言った首都圏の中に入っていちゃる。ということで、私は今実際、ちょっと家族が来る、来ないかということで、その家族は普通の家庭の 3 倍の人数の方がいちゃるということで、ちょっと補助ができないということで今神奈川にいます。

私この連休に行って直接行って、車で 800 キロ、横浜、それから茅ヶ崎、それから東京と、知っているところを回りまして、そのところにも行って、何とかお願いできないかというような意味でもって私は触れ合って、それでその方も西会津が気に入った。学校、保育所、小学校、中学校、遊び場所がある。そこは私も同じ、そこに首都圏に 18 年生活していましたから、子供が遊び場所に行くには車で 5 分、10 分かかる。西会津に来たらすぐそばに遊べる、そういう方の家庭でございますので、補助的な話になりますが、私は単独事業でも 1 人でも 2 人でも住んでいただけるというならば、私はここに質問用紙に上げたように、そういう補助を拡大すべきではないかということでこれを取り上げましたが、いかがですか、その点は。町長、いかがですか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいまの質問であります、さっきも商工観光課長が答弁いたしました。この事業は、国と県と町の共同事業ですから、今の事業の中身では町独自のできないわけがありますし、財源も補助残の部分は交付税措置があるというようなことで、財源的なことはちょっと別にしましても、そういう共同事業でありますので、それはそれでしっかり取り組んでいかないといけないと思いますし、そのほかに独自の対策ということになると、体制あるいは財源的なことも含めてちょっと内部でこれからちょっと検討させてもらいたいなというふうに思っております。

今こういう状況ですから、どうやって西会津町に移住定住していただけるかということについては本当に大きな課題といえますか、になっているわけありますので、あらゆる対策を講じていかないといけないのかなというふうに思っております。ただいまの御意見をしっかり検討しながら、次の新たな事業もできるかどうか、財源的なことも含めてできるかどうか検討させていただきたいと思います。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 制度的なことは理解します。けども、やっぱり 1 人でも 2 人でも来ていただけるという、そういう目の前に現実にあることから私はいても立ってもいられない気持

ちで質問させていただきました。

最後に、移住者と地区住民とのミスマッチということで質問させていただきたいと思います。

これは私の関係で、今3組移住定住いただいている方がいます。それは集落の人に集まっていたいて、ここの規約、村・集落の約束事に参加します、守ります、そういうことでの約束ごとで今移住されていらっしゃる方もいます。そのほか、今、年間1,800人から2千人来る場所、施設があります。その中には大勢来るもんですから、集落の人は何やってるんだ、何だあの連中は、というような、そういう思いが聞かれます。ということは、やはりこれから、今後いろんな形でそういう移住定住者が増えて、また1か所だけでなく集団的な利用される方も増えてくると思いますので、習慣と環境が全く違うもんですから、それは間に入ってくれる、この説明、パイプ役なんかは、これは町の行政の考えと、また地元の地区住民との代表とのその間でそういう役割をしている方がいらっしゃらないとミスマッチが続くのではないかと思います、その点はいかがでしょう。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 おただしにお答えいたします。

本町におきましては、移住してきた方が過ごしやすいうに、住みやすいうに移住者交流会というのを今年度3回開催して40人の御参加をいただいているというところでございますが、地区の集落単位でのサポーターの配置というのも今後検討してまいりたいというようなことで考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 青木議員、時間です。

11番、青木照夫君。

○青木照夫 時間たくさんオーバー、ありがとうございます。

最後にですけれども、一昨日会津若松商工会認証の中でアバターということで完成したということで見学させていただきました。そこはアバターとは仮想空間というか、これからの観光するにはいろんなそういう映像を通した観光のことが紹介されて見学させていただきました。今後、町でも、そういうアバターについてのそういう検討のことも要るのかなと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

ごめんなさい、メタバース。

○議長 以上もって、一般質問を終結いたします。

暫時休議します。

休議中に議会運営委員会を開催してください。時間は委員長の指示に従ってください。

(12時05分)

○議長 再開します。(13時00分)

副議長、秦貞継君から副議長の辞職願が提出されております。

お諮りします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第 1 として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

それでは議案を配りますので。

追加日程第 1、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第 117 条の規定によって、7 番、秦貞継君の退場を求めます。

職員に辞職願を朗読させます。

事務局長。

○事務局長 朗読させていただきます。

令和 6 年 12 月 9 日

西会津町議長殿

西会津町副議長、秦貞継

辞職願。

このたび、一身上の都合により、副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

○議長 お諮りします。秦貞継君の副議長の辞職を許可することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、秦貞継君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

秦貞継君は入場してください。

ただいま、副議長が欠けました。

お諮りします。副議長選挙を日程に追加し、追加日程第 2 として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、副議長選挙を日程に追加し、追加日程第 2 として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

暫時休議にします。休議中に選挙の準備を行ってください。(13 時 11 分)

○議長 再開します。(13 時 52 分)

副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。議場の出入口を閉めます。

ただいまの出席議員数は 12 名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第 30 条第 2 項の規定により、立会人に、2 番、仲川久人君及び 11 番、青木照夫君を指名します。

なお、立会人は、代理投票立会人及び開票立会人の性質を併せ持っていることを申し添えます。

それでは、投票用紙を配ります。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長　それでは、配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。立会人は前に出て投票箱を確認してください。

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○事務局職員　1 番、紫藤真理子議員、2 番、仲川久人議員、3 番、長谷川正議員、4 番、上野恵美子議員、5 番、小林雅弘議員、6 番、荒海正人議員、7 番、秦貞継議員、9 番、三留正義議員、10 番、猪俣常三議員、11 番、青木照夫議員、12 番、武藤道廣議員。最後に、伊藤議長が投票します。

○議長　投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長　投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。立会人は、開票の立会いをお願いいたします。

それでは選挙の結果を報告します。

投票総数 12 票、有効投票 9 票、無効投票 3 票です。

有効投票のうち、三留正義君 9 票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、三留正義君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

ただいま、副議長に当選された三留正義君が議場におられます。

会議規則第 31 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

ただいま、副議長に当選されました三留正義君に、当選の挨拶をお願いします。

三留正義君。

○三留正義　当選の告知を受けました三留正義です。当選の御挨拶をしたいと思います。

前任者の残任期間、町の皆さんの町民福祉、そして安寧、これらを議会が担保していけるように、議会の倫理性そして無謬性、これをより高いものに皆さんと一緒に築き上げていきたいと思っています。どうか皆さん、よろしくお願いいたします。

○議長　それでは、暫時休議にします。

再開については後でアナウンスしますので、ちょっと時間分かりませんので。(14 時 8 分)

○議長　再開します。(14 時 55 分)

三留正義君から議会運営委員会委員の辞任願いが提出されました。

お諮りします。これを日程に追加し、三留正義君の議会運営委員会委員の辞任を追加日程第 3 として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、三留正義君の議会運営委員会委員の辞任を追加日程第 3 として日程の順序

を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第3、三留正義君の議会運営委員会委員の辞任を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、9番、三留正義君の退場を求めます。

職員に、辞職願を朗読させます。

○事務局職員 辞任願。

令和6年12月10日

西会津町議長 伊藤一男様

三留正義

このたび、一身上の都合により、議会運営委員会委員を辞任したいので許可されるようお願い出ます。

以上です。

○議長 お諮りします。三留正義君の議会運営委員会委員の辞任を許可することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、三留正義君の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

三留正義君は入場してください。

ただいま、経済常任委員会選出の議会運営委員会委員が欠けました。

これから休議中に経済常任委員会を開催し、議会運営委員会委員の選出及び経済常任委員会委員の選任を行って、失礼しました、経済常任委員会委員長を選任を行ってください。

直ちに委員会を開催してください。終わり次第、その結果を議長へ報告願います。委員会会場は第2委員会室です。

暫時休議とします。(15時00分)

○議長 再開します。(15時12分)

ただいま、経済常任委員会から委員長及び議会運営委員会委員の報告がありましたので、申し上げます。

経済常任委員会委員長に青木照夫君、議会運営委員会委員に上野恵美子君、以上のとおり決定いたしましたので、報告いたします。

これから休議中に議会運営委員会を開催し、副委員長の選任を行ってください。

直ちに委員会を開催してください。終わり次第、その結果を議長へ報告願います。委員会会場は第1委員会室です。

暫時休議とします。(15時13分)

○議長 再開します。(15時33分)

ただいま、議会運営委員会から副委員長の報告がありましたので、申し上げます。

議会運営委員会副委員長に青木照夫君、以上のとおり決定いたしましたので、報告いたします。

広報広聴常任委員会の副委員長が欠けました。

これから休議中に広報広聴常任委員会を開催し、副委員長の選任を行ってください。併せて、広報分科会長の選任も行ってください。直ちに委員会を開催してください。終わり

次第、その結果を議長へ報告願います。委員会会場は大会議室です。

暫時休議といたします。(15時35分)

○議長 再開します。(16時11分)

ただいま、広報広聴常任委員会から副委員長及び広報分科会長の報告がありましたので申し上げます。

広報広聴常任委員会副委員長及び広報分科会長に小林雅弘君、以上のとおり決定いたしましたので、報告いたします。

日程第2、議案第1号、令和6年度西会津町一般会計補正予算(第4次)の専決処分の承認についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第1号・「令和6年度西会津町一般会計補正予算・第4次の専決処分」の承認について、ご説明いたします。

今次の補正につきましては、10月27日に投開票が行われた第50回衆議院議員総選挙に係る経費の計上であります。

衆議院が10月9日に解散されたことに伴い、早急に選挙執行のための準備に取り掛からねばならなくなり、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、10月9日付で専決処分により補正予算を調製いたしました。

同法同条第3項の規定により、議会の承認をお願いするものであります。

それでは、予算書をご覧ください。

令和6年度西会津町の一般会計補正予算・第4次は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,175万2千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億5,921万2千円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明いたします。6ページをご覧ください。

まず歳入であります。15款・県支出金、3項1目・総務費委託金1,175万2千円の増は衆議院議員選挙費委託金の新規計上であります。

7ページをご覧ください。歳出であります。

2款・総務費、4項2目・衆議院議員選挙費

11,752千円の新規計上は、10月27日に投開票が行われた衆議院議員選挙に係る投票管理者等の報酬154万円、職員手当等482万4千円、需用費123万2千円、役務費122万5千円、ポスター掲示場設置撤去などの委託料115万1千円、8ページに移りまして、期日前投票所用スーパーハウス借上料などの使用料及び賃借料65万5千円、投票用紙計数機購入に係る備品購入費99万円などの計上であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第1号、令和6年度西会津町一般会計補正予算（第4次）の専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、令和6年度西会津町一般会計補正予算（第4次）の専決処分の承認については、原案のとおり承認されました。

日程第3、議案第2号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長　議案第2号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

本案につきましては、町長が提案理由の説明の中で申し上げましたとおり、職員の給与改定等に係る条例の一部改正であります。

ご承知のとおり、公務員の給与につきましては、その職務の性格上、労働基本権の一部が制約されており、民間企業のように労使交渉によって自らの給与を定めることが出来ないことになっております。

そのための代償措置として、国においては人事院、県においては人事委員会による給与勧告制度が設けられております。

また、市町村職員の給与改定にあたりましては、地方公務員法第24条に「職員の給与は、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業者の給与等を考慮して定められなければならない。」と規定されていることから、町における給与等の改定につきましては、従来から勧告制度の意義を尊重し、国の人事院勧告及び県の人事委員会勧告に準じて改定を行ってきたところであります。

今回の改正内容についてであります。本年8月8日、人事院は、民間給与と公務員給与の格差を解消するため、国家公務員の給料表について、若年層を重点に平均3.0%の引上げと、期末・勤勉手当をそれぞれ0.05月の引上げなどの勧告を内閣、及び国会に対し行ったところであります。

また県人事委員会は10月2日、人事院勧告に準じて若年層を重点に置きつつ、全ての号給の給料表を平均2.8%引き上げるとともに、期末手当0.05月、勤勉手当0.1月、合せて0.15月・支給月数を上げる人事院勧告の内容を踏まえた給与制度の総合的な見直し等の勧告を県及び県議会に対し行ったところであります。

町におきましても、これらの勧告の意義を尊重し、職員の給料表について、平均2.8%

引き上げるとともに、期末手当 0.05 月、勤勉手当 0.1 月、合せて 0.15 月・支給月数を引上げるなどの改正を行うものであります。

それでは、改正条文についてご説明いたしますが、合わせて、条例改正案新旧対照表・1 ページをご覧ください。

まず、改正条例案第 1 条の「職員の給与に関する条例の一部改正」であります。

第 19 条は、宿日直手当に係る規定で、第 1 項は日直手当の額について「4,700 円」を「4,800 円」に改めるものであります。

第 20 条は、職員の期末手当に係る規定で、第 2 項は、支給率について、「100 分の 122.5」を「100 分の 127.5」に改め、0.05 月の引上げ、第 3 項は定年再任用短時間勤務職員の支給率について、「100 分の 122.5」を「100 分の 127.5」に、「100 分の 68.75」を「100 分の 71.25」に引上げるものであります。

第 21 条は、職員の勤勉手当に係る規定で、第 2 項第 1 号は定年再任用短時間勤務職員以外の支給率について「100 分の 100」を「100 分の 110」に改め、第 2 号は定年再任用短時間勤務職員の支給率について「100 分の 48.75」を「100 分の 51.25」に引上げるものであります。

なお、今次の支給率の改正にあたりましては、令和 6 年度の引上げ率を 12 月支給分で一括して調整を行なうものであります。

第 22 条は、寒冷地手当に係る規定で、第 2 項は額について、世帯主である職員のうち、扶養親族のある職員は「17,800 円」を「19,800 円」に、その他の世帯主である職員は「10,200 円」を「11,400 円」に、その他の職員は「7,360 円」を「8,200 円」にそれぞれ引上げるものであります。

別表第 1 は行政職の給料表、別表第 2 は医療職の給料表でありまして、それぞれ改正するものであります。

次に、本改正条例案第 2 条につきましても「職員の給与に関する条例の一部改正」であります。

条例改正案新旧対照表 13 ページをご覧ください。

第 20 条第 2 項は職員の期末手当の支給率について「100 分の 127.5」を「100 分の 125」に、第 3 項は定年再任用短時間勤務職員の期末手当の支給率「100 分の 127.5」を「100 分の 125」に、「100 分の 71.25」を「100 分の 70」にそれぞれ引き下げるものであります。

第 21 条第 2 項第 1 号は、定年再任用短時間勤務職員以外の勤勉手当の支給率「100 分の 110」を「100 分の 105」に、

第 2 号は、定年再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給率「100 分の 51.25」を「100 分の 50」に引き下げるものであります。

第 20 条及び第 21 条の改正は、令和 7 年度以降の支給率を 6 月期・12 月期とも同じ率とし、平準化するための改正であります。

次に、本改正条例案の附則であります。第 1 項及び第 2 項は施行期日であります。

第 1 項の改正条例案第 1 条の規定は、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日に遡及して適用するものであります。

ただし、第 20 条第 2 項、同条第 3 項、第 21 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定は、令和

6年12月1日から適用するものであります。

第2項の改正条例案第2条の規定は、令和7年4月1日から施行するものであります。

第3項は、給与の内払いの規定で、改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすものであります。

第4項は、町長への委任規定で、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第2号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第3号、令和6年度西会津町一般会計補正予算（第5次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長　議案第3号「令和6年度西会津町一般会計補正予算・第5次の調整」について、ご説明いたします。

今次補正の主な内容であります。歳入におきましては、社会資本整備総合交付金の確定による減額のほか、農地集積・集約化対策事業補助金の追加、土地改良施設整備補修事業交付金の新規計上などであります。

歳出につきましては、本年4月の人事異動等に伴う職員人件費や、人事院勧告及び県人事委員会勧告に準じた職員の給与等の改定に伴う人件費の調整、温泉施設・指定管理委託料、機構集積協力金の追加、豊洲第1揚水機場に係る土地改良施設緊急整備補修工事、整備補修事業（緊急整備補修）特別賦課金の新規計上、事業費の確定見込みによる道路改良舗装工事の減額、現年災害復旧工事の追加などを計上したところであります。

それでは予算書をご覧ください。

令和6年度西会津町の一般会計補正予算・第5次は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,522万2千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億5,443万4千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

地方債の補正、第3条、地方債の補正は、「第3表地方債補正」による。

補正の主な内容であります、事項別明細書でご説明いたします。

9ページをご覧ください。

まず歳入であります、2款・地方譲与税、3項1目・森林環境譲与税 3,106 千円の増は、譲与基準の見直しによるものであります。

14款・国庫支出金、2項4目・土木費国庫補助金 3,357 万 6 千円の減は、補助金の確定に伴う社会資本整備総合交付金（道路事業）の減額計上であります。

15款・県支出金、2項4目・農林水産業費県補助金 3,306 万円の増は、農地集積・集約化対策事業補助金 2,600 万円、広葉樹林再生事業補助金 656 万円の追加計上などでありま

す。

11ページをご覧ください。

16款・財産収入、2項2目・物品売払収入 642 万 7 千円の増は、除雪ドーザ等の売払収入の追加であります。

18款・繰入金、2項1目・財政調整基金繰入金 5,842 万 5 千円の増は、今次補正で不足する財源として繰入れるものであります。

なお、今次補正後の財政調整基金の残高見込みは 6 億 5,948 万 9 千円であります。

20款・諸収入、5項4目・雑入 2,220 万円の増は、豊洲第1揚水機場に係る土地改良施設整備補修事業交付金 162 万円、土地改良施設整備補修事業負担金 600 万円の新規計上であります。

21款・町債につきましては、それぞれ起債充当事業の事業費の調整に伴い、額の調整を行うものであります、12ページの緊急自然災害防止対策事業債 210 万円の増は、山口地内・瀬見川、平明地内・富士川の河川防災事業の追加計上であります。

14ページをご覧ください。歳出であります。

2款・総務費、1項5目・財産管理費、832 万 8 千円の増は、貨物自動車1台の購入費 665 万円の計上などでありま

す。

10目・ふるさと振興費 126 万 7 千円の減は、採用に至らなかった地域おこし協力隊の人件費などの調整のほか、15ページに移りまして、温泉施設管理業務委託料 1,445 万 1 千円の追加計上などでありま

す。

11目・総合情報政策費、322 万円の増は、ケーブルテレビ・スタジオ収録用テロップの購入費 319 万円の新規計上などでありま

す。

16ページをご覧ください。

2項1目・税務総務費、930 万円の減、3項1目・戸籍住民登録費 454 万 7 千円の減は、人事異動及び給与改定等に伴う職員人件費の調整によるものであります。

17ページをご覧ください。

3款・民生費、1項1目・社会福祉総務費 369 万 8 千円の増は、人事異動及び給与改定等

に伴う職員人件費の調整のほか、18 ページに行きまして、国民健康保険特別会計診療施設勘定繰出金 828 万 5 千円の追加計上などであります。

3 目・老人福祉費 410 万 7 千円の増は、人事異動及び給与改定等に伴う職員人件費の調整のほか、介護保険特別会計繰出金 315 万 2 千円の追加計上などであります。

19 ページをご覧ください。

4 目・障がい者福祉費 324 万 1 千円の増は、自立支援システム改修委託料 309 万 1 千円の追加計上などであります。

20 ページをご覧ください。

4 款・衛生費、1 項 2 目・予防費 578 万 9 千円の増は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金等返還金の計上であります。

22 ページをご覧ください。

6 款・農林水産業費、1 項 3 目・農業振興費 255 万 7 千円の増は、人事異動及び給与改定等に伴う職員人件費の調整のほか、23 ページに行きまして、機構集積協力金 2,600 万円の追加計上などあります。

5 目・農地費 3,324 万 8 千円の増は、豊洲第 1 揚水機場に係る土地改良施設緊急整備補修工事 185 万円、整備補修事業（緊急整備補修）特別賦課金 1,107 万円の新規計上などあります。

2 項 1 目・林業総務費 1,043 万 1 千円の増は、人事異動及び給与改定等に伴う職員人件費の調整のほか、24 ページに行きまして、広葉樹林再生事業委託料 656 万円、森林環境譲与税基金積立金 311 万 9 千円の追加計上であります。

2 目・林業振興費 845 万 9 千円の減は、人事異動及び給与改定等に伴う職員人件費の調整であります。

26 ページをご覧ください。

8 款・土木費、1 項 2 目・道路維持費 670 万 5 千円の増は、人事異動及び給与改定等に伴う職員人件費の調整のほか、除雪車両の修繕料 344 万 3 千円の追加計上などあります。

3 目・道路新設改良費 1,356 万 2 千円の減は、人事異動及び給与改定等に伴う職員人件費の調整のほか、27 ページに行きまして、町道改良舗装工事 1,605 万 7 千円の減額などあります。

28 ページをご覧ください。

4 項 1 目・住宅管理費 508 万 4 千円の減は、人事異動及び給与改定等に伴う職員人件費の調整であります。

33 ページをご覧ください。

11 款・災害復旧費、2 項 1 目・道路橋りょう河川災害復旧費、1,896 万 5 千円の増は、山口地内・瀬見川、平明地内・富士川の現年災害復旧工事費の追加計上であります。

5 ページにお戻りください。

第 2 表・繰越明許費であります。

車両購入及び修繕工事に係るもので、車両納入までの期間が不透明であること、修繕工事に係る制御パソコンの制作に期間を要することから、翌年度に事業を繰り越して実施することができるよう、繰越明許費をお願いするものであります。

まず、2 款・総務費、1 項・総務管理費であります。が、「公用車更新事業」665 万円は貨物自動車 1 台の購入費であります。

8 款・土木費、3 項・都市計画費「さゆり公園野球場スコアボード修繕事業」200 万円です。

6 ページをご覧ください。

第 3 表・地方債補正、変更であります。が、緊急自然災害防止対策事業費は、対象事業費の追加に伴う限度額の変更であります。

起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

以上で説明を終了させていただきます。が、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第 3 号、令和 6 年度西会津町一般会計補正予算（第 5 次）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 号、令和 6 年度西会津町一般会計補正予算（第 5 次）は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。お疲れさまでした。（16 時 44 分）

(製本時に文字消去：奇数ページから日程開始のため白紙)

令和6年第6回西会津町議会定例会会議録

令和6年12月11日（水）

開 議 10時00分
散 会 14時05分

出席議員

1番	紫 藤 眞理子	5番	荒 海 正 人	9番	三 留 正 義
2番	仲 川 久 人	6番	小 林 雅 弘	10番	猪 俣 常 三
3番	長谷川 正	7番	秦 貞 継	11番	青 木 照 夫
4番	上 野 恵美子	8番	伊 藤 一 男	12番	武 藤 道 廣

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	佐 藤 広 悦
副 町 長	大 竹 享	教 育 長	五十嵐 正 彦
総 務 課 長	伊 藤 善 文	学校教育課長	佐 藤 実
企画情報課長	玉 木 周 司	生涯学習課長	矢 部 喜代栄
会計管理者兼町民税務課長	渡 部 栄 二		
福祉介護課長	船 橋 政 広		
健康増進課長	岩 渕 東 吾		
商工観光課長	齋 藤 正 利		
農林振興課長	小 瀧 武 彦		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	五十嵐 博 文	議会事務局主査	品 川 貴 斗
--------	---------	---------	---------

第6回議会定例会議事日程（第6号）

令和6年12月11日 午前10時開議

開 議

- 日程第1 議案第4号 令和6年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）
- 日程第2 議案第5号 令和6年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第2次）
- 日程第3 議案第6号 令和6年度西会津町水道事業会計補正予算（第1次）
- 日程第4 議案第7号 令和6年度西会津町下水道事業会計補正予算（第2次）
- 日程第5 議案第8号 温泉健康保養センター機械室改修工事請負契約の変更契約について
- 日程第6 議案第9号 西会津町地域資源活用総合交流物産館の管理に係る指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第10号 西会津町地域連携販売力強化施設の管理に係る指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第11号 西会津町温泉健康保養センターの管理に係る指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第12号 西会津町森林活用交流促進施設の管理に係る指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第13号 西会津町都市公園の管理に係る指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第14号 西会津町介護センターの管理に係る指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第15号 西会津町介護老人保健施設の管理に係る指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第16号 西会津町高齢者グループホームの管理に係る指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第17号 西会津町地域ふれあいセンターの管理に係る指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第18号 西会津町小規模多機能型居宅介護施設の管理に係る指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第19号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

- 日程第17 提案理由の説明
- 日程第18 議案第20号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第21号 議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第22号 令和6年度西会津町一般会計補正予算（第6次）
- 日程第21 請願第4号 福島県の自然と景観を過剰な再生エネルギー開発から守るための法的な整備を求める意見書提出の請願について
- 日程第22 議会案第1号 西会津町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第23 意見書案第1号 福島県の自然と景観を過剰な再生エネルギー開発から守るための法的な整備を求める意見書
- 日程第24 議員派遣について
- 日程第25 常任委員会の継続審査申出について
- 日程第26 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第27 特別委員会の継続審査申出について

閉 会

（議会活性化特別委員会）

（広報広聴常任委員会）

（広報広聴常任委員会 広報分科会）

○議長 令和6年第6回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。

諸報告はありません。

日程第1、議案第4号、令和6年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康増進課長、岩渕東吾君。

○健康増進課長 議案題4号、令和6年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の調製についてお答えいたします。

初めに、今次補正案の概要であります。事業勘定につきましては、保険給付費の見込みに伴う調製と職員の人事異動や給与改定に伴う人件費の調製などであり、診療施設勘定につきましては、特別養護老人ホームの介護業務受託にかかる歳入の新規計上や職員の人件費の調製などがあります。

それでは予算書をご覧ください。

令和6年度西会津町の国民健康保険特別会計補正予算(第2次)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,291万7千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,250万9千円とする。

診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,225万1千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億5,896万6千円とする。

第2項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

主な補正の内容につきましては、事業別明細書によりご説明申し上げます。

8ページをご覧ください。

事業勘定の歳入であります。

4款・県支出金、1項1目・保険給付費等交付金5,600万円の増は、保険給付費の見込みに伴う普通交付金の増額であります。

6款・繰入金、1項1目・一般会計繰入金310万円の減は、人件費の減額に伴う繰入金の減であります。

9ページをご覧ください。

歳出であります。

1款・総務費、1項1目・一般管理費310万円の減は、職員の人事異動や給与改定に伴う給料、職員手当等の減額などがあります。

2款・保険給付費、1項1目・一般被保険者療養給付費4,700万円の増並びに10ページに行きまして、2項1目・一般被保険者高額療養費の900万円の増は、今後の支出見込みにより計上したものであります。

続きまして、診療施設勘定についてご説明いたします。

19 ページをご覧ください。

歳入であります。

2 款・訪問看護事業所収入、1 項 1 目・介護報酬収入 110 万 2 千円の増と 3 項 1 目・一部負担金収入の増は、今後の訪問看護収入の見込みによる増額であります。

4 款・繰入金、1 項 1 目・一般会計繰入金 828 万 5 千円の増は、人件費の調整に伴う一般会計繰入金の追加計上であります。

6 款・諸収入、1 項 3 目・特別養護老人ホーム看護業務受託収入 254 万 4 千円の増は、特別養護老人ホーム「さゆりの園」における看護業務受託収入の新規計上であります。

21 ページをご覧ください。

歳出であります。

1 款・総務費、1 項 1 目・一般管理費 1,225 万 1 千円の増は、職員の人事異動や給与改定に伴う給料、職員手当等の調整と訪問看護事業業務委託料 122 万 4 千円の増額によるものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決いただきますようお願いいたします。

○議長　これから質疑を行います。

4 番、上野恵美子君。

○上野恵美子　1 件お聞きします。19 ページ歳入のところの雑収入で、新規計上として特別養護老人ホーム看護業務受託収入とありますが、この詳細について教えてください。

○議長　健康増進課長、岩渕東吾君。

○健康増進課長　4 番、上野議員の御質問にお答えいたします。

特別養護老人ホーム看護業務受託収入についてであります。特別養護老人ホームにおきまして看護師が不足したため、西会津福祉会と協議をいたしまして、西会津診療所から看護師を派遣するものであります。

内容につきましては、週 3 日正看護師を派遣することに対しての福祉会からの受託収入を今次計上させていただいたということでございます。

○議長　12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣　今ほどの看護師の関係もありますけれども、21 ページ、再質問、会計年度任用職員給となっておりますが、これは何名分と理解してよろしいのかということと、今現在診療所のスタッフ、医師何名で看護師何名で事務何名とか、そういうのをちょっとお知らせください。

○議長　健康増進課長、岩渕東吾君。

○健康増進課長　12 番、武藤議員の質問にお答えいたします。

現在西会津診療所におきましては、職員は 14 名でございます。常勤の医師が 3 名、看護師が 9 名、検査技師が 1 名、事務が 1 名、これが職員 14 名、会計年度が 10 人おりまして、看護師が 5 人、検査技師が 1 名、事務が 4 人ということで、合計 24 名の職員体制でございます。

以上でございます。

○議長　健康増進課長、岩渕東吾君。

○健康増進課長 再質問にお答えいたします。

今次の増額分につきましては、いわゆる給与の改定、ベースアップに相当する分でございます。全職員が対象になっているということでございます。

○議長 健康増進課長。

○健康増進課長 補足して御説明させていただきます。

今次計上いたしました会計年度任用給につきましては、会計年度職員全員の給与の改定分、いわゆるベースアップ分に係る増額分でございます。

先ほど申し上げましたとおり、会計年度任用職員は10人でございます。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 歳出の10ページの見込みによる増額で900万円上がっておりますが、高額医療ですから人数的にはどのぐらいの人数を上げていらっしゃるのか。

○議長 健康増進課長、岩渕東吾君。

○健康増進課長 11番、青木議員の御質問にお答えいたします。

今次計上いたしました高額療養費の増額分につきましては、本来であれば前年度の医療費に計上する予定だった診療報酬明細書、いわゆるレセプトというものが返戻によりまして実質的に繰越しになって今回今年度分に計上になったということでございまして、その件数につきましては5件分でございます。

○議長 そのほかございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第4号、令和6年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号令和6年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第5号、令和6年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第2次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 議案第5号、令和6年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第2次)の調製についてご説明申し上げます。

今次の補正につきましては、当初見込みより介護予防・生活支援サービス事業費など地域支援事業費の実績見込みによる増額と職員の人事異動等に伴う給与等人件費の調製など

が主なものとなっております。

それでは予算書をご覧ください。

令和6年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第2次）は次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ505万2千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,523万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

主な内容の補正につきましては、事項別明細書により説明させていただきますので、6ページをごらんください。

歳入であります。

4款・支払基金交付金、1項2目・地域支援事業支援交付金181万5千円の増額は、実績見込みによるものであります。

7款・繰入金、1項2目・地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）18万5千円の増額は、実績見込みによるものであります。

7ページをご覧ください。

同じく5目・その他一般会計繰入金289万6千円の増額は、職員の人事異動等による職員給与等繰入金248万9千円の増、介護認定調査等費の実績見込みによる事務費繰入金40万7千円の増によるものであります。

次に8ページをご覧ください。

歳出であります。

1款・総務費、1項1目・一般管理費248万9千円の増額は、人事異動等に伴う職員給与等、人件費の調製によるものであります。

同じく3項2目・介護認定調査会費等40万7千円の増額は、認定調査員の人件費及び認定審査に係る主治医意見作成料の増によるものであります。

2款・保険給付費、1項3目・施設介護サービス給付費100万円の減額、9ページをご覧ください。同じく4目・居宅介護福祉用具購入費34万円、同じく5目・居宅介護住宅改修費60万円の増額は、これまでの給付実績を基に今年度の必要額を算出し、予算額を調製したものであります。

3款・基金積立金、1項1目・介護給付費準備基金積立金67万6千円の増額は、今次補正による歳入歳出の調製をした結果、余剰となった額を積み立てるものであります。これにより、令和6年度末の介護給付費準備基金積立金の残高は、4,414万9千円になる見込みであります。

10ページをご覧ください。

4款・地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費（第1号訪問・通所・生活支援）145万4千円の増額は、要介護認定において要支援1または2と判定された方と自立と判定された方でも基本チェックリストにより、生活機能の低下が見られる方を対象とした介護予防等のサービス事業費について、これまでの実績を基に今年度の必要額を算出し、増額調製したものであります。

同じく3項1目・総合相談事業費20万円の増額は、地域包括支援センターに配置してい

る保健師の人件費等の調製によるものであります。

同じく 4 目・任意事業費 37 万円の減額は、グループホームの家賃助成費について、これまでの実績を基に今年度の必要額を算出し、減額調製したものであります。

同じく 8 目・在宅医療・介護連携推進事業費 17 万円の増額は、西会津診療所に配置している医療介護相談員の人件費等の調製によるものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

4 番、上野恵美子君。

○上野恵美子　今回の補正に対しては、地域支援事業の実績による増額という説明でしたが、特にどの事業に対して特徴的な増額の要因があれば、示していただきたいと思います。

○議長　福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長　お答えいたします。

説明の中でも申し上げましたが、地域支援事業の中の介護予防生活支援サービス事業費第 1 号訪問通所生活支援というサービスがございます。ここの利用者につきまして、当初見込んでいたよりも増加したということで今回増額計上をさせていただいております。

○議長　4 番、上野恵美子君。

○上野恵美子　介護予防の対象者が増えた。当初の計画よりも増えてきた傾向にあるということで、理解してよろしいでしょうか。

○議長　福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長　お答えいたします。

介護予防の対象者が増えたということで捉えているわけですが、この方たちが介護のほうに移行しないように努力するために、また、介護予防が必要な方たちをいろいろな機会を捉えてキャッチしている。把握しているというような活動もしておりますので、そういった効果が現れてサービスの増加につながっているものと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長　4 番、上野恵美子君。

○上野恵美子　今の答弁で介護予防が必要な人をキャッチしているというのは、具体的にはどういうことをしているのでしょうか。

○議長　福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長　例えばなんですけれども、サロン活動を行っております。サロンには大変多くの方、町内全体で捉えますと通っていただいておりますけれども、そういった中で活動をしていて必要な方、あるいはもしくは必要と思われる方がいらっしゃれば、その専門機関におつなぎをして対応をしていただいて、そのままサロン活動を継続できる方もいらっしゃいますし、またそういった介護予防のサービスのほうに移行される方もいらっしゃるということで、そういった活動の成果だと考えております。

○議長　10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三　関連しますけれども、9 ページのところの保険給付費の介護サービス等の諸費という中の 5 目居宅介護住宅改修費で 60 万と見込んでいますということでありました

が、こういった改修などがあって、どの程度の方を何件くらいを見込んでおられるのかをお尋ねします。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

居宅介護住宅改修費の 60 万円の増額でございますが、件数についてはちょっと具体的にないわけなんですけれども、これ上限が住宅改修ですので 20 万円となっております。

主な改修の内容でございますが、手擦りの設置だったり、あるいは段差解消のものだったり、あるいは滑り止めだったり、ドアを引き戸に変更するような改修であったり、そういったものが主な内容でございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 5 号、令和 6 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 2 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 5 号、令和 6 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 2 次）は原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 6 号、令和 6 年度西会津町水道事業会計補正予算（第 1 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 議案第 6 号 令和 6 年度西会津町水道事業会計補正予算（第 1 次）の調製についてご説明いたします。

今次補正予算の主な内容でございますが、収益的収入及び支出の収入は、給与改定等による一般会計補助金の増額、支出は、給与改定及び各種事業の執行見込み等による増額です。

また、資本的収入及び支出の収入は、一般会計補助金の上水道から簡易水道への振替であります。

それでは予算書をご覧ください。

総則・第 1 条 令和 6 年度西会津町の水道事業会計補正予算（第 1 次）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正・第 2 条 令和 6 年度西会津町の水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入及び支出とも補正予定額の合計 218 万 6 千円を増額し、2 億 6,683 万円とするものです。

資本的収入及び支出の補正・第 3 条 予算第 4 条本文括弧書を（資本的収入額が資本的

支出額に対し不足する額 1 億 1,937 万 9 千円は、当年度分消費税及び地方消費税 資本的収支調整額 1,206 万 4 千円、過年度分損益勘定留保資金 2,729 万 1 千円、当年度分損益勘定留保資金 7,702 万 4 千円、減債積立金 300 万円で補てんするものとする。)に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入は、補正予定額 100 万円を減額し、1 億 1,470 万 4 千円とするものです。

支出は、ありません。

2 頁をご覧ください。

企業債の補正・第 4 条 予算第 5 条で定めた企業債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、次のように改める。

過疎対策事業での起債全額を振り替えるため簡易水道等事業の限度額 3,430 万円を 1,790 万円増額し、補正後の限度額を 5,220 万円とするものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正・第 5 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を、次のように改める。職員給与費で、補正予定額 268 万 9 千円を増額し、3015 万 1 千円とするものです。

他会計からの補助金の補正・第 6 条 予算第 8 条本文中「補助を受ける金額は 1 億 540 万 7 千円」を「補助を受ける金額は 1 億 659 万 3 千円」に補正する。

詳細は、実施計画により説明いたしますので、3 頁をご覧ください。

まず収益的収入及び支出の収入は、第 2 款・簡易水道等事業収益 2 項 2 目・他会計補助金は、一般会計補助金 218 万 6 千円の増額です。

4 頁をご覧ください。次に、支出です。

第 1 款・水道事業費用 1 項 1 目・原水及び浄水費は、事業費の執行見込みによる委託料や手数料の減額並びに職員の給与改定に伴う調整により 20 万 2 千円の減額です。

2 目・配水及び給水費は、漏水調査の確定による委託料の減額及びこの調査で発見された漏水の修繕費の増額等の調整により 5 8 万 3 千の減額です。

4 目・総係費は、職員の給与改定に伴う 7 8 万 5 千円の増額です。

第 2 款・簡易水道等事業費用 1 項 1 目・原水及び浄水費は、電気料の増額と職員の給与改定に伴う調整により 1 3 0 万 6 千円の増額です。

2 目配水及び給水費は、メーター交換を直営で対応したことによる委託料の減額及び漏水の修繕費との調整で 5 0 万円の増額です。

4 目・総係費は、職員の給与改定に伴う 38 万円の増額です。

6 頁をご覧ください。

次に資本的収入及び支出です。

1 款・水道事業資本的収入 2 項 1 目・他会計補助金は、水道事業から簡易水道等事業に振替えるため 100 万円の減額であります。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第6号、令和6年度西会津町水道事業会計補正予算（第1次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、令和6年度西会津町水道事業会計補正予算（第1次）は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第7号、令和6年度西会津町下水道事業会計補正予算（第2次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長　議案第7号 令和6年度西会津町下水道事業会計補正予算（第2次）の調製についてご説明いたします。

今次補正予算の主な内容であります。収益的収入及び支出は、給与改定等による一般会計補助金の増額及び電気料金の高騰などに伴う動力費等の増額です。

それでは予算書をご覧ください。

総則・第1条 令和6年度西会津町の下水道事業会計補正予算（第2時）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正・第2条 令和6年度西会津町の下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入及び支出とも補正予定額の合計804万9千円を増額し、3億6,930万8千円とするものです。

資本的収入及び支出の補正・第3条 令和6年度西会津町の下水道事業会計 予算第4条本文括弧書を（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,789万6千円は、当年度分消費税及び地方消費税 資本的収支調整額565万8千円、過年度分損益勘定留保資金164万2千円及び 当年度分損益勘定留保資金7,559万6千円、減債積立金500万円で補てんするものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入は補正予定額51万9千円を増額し、計1億4,174万円とし、支出については、補正予定額91万9千円を増額し、計2億2,963万6千円とするものです。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正・第4条 予算第8条に定めた経費の金額を、次のように改める。職員給与費で、補正予定額352万8千円を増額し、3,454万7千円とするものです。

他会計からの補助金の補正・第5条 予算第9条本文中「補助を受ける金額は1億6,779万1千円」を「補助を受ける金額は1億7,429万7千円」に補正する。

詳細は、実施計画により説明いたしますので、3 頁をご覧ください。

まず収益的収入及び支出の収入は、第 1 款・公共下水道事業収益 2 項 3 目・他会計補助金は、一般会計補助金 155 万 6 千円の増額です。

第 2 款・農業集落排水処理事業収益 2 項 2 目・他会計補助金は、一般会計補助金 367 万 8 千円の増額、4 目・長期前受金戻入は旧森野処理施設除却費のみあい分を収益化するため 2 0 6 万 2 千円の増額です。

第 3 款・個別排水処理事業収益 2 項 2 目・他会計補助金は、一般会計補助金 75 万 3 千円の増額です。

4 頁をご覧ください。次に、支出です。

第 1 款・公共下水道事業費用 1 項 1 目・管渠費は修繕費 2 0 万円と電気料 2 0 万円増額であり 2 目・処理場費の電気料 4 0 万円との調整です。3 目・総係費は、職員の給与改定に伴う 1 5 5 万 6 千円の増額です。

第 2 款・農業集落排水処理事業費用 1 項 2 目・処理場費は確定した処理施設委託料と電気料 1 4 9 万円の調整です。3 目総係費は、第 1 款同様、職員の給与改定に伴う 7 0 万円の増額です。

6 目・資産減耗費は旧森野処理施設の電気設備の撤去による除却費です。

第 3 款・個別排水処理事業費用 1 項 1 目・個別処理施設費は浄化槽電気料 4 0 万円増額です。2 目・総係費は、第 2 款同様、職員の給与改定に伴う 35 万 3 千円の増額です。

6 頁をご覧ください。

次に資本的収入及び支出の収入です。

第 1 款・公共下水道事業資本的収入 2 項 1 目・他会計補助金は、職員の給与改定などの影響による 9 1 万 9 千円の増額です。

第 3 款・個別排水処理事業資本的収入 2 項 1 目・他会計補助金は、資本的収支から収益的収支へ振替えるため 40 万円の減額であります。

7 頁をご覧ください。次に支出です。

第 1 款 公共下水道事業資本的支出 1 項 2 目・処理場建設費は、職員の給与改定に伴う 91 万 9 千円の増額です。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第 7 号、令和 6 年度西会津町下水道事業会計補正予算（第 2 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、令和6年度西会津町下水道事業会計補正予算(第2次)は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第8号、温泉健康保養センター機械室改修工事請負契約の変更契約についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 議案第8号「温泉健康保養センター機械室改修工事請負契約の変更契約」について、ご説明いたします。

本工事は、経年劣化により機械室の床スラブに著しい損傷が確認されたことから、床スラブの改修及び床スラブ上部に設置されている貯湯槽の新設を行うもので、本年6月議会定例会において請負契約のご承認を頂き、鋭意施工を進めている工事です。

それでは、主な変更理由について説明させていただきます。

先般の「町議会全員協議会」でもご説明させていただきましたが、今後の維持管理や補強を図ることを目的に、配管を載せる架台を3箇所から3箇所増設し、6箇所とするものです。

また、工事を進める中で、新たに設置する配管が既存配管と干渉することが確認されたことから、支障となる既存配管の撤去工を追加するなどの変更を行うものです。

それでは、議案書をご覧ください。

本案につきましては、変更設計書を調整し、請負率をかけた金額191万4千円の増額で、去る11月29日に、滝谷建設工業株式会社・代表取締役 田中智仁氏と、請負金額7,472万3千円で変更請負仮契約を締結しました。

以上で、説明を終了させていただきますが、「議会の議決に付すべき契約及び、財産の取得又は、処分に関する条例第2条」の規定により、議会の議決をお願いするものです。

よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 先日の全員協議会で非常に詳しく御説明いただいたんですが、確認をさせていただきたいと思います。

まず一点、変更後はこのままでの計画で、今変更しました。このままで計画が進むというお考えなのかどうか。例えばその後、何か簡単に言うと40年もたって老朽化してるんで方々がやはり問題が出てくる可能性もあるというところで、御見解をお聞きしたいと思います。

それからもう一点、これによって総事業費は幾らかっていうところをもう一回確認をさせていただきたいと思います。

○議長 建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 それではお答えを申し上げます。

温泉健康センターのこの改修工事であります。現在のところ変更の今予定の見込みは確認できておりませんので、このままいけばこの金額で終わると思います。現時点ではということになります。御理解いただきたいと思います。

温泉健康保養センターの機械室改修工事の最終的な金額ですが、この議会に提案させていただいている請負額の7,472万3千円ということで、この工事は今のところ総額になるということでございます。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 すみません。井戸を掘るところから、全体幾らかなっていう。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

今現在、今議案となっております機械室の改修工事と、それとはまた別に温泉施設の整備事業というようなことで事業をやっておるところでございます。

その事業のトータルでございますけれども、令和5年度から温泉の掘削、あるいは機械室の改修の関係、委託料ですとか、改修工事ですとかが生じたわけでございます。令和5年度、それから6年度、それから7年度については、これから契約する、入札する部分もございまして、で本年の当初予算のときに御説明させていただきました金額で5年度、6年度、7年度、温泉の整備に係る部分、それから機械室の整備に係る部分というところでトータルで申し上げますと、事業費については3億2,900万円ほどでございます。

○議長 そのほかございませんか。

4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 私はちょっと2件お聞きしていきたいと思いますが、全員協議会の中で御説明いただいたんですが、ちょっと確認の意味でお聞きいたします。

今回も補正が出てきてるんですけども、町の公共事業における工事において予算の取り方であったり、工事をしていく過程での追加であったり、その辺の町の考え方をお聞きしたいと思います。確認したいと思います。

○議長 建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 それでは町の一般的な公共工事全体についてということで、よろしいでしょうか。

町では予算を取るときには、概算工事費を出しまして新年度の場合ですと、補正予算ではなくて新年度予算なんかの場合ですと、来年度の物価上昇分などを見込みまして予算を確保させていただいております。

それから、あと工事発注に際しては測量設計などをものによりますが、測量や設計などを設計会社に委託をして、物によっては市町村支援機構という法人があるんですが、そちらに積算をお願いして設計書を作ります。設計書のつくり方としましては、一式というのはあまりなくてそれこそ材料を一つ一つ拾って計算をしていきます。ということで、それで適正な工事価格というのがはじき出されます。はじき出す計算についても、県や国土交通省などの仕様などに基づいて計算しております。ということで、適正な工事費を出しまして、それを入札をかけて発注ということになります。

それで変更ということになりますと、その設計書に乗っかっている数量1個1個が実際

の数字とあわせまして、その額を変更ということで御提案しているところであります。よろしいでしょうか。

○議長　そのほかございませんか。

12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣　私は 2 点ほどありまして、この契約理由ですが、全協でもいろいろ説明を受けたんですが、既設配管撤去工とそれから配管課題増強等の変更ということですが、これ今ほどコンサルや設計とかいろいろ設計さんとの話と違って、現地調査できない場所ではないはずなんです。正直言って配管がどうなってるかとか、新たにやった場合どういう形で配管になるのかとか。

そして、この状況だって見てその時点で分かるわけでしょ。なんで当初に入っていないで今になってこれが出てきたかというのは、きちっとした調査をしない中での設計だったんじゃないかなというちょっと感じておるわけなんです。その辺はどのような形で調査して設計に持って行って今こういう形での契約変更になったかの説明をもう一度お願いしたいということと、あとは我々温泉に関しては賛成して、西会津町の町民の健康増進、あるいは社会福祉、それとあとは観光やいろいろ分野でこの件温泉施設は必要だということで賛成してきたわけなんです。その辺、今後ないとは思いますが、工事費の精査やいろんな意味でやはり幾らかかってもいいという話ではないわけなんです。重要性は認めますが、その辺をもう少ししっかりとした形で説明してもらいたいような体制を取っていただきたいということの確認です。

それともう一点は、3 % 変更までは専決でやると。それから、それ以上のやつは議会にこういうふうに変更の場合かけるというんですけど、その辺の基本的なちょっと分かんないです。最初のやつの 3 % なのか、今ここで変更したわけで、この次に変更する場合はこの変更した額に対する 3 % なのかとか。その辺ちょっと分かんないんで、もし最初の予算の中の 3 % だったら、今後のあれは全て議会にかけるわけです。その辺もう少し詳しく説明していただきたいと思います。

○議長　建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長　お答えします。

全員協議会のときにちょっとお答えさせていただきましたが、設計時の調査というのは、外観でやっている部分、あるいは叩いたり、そういうようなところまではやりますが、実際穴を掘ってみたり、壁を壊してみたりっていうようなところまではやらずに設計をしています。

今回の場所については当初から見える場所ではありますが、実際設計屋さんの考え方と実際施工屋さんの考え方、現場合わせでやらないとうまくいかないんじゃないかということで、工事を発注してから精査しましょうということになっていた箇所でございます。

それから、あと専決の処分の昨年度いただきましたが、その 5 % っていうのは当初の請負額 5 % です。当初の金額の 5 % と、あとそれから大きな工事になった場合ですと 500 万円が限度になってきますので、どちらか超せば議案として御議決いただくというような専決の内容になっております。

今後はもう予定の 5 % 超えてまして、今回 7 % ぐらいなっているので、今後の変更がも

し出れば全ての議案になるということになります。

以上です。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 御質問にお答えしたいと思います。

温泉健康保養センターの関係につきましては、事業費もかなり大きな多額になると、それと町民の皆様、議会の皆様におかれましても大変重要な点だというところで認識されているということでございます。その点については、情報提供を今後しっかりしていきたいというところで考えておるところでございます。

なお、先ほどの事業費、私のほうで3億2,900万というところで御説明させていただきましたけれども、これにつきましては令和5年度の地下水の流入で改修した部分の工事費とか全て入っている部分でございます。

それから、3億2,900万と申し上げましたけれども、ここの大部分につきましては過疎対策事業債、こちらについては、その事業費の70%が地方交付税で算入されるという大変有利な地方債を活用して事業を実施しているところでございます。3億2,900万、これが全て過疎対策事業債になるわけではございませんけれども、過疎対策事業債で賄われて町の実質の一般財源で賄わなければいけない部分につきましては、1億1,500万ほどだというところでございます。これについては過疎対策事業債12年で償還ですので、この1億1,500万円が1年間で返済するという金額ではございませんので、なお補足で説明させていただきます。

○議長 12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 先ほどの工事の既設配管工事とかなんか、現場あたりでやるっていうのもやはり最初から計算されて予算化されていたと思うんですが、その予算の見積りが甘かったと解釈して良かったかなと、こういうふうに追加が出るということは。

けれども、工事の中で見えてんのに、ちょっとそこら辺不思議しようがないんだ。現場合わせというのがあります。どんな工事でも。ただ、その中の現場合わせの部分がある程度はこれしようがないけれども、こういった形ででっかく出るということ自体は、やっぱり設計とか甘さが出てるんじゃないかなというふうに感じます。その辺が1点と。

あと今までこれちょっとあれですけども、予算の総工費の関係で1億1,500万です。自前というか、一般源とか。これ最初にクラウドファンディングとか、ふるさと納税とか何かでそれはできる限り補填してそれを減らすとかという、その辺の状況はちょっと聞くけど、出た次いでだから聞きますけども、その辺はどうなっていますか。

○議長 今クラウドファンディングは、また別な機会というか、一般質問か何かで。

そのほかございませんか。

建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 それで先ほど設計が甘いのではないかなというような御質問いただきましたが、今回の場合ですと見てる部分だけの配管じゃなくて、それがつながる中の配管もあって複雑でありまして、あそこだけではなくて関連もあるもんですから、なかなか完璧な設計というのは困難だということで発注業者が決まってから現場合わせて設計をして追加したということですので、御理解いただきたいと思います。

○議長 そのほかございませんか。

商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。クラウドファンディングの関係でございます。

こちらにつきましては、本年10月から10、11、12と3か月募集をしているところでございます。本日現在58人の方から110万2,000円の御寄附をいただいております。12月ふるさと納税、例年ですと大変多ございますので、今後の寄附にも期待をしているところでございます。

○議長 そのほか。

6番、荒海正人君。

○荒海正人 私も同僚議員の関連でお尋ねしますが、温泉掘削関連ですけれども、まず商工観光課長が先ほど答弁された総事業費3億2,900万の70%が過疎対策債でっていうことだったんですけれども、計算すると9,870万になるんですけれども、その辺りもう一度計算明確にいただきたいのと。あと全員協議会から細かく説明いただいている中で、先ほど公共事業の考え方についてもお示しいただきましたが、先ほどから現場合わせで掘って見なければいけないとこだったり、壁を崩さないといけないというところで現場合わせがあって今回増額になったんだということであったんですけども、先ほど公共事業の考え方の話の中で、現場合わせも想定して大枠で予算を取りながらということであった答弁、そこはどのような内容で御答弁いただいたと思うんですが、ということであれば今回は増額補正ということで想定を超える増額になったっていう話になると思うんです。そうなったとき考えると、やはり当初の設計がやはり見通しつかない部分が多分にあって、先ほどから同僚議員の言葉を借りると設計に甘いところがあったんじゃないかなと指摘せざるを得ないんですけども、その辺りの認識もう一度答弁いただいてもよろしいですか。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 今、テーブルに上がってる議題、変更契約についてここに戻らないといけないと思うので、ちょっと暫時休議していただきたいと思います。

○議長 暫時休議いたします。(11時12分)

○議長 再開します。(11時22分)

建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 それでは、お答え申し上げます。

今回の変更契約におきましても予算を変更しているわけではございませんで、当初予算の中での変更でございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長 さっきの動議ありましたけれども、議案に沿っての質疑でしたので、御理解いただきたいと思います。

皆さんに申し上げますが、今後、議案に沿った内容についての質疑をしていただきたいと思います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第8号、温泉健康保養センター機械室改修工事請負契約の変更契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、温泉健康保養センター機械室改修工事請負契約の変更契約については、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第9号、西会津町地域資源活用総合交流物産館の管理に係る指定管理者の指定についてから、日程第10、議案第13号、西会津町都市公園の管理に係る指定管理者の指定についてまでを一括議題とします。

なお、審議の方法は議案の説明終了後、1議題ごとに質疑・討論・採決の順序で行いますので、御協力をお願いいたします。

地方自治法第117条の規定によって、7番、秦貞継君の退場を求めます。

職員に議案を朗読させます。

議長事務局長、五十嵐博文君。

○議会事務局長 日程第6、議案第9号、西会津町地域資源活用総合交流物産館の管理に係る指定管理者の指定について。

日程第7、議案第10号、西会津町地域連携販売力強化施設の管理に係る指定管理者の指定について。

日程第8、議案第11号、西会津町温泉健康保養センターの管理に係る指定管理者の指定について。

日程第9、議案第12号、西会津町森林活用交流促進施設の管理に係る指定管理者の指定について。

日程第10、議案第13号、西会津町都市公園の管理に係る指定管理者の指定について。

○議長 議案第9号から議案第13号までの説明を求めます。

商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 議案第9号、西会津町地域資源活用総合交流物産館の管理に係る指定管理者の指定についてから、議案第13号、西会津町都市公園の管理に係る指定管理者の指定についてまでご説明もうしあげます。

町では、公の施設の指定管理者の選定を公平かつ適正に実施するため、西会津町指定管理者選定委員会を組織し、指定管理者候補者からの提出書類の審査や候補者へのヒアリングを実施のうえ、慎重にその選定作業を行ったところであります。

その結果、次のとおり候補者を選定したところであります。それでは各議案について、ご説明申し上げます。

議案書をご覧ください。

議案第9号、西会津町地域資源活用総合交流物産館の管理に係る指定管理者の指定についてであります。指定管理者となる団体は、株式会社西会津町振興公社であります。指定の期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間であります。

議案第 10 号、西会津町地域連携販売力強化施設の管理に係る指定管理者の指定についてであります。指定管理者となる団体は、株式会社西会津町振興公社であります。指定の期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

議案第 11 号、西会津町温泉健康保養センターの管理に係る指定管理者の指定についてであります。指定管理者となる団体は、株式会社西会津町振興公社であります。指定の期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

議案第 12 号、西会津町森林活用交流促進施設の管理に係る指定管理者の指定についてであります。指定管理者となる団体は、株式会社西会津町振興公社であります。指定の期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

議案第 13 号、西会津町都市公園の管理に係る指定管理者の指定についてであります。指定管理者となる団体は、株式会社西会津町振興公社であります。指定の期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

以上で説明を終了させていただきますが、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 日程第 6、議案第 9 号、西会津町地域資源活用総合交流物産館の管理に係る指定管理者の指定についての質疑を行います。

5 番、小林雅弘君。

○小林雅弘 全員協議会でもお示しいただいたんですが、申し訳ないんですが、私も振興公社でいいとは思ってるんですが、振興公社を選ばれた指定管理団体として今回提案された理由です。それについてまずお示しいただきたいのが一点。

それから 2 点目は、これについて今後どのようにお考えなのか。例えばこのままずっと振興公社で行かれる、先のことは分からないかもしれないんですが、予定なのか。それとも何かいい民間団体があったらそちらも検討していく考えなのかをお尋ねしたいと思います。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 それでは、お答えいたします。

まず、振興公社を生んだ選定理由ということでございますが、こちらのほうにつきましては、全員協議会のほうでも御説明しましたとおり、今現在振興公社につきましては、この地域資源活用総合交流物産館の指定管理を進めているところでございます。

また、公社全体におきましては、様々な事業に着手しておりまして、まず統括営業本部長を配置するなど積極的に施設の利用促進を図るための取組を展開しているということでございます。これまでの実績を含めまして、今後町民サービスの向上など適正な維持管理が認められるということから、振興公社を適正したところでございます。

また、2 点目のこのままでいくのかというような御質問ですが、一応 5 年間はこの指定管理で進むと考えておりますし、今後の部分につきましては、今後の選定委員会の中でどうするかという部分はなるかなと考えております。今のところ現行では 5 年間は公社でいきたいと考えております。

以上です。

○議長 5 番、小林雅弘君。

○小林雅弘　もちろん指定管理の指定は5年間なんで5年間このままだと思うんですが、可能性としてほかの民間団体の可能性もあるのかどうかだけお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長　5年後ですか。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長　前段で担当課長ではなく総務課長が答えることと言っておりませんでした。選定委員会のほうで一応私を中心として選定委員会の報告書をまとめさせていただきましたので、私から報告させていただいております。

ですので、一応今後5年間の部分についてはこのままでいきますし、今後の5年間の中での実績等を踏まえて、今後5年後の選定委員会の中でそういう可能性もないとは言えないと思っているところでございます。

○議長　5番、小林雅弘君。

○小林雅弘　公募という形はお考えには今後ならないのかどうか、それだけ。

○議長　総務課長、伊藤善文君。

○総務課長　同じような答弁になるかもしれませんが、一応今後のこれからの5年間の選定がまだありますと大体4年間程度の実績、あとはその中での評価がどうなるかということによって、公募、非公募という部分はあるものと考えております。

○議長　そのほかございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第9号、西会津町地域支援活用総合交流物産館の管理に係る指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、西会津町地域資源活用総合交流物産館の管理に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第10号、西会津町地域連携販売力強化施設の管理に係る指定管理者の指定についての質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第10号、西会津町地域連携販売力強化施設の管理に係る指定管理者の指

定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 10 号、西会津町地域連携販売力強化施設の管理に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 11 号、西会津町温泉健康保養センターの管理に係る指定管理者の指定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 11 号、西会津町温泉健康保養センターの管理に係る指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号、西会津町温泉健康保養センターの管理に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 12 号、西会津町森林活用交流促進施設の管理に係る指定管理者の指定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 12 号、西会津町森林活用交流促進施設の管理に係る指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号、西会津町森林活用交流促進施設の管理に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 13 号、西会津町都市公園の管理に係る指定管理者の指定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第 13 号、西会津町都市公園の管理に係る指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 13 号、西会津町都市公園の管理に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

7 番、秦貞継君は入場を願います。

日程第 11、議案第 14 号、西会津町介護センターの管理に係る指定管理者の指定についてから日程第 15、議案第 18 号、西会津町小規模多機能居宅介護施設の管理に係る指定管理者の指定についてまでを一括議題といたします。

なお、この審議も議案の説明終了後、1 議題ごとに質疑・討論・採決の順序で行いますので、御協力をお願いいたします。

職員に議案を朗読させます。

事務局長、五十嵐博文君。

○事務局長　日程第 11、議案第 14 号、西会津町介護センターの管理に係る指定管理者の指定について。

日程第 12、議案第 15 号、西会津町介護老人保健施設の管理に係る指定管理者の指定について。

日程第 13、議案第 16 号、西会津町高齢者グループホームの管理に係る指定管理者の指定について。

日程第 14、議案第 17 号、西会津町地域ふれあいセンターの管理に係る指定管理者の指定について。

日程第 15、議案第 18 号、西会津町小規模多機能型居宅介護施設の管理に係る指定管理者の指定について。

○議長　議案第 14 号から議案第 18 号までの説明を求めます。

福祉介護課長、船崎政広君。

○福祉介護課長　議案第 14 号、西会津町介護センターの管理に係る指定管理者の指定についてから、議案第 18 号西会津町小規模多機能型居宅介護施設の管理に係る指定管理者の指定についてまでを一括して御説明申し上げます。

指定管理者の選定経過につきましては、今ほど議案第 9 号から議案第 13 号までの一括説明において、商工観光課長から御説明申し上げましたとおりであります。

それでは、議案第 14 号を御覧ください。

議案第 14 号、西会津町介護センターの管理に係る指定管理者の指定についてであります。指定管理者となる団体は社会福祉法人西会津福祉会であります。

指定の期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

次に、議案第 15 号を御覧ください。

議案第 15 号、西会津町介護老人保健施設の管理に係る指定管理者の指定についてであります。指定管理者となる団体は社会福祉法人西会津福祉会であります。

指定の期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

次に、議案第 16 号を御覧ください。

議案第 16 号、西会津町高齢者グループホームの管理に係る指定管理者の指定についてであります。指定管理者となる団体は社会福祉法人西会津福祉会であります。

指定の期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

次に、議案第 17 号を御覧ください。

議案第 17 号、西会津町地域ふれあいセンターの管理に係る指定管理者の指定についてであります。指定管理者となる団体は社会福祉法人西会津福祉会であります。

指定の期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間です。

次に、議案第 18 号を御覧ください。

議案第 18 号、西会津町小規模多機能型居宅介護施設の管理に係る指定管理者の指定についてであります。指定管理者となる団体は社会福祉法人西会津福祉会であります。

指定の期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしく御審議をいただきまして原案のとおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 日程第 11、議案第 14 号、西会津町介護センターの管理に係る指定管理者の指定についての質疑を行います。

12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 全体的に共通する質問でありますけれども、西会津町は「百歳への挑戦」からこういった老人に関する介護、福祉、力を入れてきたわけですが、指定管理に関して適正な管理という言葉が望むし、そういう言葉が返ってくるわけなんです。これを町としては老人福祉、あるいは特に力を入れてる団体で、この指定管理者に対して特にどのような要望といいますか、指導といいますか、その辺をなされてこういう指定管理を決めておられる。指定管理者に対してどのように強く、この町として要望をされているのか、その辺を聞きたいと思います。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

町として適正な管理ということで、西会津福祉会とどのような関係性において話し合いを進めて、指定管理お答えいたします。

まず、指定管理のヒアリングの中でちょっと聞いたことがあります。逆に何を一番大切に運営をしていますかというような質問をさせていただきました。そこで、すぐに返ってきたのが「権利擁護」という言葉でした。これを一番大切にしたいということでもあります。これは何かといえば、要するに介護を必要とする方たちってというような集団として捉えず

に、一人一人に目を向けて、その一人一人の方が望む生活が実現できるように対応をしているということでもあります。

そういったところでしっかりといわゆる私、何回も言ってますが介護 3.0 の考え方がしっかり浸透していて、今後も介護を必要とされる利用者側の満足度も、そして実施している職員の満足度も十分担保できるだろうというようなことでヒアリングの段階で確認ができています。

町としても、やはり利用者が一番望む介護を提供できる事業所というのがやはり指定管理者には適当であると考えておりますので、このような結果になっているところであります。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 14 号、西会津町介護センターの管理に係る指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 14 号、西会津町介護センターの管理に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 15 号、西会津町介護老人保健施設の管理に係る指定管理者の指定についての質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 15 号、西会津町介護老人保健施設の管理に係る指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 15 号、西会津町介護老人保健施設の管理に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 16 号、西会津町高齢者グループホームの管理に係る指定管理者の指定についての質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第 16 号、西会津町高齢者グループホームの管理に係る指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 16 号、西会津町高齢者グループホームの管理に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 17 号、西会津町地域ふれあいセンターの管理に係る指定管理者の指定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第 17 号、西会津町地域ふれあいセンターの管理に係る指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 17 号、西会津町地域ふれあいセンターの管理に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 18 号、西会津町小規模多機能型居宅介護施設の管理に係る指定管理者の指定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第 18 号、西会津町小規模多機能型居宅介護施設の管理に係る指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 18 号、西会津町小規模多機能型居宅介護施設の管理に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

暫時休議といたします。再開は午後 1 時といたします。(11 時 54 分)

○議長 再開します。(13 時 00 分)

教育長、五十嵐正彦君の退場を求めます。

日程第 16、議案第 19 号、教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 議案第 19 号、教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、御説明申し上げます。

本年 12 月 25 日で任期満了となります教育委員会教育長につきましては、その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、現職にあります五十嵐正彦氏を適格者として認め、引き続き、教育委員会教育長として任命したいので、ここに御提案申し上げる次第であります。何とぞ満場一致をもって御同意賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長 お諮りします。

本案については質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑、討論は省略することに決しました。

これから、議案第 19 号、教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 19 号、教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

暫時休議します。(13 時 3 分)

○議長 再開します。(13 時 4 分)

ただいま教育委員会教育長として任命同意されました教育長、五十嵐正彦君から挨拶したい旨の申出がありましたので、これを許します。

教育長、五十嵐正彦君。

○教育長 このたびは、教育長の再任の御同意をいただき、誠にありがとうございます。

議長にお許しをいただき、一言御挨拶を申し上げます。

令和 5 年 4 月に教育長の大任を拝命してから 1 年 9 か月が経とうとしております。これまでの議員の皆様をはじめ、関係各位の御理解とお力添えに心より感謝申し上げます。これまで、「不易」と「流行」を教育基本に、産官学民連携教育プランの基本理念のもと、

学校教育の充実、コミュニティ・スクールとして、地域の教育力を生かし、地域に開かれた学校で新しい学びの創造とエビデンスの構築を目指したICTの積極的な活用、リーディングスキルテストを活用した読解力の向上、幼保小のかけ橋プログラムによる保小中、並びに家庭、地域の連携教育カリキュラムの開発と実践等に取り組、子供が育つ学校、教育環境を構築してまいります。

また、生涯学習におきましても、大人研幾塾による人材育成をはじめ、誰もが生涯学び続け、健康で充実した人生を送ることができる環境づくりとともに西会津の優れた歴史文化等の保存、継承や芸術文化の振興等に取り組、特に町制施行70周年を記念し作成した西会津学が無事完成し、町民の皆様にお届けすることができました。

今後は、これまでの取組をさらに充実させながら、西会津ならではの学びの環境づくりとして開始した西会津「学びあいランド」を定着させるとともに、児童生徒の学力向上やセカンドギガへの対応等課題解決に全力で取り組んでまいります。

そのためにも、これまで以上に教育現場や地域の生の声をしっかりと聞きながら、教育委員会の力を高めつつ、学校現場の力、地域の力を最大限に生かして、さらなる教育改革に取り組んでまいりたいと思いますので、議員の皆様には今後も何かとお世話になりますが、御理解と御協力、御支援を何とぞよろしくお願い申し上げ、再任の挨拶といたします。

○議長 日程第17、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 それでは追加をいたしました議案について、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案第20号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第21号「議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本定例会において、本年度の人事院勧告等に伴う職員の給与改定につきましては、先に関係する条例の改正と補正予算の議決をいただいたところです。

本案について、県においては、職員の給与改定に併せ、県知事等の特別職及び県議会議員の期末手当の改定が行われることから、本町におきましても同様に、町長等の特別職及び議会議員の期末手当の支給率を0.1月引き上げるため、関係条例を改正するものであります。

次に、議案第22号「令和6年度西会津町一般会計補正予算（第6次）」についてであります。55万円を増額し、予算総額を70億5,498万4千円とするものであります。

今次補正は、今ほど説明申し上げました町長等の特別職及び議会議員の期末手当の改正に伴い必要額を計上するもので、その財源は財政調整基金からの繰入金で充当するものであります。

以上、提出議案についてご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長より説明いたさせますので、十分なるご審議をいただき原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長 日程第18、議案第20号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第 20 号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本案につきましては、人事院は去る 8 月 8 日、国家公務員の期末・勤勉手当の支給月数を民間の支給割合に見合うよう、現在の期末・勤勉手当の支給月数 4.50 月から 0.10 月引上げ、4.60 月とすることについて、内閣及び国会に勧告を行ったところであります。

また、県人事委員会においては、10 月 2 日、人事院勧告を踏まえ、県職員の期末・勤勉手当の支給率を民間の支給割合に見合うよう、現在の支給月数 4.45 月から期末・勤勉手当をそれぞれ 0.05 月、0.1 月合わせて 0.15 月引上げ、4.60 月とすることについて、県及び県議会に勧告を行ったところであります。

町長等の特別職の給与等につきましては、従来から職員給与に対する勧告に準じて改正しているところでありますが、県知事等の特別職の期末手当が改正されることとなりましたので、これに準じ町長等の特別職の期末手当を改正するものであります。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げますが、併せて、追加しました条例改正案新旧対照表の 1 ページをご覧ください。

まず、改正条例案第 1 条の町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。

第 4 条は、その他の給与を規定しており、町長、副町長及び教育長の本年 12 月に支給する期末手当の支給率について、「100 分の 167.5」を「100 分の 177.5」に改め、0.1 月分引上げるものであります。

次に、第 2 条につきましても、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。

条例改正案新旧対照表の 2 ページをご覧ください。

第 4 条は、その他の給与を規定しており、令和 7 年度以降の期末手当の支給率について 6 月、12 月ともに「100 分の 177.5」を「100 分の 172.5」に改正し、平準化するものであります。

次に、附則であります。施行期日であります。第 1 項の改正条例案第 1 条の規定は、公布の日から施行し、令和 6 年 12 月 1 日から適用するものであります。

第 2 項の改正条例案第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものであります。

第 3 項は、期末手当の内払いの規定で、改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 20 号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 20 号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第 19、議案第 21 号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第 21 号「議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

本案につきましては、先の議案第 20 号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」でもご説明申し上げましたとおり、人事院勧告等による職員の給与改定に準じ、県知事等の特別職及び県議会議員の期末手当が引き上げられることから、町におきましても同様に町議会議員の期末手当を 0.1 月引き上げるものであります。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げますが、合わせて、条例改正案新旧対照表の 3 ページをご覧ください。

まず、改正条例案第 1 条の「議会議員の議員報酬及び費用弁償の一部改正」であります。

第 7 条第 2 項は、期末手当の額を規定しており、12 月に支給する期末手当の支給率について、「100 分の 167.5」を「100 分の 177.5」に改め、0.1 月引き上げるものであります。

次に、改正条例案第 2 条につきましても「議会議員の議員報酬及び費用弁償の一部改正」であります。

条例改正案新旧対照表の 4 ページをご覧ください。

第 7 条第 2 項は、期末手当の額を規定しており、令和 7 年度以降の期末手当の支給率について、6 月、12 月ともに「100 分の 172.5」に改正し平準化するものであります。

次に、附則であります。第 1 項及び第 2 項はこの条例の施行期日であります。第 1 項の改正条例案第 1 条の規定は、公布の日から施行し、令和 6 年 12 月 1 日から適用するものであります。

第 2 項の改正条例案第 2 条の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものであります。

第 3 項は、期末手当の内払いの規定で、改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論はありますので、まず、原案に反対者の発言を許します。

5番、小林雅弘君。

○小林雅弘　5番、小林雅弘です。

私は議員の報酬を上げる件につきまして、反対する立場から討論をいたします。

まず議員の報酬については、若い町民の立候補を促すためにもあげるべきではないのか、そういう意見があることは十分承知しております。私もそう思います。

また、議長や総務常任委員長をはじめとする常任委員会委員長の仕事を見ると、議会を活性化しようとすればするほど、激務になっていて片手間ではできない仕事となっている。そういう点では、報酬の見直しは今後検討されなければならない課題だと考えております。しかし、今までに経験のない物価高の中で、町民の暮らしは大変になってきています。まだ物価高対策も効果を上げず、地方では物価上昇に見合う賃金アップも見られない。年金のアップも雀の涙程度、このようなときに議員報酬を上げていいのか。上げるのは今ではない。そう考え、今回は私は反対することとしたものです。

以上、私の反対討論を終わります。

○議長　次、原案に賛成の発言者の発言を許します。

12番、武藤道廣君。

○武藤道廣　私は賛成の立場で、御意見を申し上げたいと思います。

今ほど反対の立場での御意見ありました。西会津町議会としましては、国の人事院勧告及び県の人事委員会の勧告にほぼしたがって、今日までできております。

そして、上げるときを上げる。下げるときは下げるといような姿勢できておりますが、一時財政の問題でそれが叶わなかった時期もありました。あるときからこういうことに関しては必ず反対等がありましたけれども、あの時から反対をしていたらば、今現在私も30年近くなりますが、報酬はどのレベルになっていたのかなと大変深く感じる次第でありまして、今ほど話がありましたように、若い人が政治に関心を持ち、議員に挑戦する、議員になりたいというような、そういった道筋をつけるためにもしっかりとした考えのもとに報酬をしていかなければならないと強く感じております。

そういった意味で、今回の報酬に関しても、財政的にも問題もない。ただ、今ほどありましたように、物価高、それから賃金ということでもありますけれども、国全体が最低賃金を上げる、そして手取りを増やすような方向で動いているのも事実であります。

そんな中で、議会議員も町民の一人でもありますし、しっかりと今後いろんな事情はありますけれども、議員としてスキルをしっかりと踏まえ、高め、そして議会としてレベルアップをそれに努めることがまず第一ではないかと思えます。そういった意味で、この報酬の改定には賛成するものであります。皆様の御賛同をよろしくお願いします。

○議長　そのほかありますか。

それでは討論がありますので、原案に反対者の発言を許します。

9番、三留正義君。

○三留正義 原案に反対ということで、私は前段の討論とはちょっと性質が違う部分があります。道義的といいますか、そういったことでお話ししたいと思います。

議会全体でハラスメントという問題に取り組んでいます。ハラスメントに取り組んだ出だし、このスタートです。今、思い起こせば1年以上前に議場で総務省のパンフレットが配付された、そういったことがあったなと今、思い起こしていたんですが、議会全体としての視点、注目すべき視点、当時、私もハラスメント、社会的にもそれほどまだ話題性も呼んでなかった。確かに注目度は極めて弱かったと自分でも思っています。議会全体もそうでした。ハラスメントの窓口は今、開設されましたが、議会全体が注目すべき速度をもっと早く関心を強めていれば、ハラスメント対応の窓口の開設も幾ばくか早く開設できたのかな、そういった議会全体の責任、こういったことを私は悶々と考えてきました。全体としての責任、それはやはり議員として注目すべきことは注目する。そういったことが弱かった。そういった一面があったんではないか。それがいろいろな問題、そういったことに広がっていった可能性もあるか。早く着手していれば重篤にならない問題もあったかもしれない。

これを逆さに考えれば、やはり注目する時点が遅かったかという反省の言葉が浮かんできます。反省しなければならぬということは、やはり自分の心を議員全体の集まりですから、みんながもう一度襟を正して、きちん新しいスタートを切ってるんだ、これからもっと研さんしていくんだ、そういったことが町民の皆さんが規律正しく律された議会だともう一度見てもらう、そういった今、議会って何をやってるのかと疑問視する方も多い。そんな中で、数々の話題を生んでしまったこともある。やはり議会というのは無謬性、やはり正しいっていうこと。ここをしっかりと捉えていく。一人一人が、やはりもう一度改めて正しいということを見詰め直す機会でもあるのかな。

そこで、今回の本議案については、私の考え方としては見送るべきではないかと思いましたが、反対します。

以上です。

○議長 そのほかございますか。

6 番、荒海正人君。

○荒海正人 6 番、荒海正人です。

私は賛成の立場から、討論をいたします。

まず、今ほど三留議員がおっしゃられたハラスメントの件における議会全体の責任ということで言われました。現在ハラスメントに関する特別委員会の中で、まだ審議中な部分でもあります。

一方で、議会全体でハラスメントがあったということは認めたものの、その責任の所在に関しては、重い、軽い、まだ今後を裁量していかなければいけない部分があります。

そうした中で、この議案の中で議会全体の意思統一もされて合意形成もされていない中で、御提案されるのは時期尚早な話であるかなというふうに思われます。昨日、副議長にも就任されましたので、そのリーダーシップの中で、ぜひその責任の所在、方向性を取りまとめていただければなというふうに私のほうからは思います。

また、小林議員の反対討論の中で、今後検討すべきだと。今すべきではないということ

でありました。将来的にはすべきだろうという話かと思います。理由の中にもありましたけれども、今議会の中で常任委員会で取り組んでいる委員会の活性化の話、政策提言等も含む委員会の活性化の話、また、特別委員会等で実務的に進めている話、そういった話がありました。正直、町民の生活にまだ関わっていない部分が多数あるものの、一方で、これまでとは違って町民の声をくみ上げる。また、政策に反映するという体制は着実に進められているわけであります。

そこで、地域的な配慮ということと言われたんだと思いますけれども、ここは町民の代表として地域的な配慮を優先すべきではなくて、やはり町民をこれから導いていく町民の代表としての立場、町民を導く姿勢を示していくべきだなというふうに思っています。

また、さらに今回の案件に関しては際限なく報酬を上げるというものでは決してなくて、社会的基準を持って上げるものでありますんで、これまでの慣例どおり、これまでの議会が認めてきた流れどおり賛成すべきものだというふうに判断します。

そういった意味で、私は賛成の立場で討論させていただきました。

以上です。

○議長 そのほかございますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長 これにて討論を終結いたします。

これから、議案第 21 号、議会議員の報酬及び議員費用弁償条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は、原案のとおり賛成の方は起立を願います。

起立多数です。

したがって、議案第 21 号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第 20、議案第 22 号、令和 6 年度西会津町一般会計補正予算（第 6 次）議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第 22 号・「令和 6 年度西会津町一般会計補正予算・第 6 次の調整」について、ご説明いたします。

今次の補正につきましては、議案第 20 号及び議案第 21 号でご説明申し上げましたとおり、町長等の特別職及び議会議員の期末手当の引き上げに伴うものであります。

それでは予算書をご覧ください。

令和 6 年度西会津町の一般会計補正予算・第 6 次は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 550 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,054,984 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

補正の内容であります但、事項別明細書でご説明いたします。6 ページをご覧ください。

まず歳入であります但、18 款・繰入金、2 項 1 目・財政調整基金繰入金 550 千円の増は、

今次補正において不足する財源として繰り入れるものであります。

7 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款・議会費、1 項 1 目・議会費 32 万 2 千円の増、2 款・総務費、1 項 1 目・一般管理費 15 万 9 千円の増、10 款・教育費、1 項 2 目・事務局費 69 千円の増は、議会議員及び、町長等の特別職の期末手当の追加計上であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三　繰入金のところでの財政調整基金のこれを出した場合に、残高的なものが分かればお伺いします。

○議長　総務課長、伊藤善文君。

○総務課長　お答えいたします。

一応支出後の残高見込みでございますが、財政調整の残高見込みでございますが、6 億 5,893 万 9 千円の見込みであります。

以上でございます。

○議長　そのほかございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第 22 号、令和 6 年度西会津町一般会計補正予算（第 6 次）を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

異議がありますので、起立によって採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第 22 号、令和 6 年度西会津町一般会計補正予算（第 6 次）は原案のとおり可決されました。

日程第 21、請願第 4 号、福島県の自然景観を過剰な再生エネルギー開発から守るための法的な整備を求める意見書提出の請願についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、荒海正人君。

○総務常任委員長　総務常任委員会に付託されました請願について、請願審査報告書をもって御報告いたします。

請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第 92 条第 1 項の規定により御報告いたします。

受理番号、請願第4号。

付託年月日、令和6年12月6日。

件名、福島県の自然と景観を過剰な再生エネルギー開発から守るための法的な整備を求める意見書提出の請願について。

審査の結果、採択すべきものと決定いたしました。

以上であります。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、請願第4号、福島県の自然と景観を過剰な再生エネルギー開発から守るための法的な整備を求める意見書提出の請願についてを採決します。

お諮りします。

請願第4号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、請願第4号、福島県の自然と景観を過剰な再生エネルギー開発から守るための法的な整備を求める意見書提出の請願については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第22、議会議案第1号、西会津町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者の説明を求めます。

12番、武藤道廣君。

○武藤道廣　議案第1号、西会津町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

提出先は、西会津町議会議長、伊藤一男様です。

提出者、私、武藤道廣、青木照夫、小林雅弘、上野恵美子、荒海正人、仲川久人のメンバーです。

議案第1号、西会津町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例。上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び西会津町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

本条例は、議会が保有する個人情報の取扱いに必要な事項を定めたものであります。

初めに、本案の提出の理由であります。議案の最後に記載の提出の理由を御覧ください。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、（以下「マイナンバー法」、「番号法」といいます。）の改正に対応するとともに、所要の規定整備のため改正が行われましたので、関連する町条例についても一部改正が必要となったものであり

ます。

マイナンバー法改正の概要につきましては、皆さん御承知のとおり、マイナンバーカードの普及促進、利用範囲の拡大など複数ありますが、マイナンバーカードと健康保険証の一体化などもその一つであります。

それでは、議案書を御覧ください。

第2条は定義の規定であり、第4項第10項の改正は、所要の整備及び番号利用法の改正に伴うものであります。

第12条は、利用及び提供の制限の規定であり、第5項及び昇給の改正も所要の整備及び番号利用法の改正に伴うものであります。

第17条は、個人情報ファイル簿の作成及び公表の規定であり、以下第18条は開示請求権の規定、第27条は、第三者に対する意見書提出の機会の付与等の規定。

第31条は、訂正請求権の規定。

第32条は、訂正する請求の手続の規定。

第38条は、利用停止請求権の規定。

第39条は、利用停止請求の手続の規定。

第47条は適用除外の規定。

第48条は、開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等の規定であり、いずれの条項の改正も所要の整備による文言の修正であります。

次に附則ですが、この条例の施行日につきましては、上位法であります、番号法の施行期日を定める政令が公布されておらず、施行日が未定であることから、改正法の施行日とするものであります。

以上で説明を終わります。皆さんの御賛同をよろしくお願いします。

以上です。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議会案第1号、西会津町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議会案第1号、西会津町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第23、意見書案第1号、福島県の自然と景観を過剰な再生エネルギー開発から守るための法的な整備を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

6 番、荒海正人君。

○荒海正人 6 番、荒海正人です。

意見書案第 1 号、福島県の自然と景観を過剰な再生エネルギー開発から守るための法的な整備を求める意見書案について、御説明いたします。

それでは意見書の内容について、意見書案を御覧ください。

意見書案を朗読して、御説明いたします。

意見書案第 1 号、西会津町議会議長、伊藤一男様。

提出者、荒海雅人、小林雅弘、武藤道廣、猪俣常三、紫藤眞理子、秦貞継。

福島県の自然と景観を過剰な再生可能エネルギー施設開発から守るための法的整備を求める意見書。

標記の意見書を、会議規則第 13 条の規定により別紙のとおり提出します。

提出先、福島県知事、内堀雅雄様。

福島県の自然と景観を過剰な再生可能エネルギー開発から守るための法的な整備を求める意見書、再生可能エネルギーは地球温暖化や世界情勢が不安定となる中で、輸入に頼らない純国産エネルギーであることや発電時に CO₂ の排出がないなどのメリットがあるとされている。

その一方で、施設開発には広大な土地が必要となり、開発による自然環境の変化によって災害を誘発するなどの課題も浮き彫りにされてきている。

さらに過剰な施設設備建設は、景観の悪化という意味でも大きな問題がある。特に観光産業に力を入れる福島県においては、景観の悪化は地域全体のブランド力を低下させ、経済的な打撃を被りかねない。

また、地域住民の経営景観権を侵し得ない状況も考え得る。我々は決して再生可能エネルギーに反対の立場ではないものの、自然環境を破壊し、景観を崩す乱開発には反対の立場を取らざるを得ない。会津地区においても、再生可能エネルギー発電施設の開発において、地域住民から反対意見が出される事案も発生していることから、次の措置を講ずるよう強く求めるものである。

1、再生可能エネルギー開発に伴う林地開発において、環境影響評価に自然環境並びに景観への影響等を考慮する要件を加えること。

2、福島県の審議会における検討事項に開発による自然環境並びに景観に対する影響等を考慮する要件を加えること。

3、大規模な再生可能エネルギー開発に伴うトラブルが顕著化する中、抜本的な法規制に必要な法整備、並びに条例等の制定を実施すること。

4、大規模な再生可能エネルギー発電施設開発に際しては、現在電源開発地域に適用されている電源立地地域対策交付金、地元協力金と同様の交付を検討し、その財源確保のために開発事業者からの徴税措置を行えるような法的整備をすること。

5、開発事業者が開発許可、認可を受けた後に、運営主体の組織が大幅に改変された場合は、許可、認可、または手続自体を無効とするか、再申請を必要とする旨の要件を付け加える法的整備をすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから意見書案第 1 号、福島県の自然と景観を過剰な再生エネルギー開発から守るための法的な整備を求める意見書を採決します。

お諮りします。

意見書案第 1 号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、意見書案第 1 号、福島県の自然と景観を過剰な再生エネルギー開発から守るための法的な整備を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第 24、議員派遣についてを議題とします。

来る 12 月 19 日木曜日に開催されます喜多方広域管内 3 市町村議会議員研修会に全議員出席するため、西会津町議会会議規則第 118 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

お諮りします。

議員交流会の議員案件について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議員研修会に議員を派遣することに決定しました。

なお、お諮りいたします。

ただいま議決した議決事項について、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

日程第 25、常任委員会の継続審査申出についてを議題とします。

各常任委員会より、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 26、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員会より、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 27、特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会活性化特別委員会及びハラスメント実態調査及び議会ハラスメント防止条例調査特別委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会活性化特別委員会及び議会ハラスメント防止条例調査特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会活性化特別委員会及び議会ハラスメント防止条例調査特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長より挨拶があります。

町長、薄友喜君。

○町長 閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は条例の一部改正及び令和 6 年度一般会計補正予算、指定管理者の指定、人事案件など調整が当面する重要な議案案件 22 件、報告事項 1 件について、御審議をいただいたのでありますが、議員各位におかれましては、特段の御精励を賜り、全議案について原案のとおり御議決並びに御同意を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今後は一般質問及び議案審議の過程で皆様よりいただきました御意見を十分に尊重し、誠意をもって町政に反映させてまいる所存であります。

これから厳しい冬に迎えます。議員確認は、なお一層御自愛の上、町政進展のために特段の御理解と御協力を賜りますよう、衷心よりお願い申し上げます、閉会の御挨拶いたします。

今年も、残り少なくなりました。どうぞ良い年をお迎えください。ありがとうございました。

○議長 閉会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る 12 月 6 日以来、本日まで 6 日間にわたり、条例の一部改正をはじめ、令和 6 年度の補正予算、人事案件など多数の重要案件について、議員各位の真摯極めて真剣な御審議をいただき、議事進行に各位の御協力を得ましたことに対し、厚く御礼を

申し上げます。

また、町当局におかれましても、審議の間、自身真摯な態度をもって審議に協力されたことに対し、深く敬意を表しますとともに、本会議において議員各位から述べられました意見、要望事項につきましては、特に留意され、適切な執行に十分反映されますよう切望し、町政進展のため一層の御努力をお願い申し上げます。

今年も残り少なくなり、寒さも厳しさを増してまいりました。議員の皆様方、執行部の皆様方におかれましては、一層御自愛の上、良いお年を迎えられますよう、御祈念いたしますとともに、今後とも町政の積極的な推進に御精励賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

これをもって、令和6年第6回西会津町議会定例会を閉会します。お疲れさまでございました（14時05分）